

天竜川水系河川整備計画

【大臣管理区間】

変更

令和6年(2024年)7月

中部地方整備局

策 定 及 び 変 更 経 過		
区 分	年 月 日	備 考
策 定	平成 21 年（2009） 7 月	
変 更	令和 6 年（2024） 7 月	

目 次

第1章	流域及び河川の現状と課題	1-1
第1節	流域及び河川の概要と取り組みの沿革	1-1
第1項	流域及び河川の概要	1-1
第2項	治水の沿革	1-4
第3項	利水の沿革	1-12
第4項	河川環境の沿革	1-14
第5項	土砂の管理の沿革	1-15
第2節	河川の整備の現状と課題	1-17
第1項	洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	1-17
第2項	河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	1-22
第3項	河川環境の現状と課題	1-23
第4項	土砂の管理の現状と課題	1-26
第5項	河川の維持管理の現状と課題	1-28
第6項	近年の豪雨災害等を踏まえた現状と課題	1-31
第2章	河川整備計画の目標に関する事項	2-1
第1節	整備計画対象区間	2-2
第2節	整備計画対象期間	2-4
第3節	河川整備計画の目標	2-4
第1項	洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	2-4
第2項	河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	2-6
第3項	河川環境の整備と保全に関する目標	2-6
第4項	総合的な土砂の管理に関する目標	2-6

第3章	河川の整備の実施に関する事項	3-1
第1節	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	3-1
第1項	洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	3-1
1	水位低下対策	3-2
(1)	河道掘削・樹木伐開	3-2
(2)	工作物の改築等	3-6
(3)	洪水調節機能の強化	3-7
①	上流部における治水機能増強検討調査	3-7
②	天竜川ダム再編事業	3-7
2	堤防強化	3-8
(1)	洪水の通常的作用に対する安全性の強化	3-8
(2)	洪水時の急流対策	3-12
(3)	扇頂部対策	3-15
(4)	地震対策	3-15
3	危機管理対策	3-16
(1)	防災関係施設の整備	3-16
①	河川防災ステーション等の整備	3-16
②	広域防災ネットワークの構築	3-17
(2)	被害を最小化するための取り組み	3-17
(3)	狭窄部上流の水位上昇対策	3-17
(4)	諏訪湖周辺等における被害の軽減に向けた対策	3-17
第2項	河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3-18
1	河川水の適正な利用	3-18
2	流水の正常な機能の維持	3-18
3	渇水時の対応	3-18
4	発電減水区分対策	3-18
第3項	河川環境の整備と保全に関する事項	3-19
1	河川環境の整備と保全	3-19
(1)	良好な自然環境の保全・創出	3-19
(2)	動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創出	3-19
2	良好な景観の維持・形成	3-21
(1)	特徴的な景観の維持・形成	3-21
(2)	水辺景観の維持・形成	3-21
3	人と川との豊かなふれあいの増進	3-22
4	水質の維持・改善の推進	3-24
第4項	総合的な土砂の管理に関する事項	3-25

1 流砂系の健全化	3-25
(1) 土砂生産・流出領域での取り組み	3-25
(2) 本川ダム領域、支川ダム領域での取り組み	3-25
① 美和ダム堆砂対策	3-26
② 小渋ダム堆砂対策	3-26
③ 佐久間ダム堆砂対策（天竜川ダム再編事業）	3-26
(3) 谷底平野河道領域、扇状地河道領域での取り組み	3-27
(4) 海岸領域での取り組み	3-27
(5) 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握	3-27
① 河床変動と河道内樹木のモニタリング	3-27
② 堆砂対策施設関連のモニタリング	3-28
③ 土砂動態の解明に向けた検討	3-28
④ 土砂の流下による河川環境の変化の把握	3-28
第5項 流域治水の推進に関する事項	3-29
1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	3-30
2 被害対象を減少させるための対策	3-30
3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	3-31
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	3-32
第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3-33
1 堤防の維持管理	3-33
(1) 堤防の維持管理	3-33
(2) 堤防除草	3-34
2 樋門等の維持管理	3-34
(1) 樋門等の維持管理	3-34
(2) 老朽化等への対応	3-36
3 河道の維持管理	3-36
(1) 河床・河岸の維持管理	3-36
(2) 樹木の維持管理	3-36
4 河川維持管理機器等の維持管理	3-38
(1) 光ケーブル・河川監視用カメラ等の維持管理	3-38
(2) 危機管理施設の維持管理	3-38
5 許可工作物の適正な維持管理	3-38
6 流下物の処理	3-38
7 ダム本体・観測機器等の維持管理	3-39
8 ダム貯水池の維持管理	3-39
9 危機管理対策	3-40
(1) 洪水時等の管理	3-40

(2) 水防等に関する連携・支援	3-40
(3) 河川情報システムの整備	3-41
(4) 水質事故対策	3-41
第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3-42
1 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	3-42
(1) 適正な流水管理や水利用	3-42
(2) 渇水時の対応	3-42
第3項 河川環境の維持に関する事項	3-42
1 河川の清潔の維持	3-42
(1) 不法投棄物等の処理	3-42
(2) 水質の維持	3-42
2 地域と連携した取り組み	3-42
(1) 河川愛護団体等との連携	3-42
(2) 水源地域ビジョン等の実施	3-43
(3) 河川利用・水面利用の適正化	3-43

●計画諸元表

●附 図

- ・天竜川水系流域図
- ・附図

第1章 流域及び河川の現状と課題

第1節 流域及び河川の概要と取り組みの沿革

第1項 流域及び河川の概要

天竜川は、長野県茅野市の八ヶ岳連峰に位置する赤岳（標高2,899m）を源とし、諏訪盆地の水を一旦諏訪湖に集める。諏訪湖の釜口水門からは、途中、三峰川、小渋川等の支川を合わせながら、西に中央アルプス（木曽山脈）、東に南アルプス（赤石山脈）に挟まれた伊那谷を経て山間部を流下し、さらに遠州平野を南流し、遠州灘に注ぐ、幹川流路延長213km、流域面積5,090km²の一級河川である。

天竜川の河床勾配は、上流域の支川は1/40～1/100程度と急流で、本川は上流部で約1/200程度、中流部で約1/300～1/700程度、下流部で約1/500～1/1,000程度と比較的急流である。

天竜川流域は、長野県、静岡県及び愛知県の3県にまたがり、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、飯田市、浜松市、磐田市等の主要都市を有している。流域の関係市町村の人口は、昭和55年（1980年）と令和2年（2020年）を比較すると約120万人から約160万人に大きく増加している一方で、高齢化率は、約11%から約30%に大きく増加している。また、流域の土地利用は、山地等が約82%、水田、畑地等の農地が約10%、宅地等が約6%となっている。

天竜川流域では、豊かな自然と豊富な水量を活用し、16世紀におけるかんがい用水に始まり、江戸時代からは河川舟運等が発達してこの地域の文化、経済を発展させてきた。その後、近代に入り、水力発電の開発等により、南信州・東三河・遠州地方の文化、社会、産業、経済の発展の基礎となってきた。現在、天竜川流域には、東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、一般国道1号、東海道新幹線、東海道本線、中央本線、飯田線等、日本の産業経済の根幹をなす主要な交通が集中し、交通の要衝となっている。特に上流域では、中央アルプス、南アルプスの豊富な水を利用した農業や諏訪湖・伊那市周辺では精密機械産業が発達し、下流域では浜松市を中心に自動車産業や楽器産業等わが国を代表するものづくり地域となっていることから、天竜川は南信州・東三河・遠州地方さらにはわが国の文化、社会、経済を支える重要な河川となっている。また、上流域の天龍峡などを和舟で下る舟下りは河川の遊覧船としては日本で屈指の歴史と伝統があり、紀行文や短歌などの文芸作品や書画なども生み出されており、当地域の観光地の発展に大きく貢献するとともに、生業としての舟下りと造船・操船技術とを併せて「天竜川の舟下り」として飯田市民俗文化財に指定されている。さらに、天竜川水系が有する広大な水と緑の空間は、南アルプス国立公園、中央アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、天竜奥三河国立公園等の恵まれた自然環境を形成し、良好で多様な生態系を育むとともに、地域住民に憩いと安らぎを与える場となっている。河川上空ではドローンを活用した荷物等配送（以下、「ドローン物流」という。）の取り組みが始まっており、長野県伊那市において三峰川と美和湖上空域でのドローン物流が実用化している。また令和5年（2023年）9月にデジタルライフライン全国総合整備実現会議の中間とりまとめにおいてドローン航路設定の先行

地域として静岡県浜松市（天竜川水系）が選定されており、ドローン物流の安全かつ高速なドローン航行の実現を目指している。

流域の地形は、上流域は北東部に位置する八ヶ岳連峰の赤岳をはじめ、東部は南アルプスの間ノ岳^{あいのだけ}、塩見岳^{しおみだけ}等、西部には中央アルプスの駒ヶ岳^{こまがたけ}、空木岳^{うつぎだけ}等、複造山帯と呼ばれ、造山運動により形成された複雑な地史を持ち、現在もお隆起を続ける3,000m級の山々に囲まれ、山地の隆起と天竜川の侵食とによって形成された段丘や田切地形が発達している。中流域は長野、静岡、愛知の県境となる山間地形であり、下流域は扇状地で遠州平野等を形成している。

流域の地質は、日本列島有数の大きな構造線である中央構造線や糸魚川－静岡構造線^{いといがわ}が通り、諏訪地方ではグリーンタフ地帯、中央構造線より西側の内帯では花崗岩類からなる領家^{りょうけ}帯、東側は砂岩・粘板岩等の海底で堆積し隆起した堆積岩からなる秩父^{ちちぶ}帯等、様々な地質構造が見られる。上流域では地形が急峻なことに加え、地質が脆弱で大規模な崩壊地が多いため、土砂生産が活発であり、大量の土砂は有史以前から谷を下り、遠州平野の扇状地を形成するとともに、御前崎から伊良湖岬に至る遠州灘の海岸線を形成した。

流域の気候は、本州中央部の山岳地帯から太平洋岸の平野部まで南北に長い流域を有するため、その特性にかなりの地域差がある。流域の年間降水量は、上流域は内陸性気候のため平地帯で1,200～1,800mmと少ないが、それを東西に挟む南アルプスや中央アルプスの山岳地帯では約1,600～3,000mmと多く、中流域は山間地形のため南からの暖湿気流の影響により約2,000～3,000mmと多い。下流域は典型的な太平洋側気候のため約2,000～2,200mmとなっている。

天竜川の源流付近に位置する諏訪湖へ流入する河川では、サツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）等の魚類が生息している。諏訪湖の湖岸にはヨシやマコモ等の抽水植物、エビモ等の沈水植物が生育・繁茂し、ワカサギやナガブナ等の魚類が生息・繁殖し、コハクチョウやカモ類が飛来し越冬している。近年、湖岸ではヒシ類の繁茂による湖内の貧酸素水域の拡大が見られ、諏訪湖の生態系への影響が懸念されている。

天竜川上流部における釜口水門^{てんりゅうきよう}から天竜峡^{がりゅうきよう}までの区間は、狭窄部と氾濫原が交互に現れる地形であり、飯田市に位置する鷲流峡^{がりゅうきよう}は豊かな自然環境・美しい渓谷を有し「天竜小渋水系県立公園」に指定されている。砂礫河原には、ツツザキヤマジノギク、カワラニガナ等の河原特有の植物が生育し、イカルチドリが生息・繁殖している。生物の生息・生育環境を保全・再生・創出するための自然再生事業により砂礫河原の再生も行われている。コマツナギが露出する堤防草地ではコマツナギを食樹とする絶滅危惧種^{ミヤマシジミ}の生息・繁殖地となっている。瀬には、絶滅危惧種のアカザが生息・繁殖、アユ（放流）が生息するとともに、伊那谷の郷土食である「ザザムシ」として利用されるヒゲナガカワトビケラ等の水生昆虫が生息・繁殖している。淵にはウグイ、ワンドやたまりには絶滅危惧種^{ナゴヤダルマガエル}のナゴヤダルマガエル、スナヤツメ類が生息・繁殖している。狭窄部では、ヤマセミの採餌場等となる河畔林が連続している。

天竜峡から鹿島^{かじま}に至る中流部は、「天竜奥三河国定公園」に指定されており、名勝「天竜峡」に代表される渓谷とダム湖湛水域が連続し、渓谷沿いの山地には「天竜美林^{てんりゅうびりん}」と称されるスギ・ヒノキ植林が広がっている。水辺と森林が一体となったダム湖湛水域に

は、長野県指定天然記念物であるブッポウソウ、オシドリやヤマセミが生息し、瀬にはアユ（放流も含む）が生息する。また、淵にはサツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が生息し、水辺には、カジカガエルが生息・繁殖している。

鹿島から河口に至る下流部は、扇状地が広がり砂礫主体の「白い河原」が形成されている。洪水の攪乱により形成された複列砂州には瀬・淵、支川合流部等にはワンド・たまり、河口部には湿地や干潟が形成されている。砂礫河原では絶滅危惧種のコアジサシが生息・繁殖し、瀬ではアユが産卵し、ワンド・たまりでは絶滅危惧種のスナヤツメ類やミナミメダカが生息・繁殖している。また、河口部の湿地ではタコノアシやカワヂシャが生育し、堤防草地や低草地が広がる河原等ではコマツナギを食樹とする絶滅危惧種のミヤマシジミ、湿地ではトビハゼやコガネチワラスボが生息・繁殖している。一方、遠州灘沿岸の海岸線が後退したことによりかつての砂浜が失われつつある。

支川 ^{よこかわ}横川 川の西麓は木曽山脈に接し、天竜川合流部では、扇状地が形成されており、天竜川本川より水温が低く、近年、アユの好漁場となっている。瀬にはカジカ、淵にはシマドジョウ類が生息・繁殖している。

支川 ^{みつみ}三峰 川は、急流河川特有の霞堤が複数存在し、また、下流部に広がる砂礫河原にはイカルチドリが生息・繁殖している。生物の生息・生育環境を保全・再生・創出するための自然再生事業により砂礫河原の再生も行われている。さらに、堤防草地はコマツナギを食樹とする絶滅危惧種のミヤマシジミの生息・繁殖地となっている。瀬には絶滅危惧種のアカザ、ワンド・たまりには絶滅危惧種のスナヤツメ類が生息・繁殖している。

支川 ^{こしづ}小渋 川は、上流部に小渋ダムを有し、下流部では沖積面を緩く蛇行して流下する。瀬には、絶滅危惧種のアカザ、カジカ、淵にはサツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が生息している。

なお、特定外来生物として、魚類ではコクチバス、オオクチバス、ブルーギル等、植物ではオオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ等が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。

水質については、天竜川本川の環境基準点における BOD75%値は環境基準を概ね満足している。諏訪湖においては、関係地方公共団体による水質保全計画に基づく下水道整備や工場排水対策とともに、地域住民等による河川愛護活動で流入河川の浄化対策が取り組まれている。

このように天竜川水系の持つ治水・利水・河川環境についての意義は極めて大きい。

第2項 治水の沿革

天竜川の治水事業に関する記録としては、奈良時代の^{しよくにほんぎ}続日本紀の記述が最も古く、^{てんぴやうほうじ}天平宝字5年(761年)に堤防が決壊し、修築されたと記されている。また、^{れいいき}霊亀元年(715年)には地震により天竜川が塞き止められ、その後決壊したとの記述もある。

近代における治水事業は、明治初頭の^{きんばらめいぜん}金原明善による献身的な努力に始まり、明治17年(1884年)に下流部で第1次改修に着手し、連続堤の整備を進めるとともに、舟運のための低水路工事や鹿島から^{ときまた}時又までの航路確保のための岩破碎工事を実施し、明治32年(1899年)に竣工した。その後、明治44年(1911年)の大洪水を契機に、大正12年(1923年)に鹿島における計画高水流量を $11,130\text{m}^3/\text{s}$ とした第2次改修に着手し、川幅の拡張や旧堤の増築、河道掘削、護岸や水制の整備等の河道改修を^{おおひら}実施し、大平川及び東西の派川の締切を行った。

上流部では、昭和7年(1932年)から治水事業に着手し、諏訪湖に流入する河川の改修、湖岸の整備を行い、昭和11年(1936年)に釜口水門を設置した。その後、昭和20年(1945年)の台風10号による大災害を契機に、昭和22年(1947年)に天竜峡における計画高水流量を $4,300\text{m}^3/\text{s}$ とした上流部改修計画を定め、築堤や護岸、水制の整備等の河道改修を実施した。この際、狭窄部の上流においては、開口部が有する洪水時の遊水機能と洪水後の排水機能を保持しつつ、堤防の整備を行った。さらに、昭和30年(1955年)には、天竜峡における基本高水のピーク流量を $4,300\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量を $4,000\text{m}^3/\text{s}$ とする改修計画とし、昭和34年(1959年)に三峰川に^{みわ}美和ダムを建設した。その後、^{さぶろくきがい}三六災害と呼ばれる昭和36年(1961年)6月の梅雨前線豪雨による未曾有の大災害や、昭和39年(1964年)の河川法の改正を契機に天竜川水系は昭和40年(1965年)に一級水系に指定され、同年に天竜峡における基本高水のピーク流量を $4,300\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量を $3,190\text{m}^3/\text{s}$ とし、鹿島における基本高水のピーク流量及び計画高水流量を $11,130\text{m}^3/\text{s}$ とする工事实施基本計画を策定した。この計画に基づき、河道改修を促進するとともに、昭和44年(1969年)に^{こしづ}小渋川に小渋ダムを建設した。その間、中下流部においては、昭和42年(1967年)より局部的な改修を実施した。

その後、工事实施基本計画策定以降の度重なる洪水の被害や流域の開発の状況から、昭和48年(1973年)に工事实施基本計画を全面的に改定し、上流部では、天竜峡における基本高水のピーク流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ 、上流ダム群により $1,200\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、計画高水流量を $4,500\text{m}^3/\text{s}$ とした。中下流部については、鹿島における基本高水のピーク流量を $19,000\text{m}^3/\text{s}$ 、上流ダム群により $5,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、計画高水流量を $14,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。この計画に基づき、河道掘削等を行うとともに、堤防の安全性を確保するため、高水敷の造成や水衝部対策等を実施した。また、昭和48年(1973年)に^{おおにゅう}大入川に^{しんとよね}新豊根ダムを建設した。

工事实施基本計画に基づく近年の主要な工事として、上流部では既往最大となる昭和58年(1983年)9月に発生した洪水により、甚大な被害を受けた諏訪湖周辺及びその下流の伊那市周辺、飯田市を中心に引堤、河道掘削等を実施した。

また、飯田市の^{かわじ}川路・^{たつ、え}龍江・^{たつおか}竜丘地区は、三六災害をうけ、越流堤方式による治水対策を完了していたが、上流の^{あさひ}鷺流峡と下流の天龍峡との狭窄部間の氾濫原に位置し、上

流からの土砂が堆積しやすい地形であるとともに、下流の^{やすおか} 泰草ダムによる背砂もあり、約96haの土地を全面盛土方式として治水対策を進めることとし、長野県、飯田市、電力会社及び地域と協力の上、昭和60年度(1985年度)に事業着手し、堤内地を計画高水位まで盤上げ等を行い、土地利用については、区画整理方式により面的整備を実施し、平成14年度(2002年度)に完了した。現在、多くの住宅や商工業施設で賑わっており、地域が主体となったまちづくりの推進や平成14年(2002年)7月に開館した天竜川総合学習館「かわらんべ(飯田市と国(河川管理者)による共同運営)」を拠点とした、防災に関する知識・備えなどの普及啓発活動の取組、自然豊かな天竜川上流域の魅力を発信する体験講座、水害の歴史など、地域の歴史を伝えるコミュニティとして活用しており、流域治水の先駆的な取組を進めている。

昭和63年(1988年)からは三峰川において^{とくさ} 戸草ダムの建設事業に着手し、美和ダムの再開発と合わせて平成元年(1989年)から三峰川総合開発事業を行ってきたが、平成21年(2009年)7月に策定した河川整備計画において、「戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討する。」とし、平成24年(2012年)11月のダム検証における対応方針を受け、美和ダムの再開発のみを実施した。

また、三峰川合流部より上流部では既往最大となった平成18年(2006年)7月洪水による諏訪湖周辺での浸水、^{みのわ} 箕輪町での堤防決壊等の甚大な被害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業及び河川災害復旧助成事業を平成18年度(2006年度)に事業着手し、平成22年度に完了した。また、美和ダムや小渋ダム等で、ダムへの土砂流入抑制や総合土砂管理に資する土砂バイパス等を建設した。

平成20年(2008年)に策定した天竜川水系河川整備基本方針では、近年の既往洪水について検討した結果、基本高水のピーク流量は、天竜峡において $5,700 \text{ m}^3/\text{s}$ 、鹿島において $19,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、流域内の洪水調節施設により計画高水流量は、天竜峡において $4,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 、鹿島において $15,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とした。また、平成21年(2009年)より、天竜川中下流部の洪水を防御するため、既設の利水専用ダムである^{さくま} 佐久間ダムを有効活用し、新たに洪水調節機能を確保する天竜川ダム再編事業の建設事業を実施している。

平成21年(2009年)7月には、目標流量を基準地点天竜峡で $5,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 、基準地点鹿島で $15,000 \text{ m}^3/\text{s}$ とする河川整備計画を策定した。この計画に基づき、河道掘削や堤防整備・強化、既存の洪水調節施設等の有効活用を図る整備等を実施している。

また、令和5年(2023年)12月には、気候変動により予測される将来の降雨量等の増加等を考慮して天竜川水系河川整備基本方針を変更し、基本高水のピーク流量を、天竜峡において $5,900 \text{ m}^3/\text{s}$ 、鹿島において $19,900 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、流域内の洪水調節施設により計画高水流量は、天竜峡において $4,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 、鹿島において $15,500 \text{ m}^3/\text{s}$ とした。

天竜川水系の直轄砂防事業は、昭和12年(1937年)の小渋川流域に始まり、その後、昭和26年(1951年)に三峰川流域、昭和34年(1959年)に^{かたぎりまつ} 片桐松川流域を加え、昭和36年(1961年)6月の梅雨前線豪雨により発生した^{おおしか} 大鹿村の^{おおにしやま} 大西山大崩壊をはじめとする上流域全体での甚大な被害を受け、翌37年(1962年)に^{おたぎり} 太田切川流域、^{なかたぎり} 中田切川流域、^{よたぎり} 与田切川流域、^{しんぐう} 新宮川流域、^{やまむろ} 山室川流域、^{ふじさわ} 藤沢川流域、さらに昭和52年

(1977 年)に遠山^{とおやま}川流域を加えた。現在、天竜川流域の約 1/4 の面積にあたる約 1,332km²が直轄砂防区域となっており、砂防堰堤、流路工、床固工、護岸工等の整備を行っている。また流域内では、昭和 63 年(1988 年)から直轄地すべり対策事業を実施しており、現在、飯田市^{いいだしみなみしなのこのた}南信濃此田地区、天竜川中流地区において事業を実施している。

表-1.1.1 主な洪水と被害状況(明治・大正期)

年月	被害状況
明治元年(1868 年)5 月、7 月	5 月 18 日の大満水に続いて 7 月 2 日、大洪水。辰の満水。 ^{※1} 上流部の各所で新田が流失する。
明治 44 年(1911 年)8 月	伊那谷に一日で 221mm の豪雨。 ^{※1} 死者・行方不明者 28 名(上流：9 名 ^{※1} 、下流：19 名 ^{※2}) 全壊：77 戸、流失：105 戸、半壊：181 戸(下流 ^{※2}) 床上浸水：5,446 戸、床下浸水：3,517 戸(下流 ^{※2})
大正 15 年(1923 年)6 月	6 月 8 日より豪雨。翌日には当時の飯田測候観測所開始以来の雨量を記録。 ^{※1}

※1：天竜川の災害年表(語りつぐ天竜川) 天竜川上流工事事務所

※2：静岡県異常気象災害誌 静岡県産業気象協会・静岡地方気象台編

表-1.1.2 主な洪水と被害状況（昭和期以降）（1/2）

年月	気象要因	被害状況
昭和 20 年 (1945 年) 10 月	台風 10 号	死者・行方不明者：77 名（上流：43 名 ^{※1} 、下流：34 名 ^{※2} ） 全壊・流失・半壊・一部破損：107 戸（上流：106 戸 ^{※1} 、下流：1 戸 ^{※2} ） 床上浸水：2,335 戸（上流：2,204 戸 ^{※1} 、下流：131 戸 ^{※2} ） 床下浸水：5,559 戸（上流：4,843 戸 ^{※1} 、下流：716 戸 ^{※2} ） 浸水面積：1,273 ha（下流 ^{※2} ）
昭和 28 年 (1953 年) 7 月	低気圧	死者・行方不明者：16 名（上流 ^{※1} ） 全壊・半壊：253 戸（上流 ^{※1} ） 床上浸水：131 戸（上流 ^{※1} ） 浸水家屋等：30 戸（下流 ^{※2} ）
昭和 32 年 (1957 年) 6 月	台風 5 号	死者・行方不明者：23 名（上流：20 名 ^{※1} 、下流：3 名 ^{※2} ） 全壊・半壊：158 戸（上流 ^{※1} ） 床上浸水：377 戸（上流 ^{※1} ） 浸水面積：1,400 ha（下流 ^{※2} ）
昭和 34 年 (1959 年) 8 月	台風 7 号	死者・行方不明者：71 名（上流 ^{※1} ） 全壊・半壊：5,482 戸（上流 ^{※1} ） 床上浸水：4,238 戸（上流 ^{※1} ） 床下浸水：10,959 戸（上流 ^{※1} ）
昭和 36 年 (1961 年) 6 月	梅雨前線 豪雨	死者・行方不明者：136 名（上流 ^{※1} ） 流失：833 戸（上流：819 戸 ^{※3} 、下流：14 戸 ^{※3} ） 全壊・半壊：234 戸（上流：184 戸 ^{※3} 、下流：50 戸 ^{※3} ） 床上浸水：3,689 戸（上流：3,333 戸 ^{※3} 、下流：356 戸 ^{※3} ） 床下浸水：4,779 戸（上流：4,498 戸 ^{※3} 、下流：281 戸 ^{※3} ） 浸水面積：5,507 ha（上流：2,626ha ^{※3} 、下流：2,881ha ^{※3} ）
昭和 40 年 (1965 年) 9 月	台風 24 号	死者：2 名（上流 ^{※1} ） 全壊・流失：43 戸（上流：30 戸 ^{※3} 、下流：13 戸 ^{※3} ） 半壊・床上浸水：826 戸（上流：44 戸 ^{※3} 、下流：782 戸 ^{※3} ） 床下浸水：866 戸（上流：60 戸 ^{※3} 、下流：806 戸 ^{※3} ） 浸水面積：601ha（上流：37ha ^{※3} 、下流：564ha ^{※3} ）
昭和 43 年 (1968 年) 8 月	台風 10 号	死者・行方不明者：12 名（上流：7 名 ^{※1} 、下流：5 名 ^{※2} ） 全壊・流失：45 戸（上流：28 戸 ^{※3} 、下流：17 戸 ^{※3} ） 半壊・床上浸水：929 戸（上流：183 戸 ^{※3} 、下流：746 戸 ^{※3} ） 床下浸水：1,591 戸（上流：679 戸 ^{※3} 、下流：912 戸 ^{※3} ） 浸水面積：737.8ha（上流：391.7ha ^{※3} 、下流：346.1ha ^{※3} ）
昭和 44 年 (1969 年) 7 月	前線	全壊・流失：3 戸（下流 ^{※3} ） 半壊・床上浸水：410 戸（上流：8 戸 ^{※3} 、下流：402 戸 ^{※3} ） 床下浸水：654 戸（上流：179 戸 ^{※3} 、下流：475 戸 ^{※3} ） 浸水面積：1,204.9ha（上流：166.1ha ^{※3} 、下流：1,038.8ha ^{※3} ）

注）表中（上流）は長野県内、（下流）は静岡県内及び愛知県内の被害を指す。

※1：長野県の災害と気象 長野県（S40(1965 年)以前については全県の値）

※2：静岡県異常気象災害誌 静岡県産業気象協会・静岡地方気象台編

※3：水害統計 国土交通省河川局

表-1.1.2 主な洪水と被害状況（昭和期以降）（2/2）

年月	気象要因	被害状況
昭和 45 年 (1970 年) 6 月	前線	全壊・流失：90 戸（上流 ^{※1} ） 床上浸水：48 戸（上流：47 戸 ^{※3} 、下流：1 戸 ^{※3} ） 床下浸水：497 戸（上流：495 戸 ^{※3} 、下流：2 戸 ^{※3} ） 浸水面積：699.9ha（上流：635.2ha ^{※3} 、下流：64.7ha ^{※3} ）
昭和 57 年 (1982 年) 7 月	台風 10 号	死者・行方不明者：2 名（上流 ^{※1} ） 全壊・流失・半壊：17 戸（上流 ^{※3} ） 床上浸水：275 戸（上流：175 戸 ^{※3} 、下流：100 戸 ^{※3} ） 床下浸水：1,132 戸（上流：813 戸 ^{※3} 、下流：319 戸 ^{※3} ） 浸水面積：452.7ha（上流：377.3ha ^{※3} 、下流：75.4ha ^{※3} ）
昭和 58 年 (1983 年) 9 月	台風 10 号	死者・行方不明者：9 名（上流：6 名 ^{※1} 、下流：3 名 ^{※4} ） 全壊・流失・半壊：64 戸（上流：60 戸 ^{※3} 、下流：4 戸 ^{※3} ） 床上浸水：2,376 戸（上流：2,312 戸 ^{※3} 、下流：64 戸 ^{※3} ） 床下浸水：4,204 戸（上流：4,183 戸 ^{※3} 、下流：21 戸 ^{※3} ） 浸水面積：2,034.2ha（上流：1,977.9ha ^{※3} 、下流：56.3ha ^{※3} ）
昭和 60 年 (1985 年) 6 月	台風 6 号	死者：1 名（上流 ^{※1} ） 全壊・流失・半壊：2 戸（上流：1 戸 ^{※3} 、下流：1 戸 ^{※3} ） 床上浸水：29 戸（上流 ^{※3} ） 床下浸水：254 戸（上流 ^{※3} ） 浸水面積：217.8ha（上流：217.7ha ^{※3} 、下流：0.1ha ^{※3} ）
平成 3 年 (1991 年) 9 月	台風 18 号	死者・行方不明者：2 名（上流：1 名 ^{※1} 、下流：1 名 ^{※2} ） 全壊・流失：9 戸（上流：4 戸 ^{※3} 、下流：5 戸 ^{※3} ） 半壊：4 戸（上流：1 戸 ^{※3} 、下流：3 戸 ^{※3} ） 床上浸水：24 戸（上流：1 戸 ^{※3} 、下流：23 戸 ^{※3} ） 床下浸水：250 戸（上流：152 戸 ^{※3} 、下流：98 戸 ^{※3} ） 浸水面積：59.7ha（上流：23.4ha ^{※3} 、下流：36.3ha ^{※3} ）
平成 11 年 (1999 年) 6 月	前線	床上浸水：17 戸（上流 ^{※3} ） 床下浸水：154 戸（上流 ^{※3} ） 浸水面積：29.3ha（上流 ^{※3} ）
平成 18 年 (2006 年) 7 月	梅雨前線 豪雨	死者・行方不明者：12 名（上流 ^{※1} ） 全壊・半壊：12 戸（上流 ^{※5} ） 床上浸水：1,116 戸（上流 ^{※5} ） 床下浸水：1,807 戸（上流 ^{※5} ） 浸水面積：661ha（上流 ^{※5} ）

注）表中（上流）は長野県内、（下流）は静岡県内及び愛知県内の被害を指す。

※1：長野県の災害と気象 長野県（S40(1965 年)以前については全県の値）

※2：静岡県異常気象災害誌 静岡県産業気象協会・静岡地方気象台編

※3：水害統計 国土交通省河川局

※4：静岡県地震防災センターHP 内「静岡県の災害年報」

※5：諏訪湖・天竜川河川激甚災害対策特別緊急事業等パンフレット

天竜川上流河川事務所・長野県諏訪建設事務所

表-1.1.3 主な地震と被害状況（江戸期以降）（1/2）

年月	地震名	地震の規模 M(マグニチュード)	死者・行方不明者	被害状況※2
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	5,038人※1	静岡県全県下で被害が大きかった。 磐田市（旧豊田町）の状況は、井通村の天竜川の大井通堤が崩れ、井堀埋り、田畑や道路に地割れができた。気子島では倒壊家屋7戸を生じた。震度は気子島で6である。 浜松市では、浜松で潰家71戸、半潰家29戸、大破損家52戸があった。地盤の沈下、地割れがあり、砂・小石が水とともに噴き出した所もある。震度は6～7であった。天竜区水窪町の震度は5～6になった。
安政元年 (1854年) 12月23日	安政東海地震	8.4	2,000 ～3,000人※2	静岡県全県下に大きな被害があった。 磐田市（旧竜洋町）掛塚では家屋の潰れ200戸、潰れ同様に破損した家300戸という大被害で、駒場でも村中の家は95戸潰家、その他半潰、十束村で家屋の倒壊おびただしかったという。その他、地割れからの泥水噴出、土地の陥没、天竜川の堤の破壊などが各所で起こった。震度は掛塚・駒場で7、中島で5であった。磐田市（旧豊田町）では天竜川沿いの池田は案外潰れ少なく、上本郷では17戸中11戸全壊、6戸半壊したといわれる。震度は上本郷で6～7、池田で6であった。 浜松市では城の門1つ角矢倉1つが落ちた。寺院や瓦の家は残らず倒れた。震度は金折・浜松で5～6。浜松市浜北区（旧浜北市）中瀬村で半壊3戸。田畑が裂け、泥水を噴き出した。震度は浜北区中瀬で5～6、天竜区二俣町二俣で5～6程度、横山・横川・西鹿島などは5、天竜区龍山町瀬尻・下平山・大嶺などで5、天竜区佐久間町奥領家・地頭方・戸口で震度5程度であった。

※1：中央防災会議資料

※2：静岡県地震防災センターHPから沿川の災害を抽出し現在の市名を追記

表-1.1.3 主な地震と被害状況（江戸期以降）（2/2）

年月	地震名	地震の規模 M(マグニチュード)	死者・行方不明者	被害状況※2
明治 24 年 (1891 年) 10 月 28 日	濃尾地震	8.0	7,273 人※2	東海道筋見附町より浜松町に到る間諸処に破損有り。遠江で、家屋全壊 32、半壊 31、道路破損 19、橋梁損落 1、堤防崩壊 24。磐田市（旧竜洋町）掛塚地内の天竜川改修護岸堤馬踏（天端）に長さ約 30 間、腹附に約 90 間、幅 6、7 寸の割れ目を生じ、犬走りなどを破損した。
昭和 19 年 (1944 年) 12 月 7 日	東南海地震	7.9	1,223 人※2	静岡県中・西部で被害が大きかった。磐田市（旧竜洋町）掛塚で全壊 25 戸、半壊 87 戸、十束で全壊 44 戸、半壊 67 戸の被害があった。各所で道路の亀裂、庭の地割れを生じ、田畑などから水や砂を噴き出した。井戸の中に土砂を噴き上げて使えなくなったところもある。震度は松本で 6～7、東平松・平松・駒場で 6、金洗・白羽・掛塚で震度 5～6 であった。磐田市（旧豊田町）では北地区で全壊 2 戸、半壊 7 戸、西地区で全壊 11 戸、半壊 18 戸、南地区で全壊 47 戸、半壊 96 戸の被害があった。池田で田からの噴水現象がみられた。震度は赤池・気子島・宮之一色・西之島で 6、池田・豊田で 5～6 であった。磐田市匂坂上で 5～6、寺谷新田で 5 であった。磐田市（旧豊岡村）広瀬では道路が地割れし田から水が噴き出した。震度は松之木島・神増・上神増・下神増で 5 であった。 浜松市豊西で全壊 1 戸、半壊 1 戸、中ノ町で全壊 97 戸、半壊 137 戸、河輪で全壊 57 戸、半壊 97 戸の被害が出た。中ノ町・豊西など天竜川堤防沿いの水田と高塚の畑には無数の噴砂・噴水・地裂が認められた。各地の震度は中里町・中野町が 6、材木町・新貝町が 5～6、豊町が 5 であった。浜松市浜北区（旧浜北市）龍池村で半壊 1 戸で損害は比較的軽微であった。震度は上善地で 5 であった。浜松市天竜区（旧天竜市）では被害の記録はなく小屋が痛んだ所がある程度。船明において、墓石が倒れ、埋め立てた所に亀裂を生じ、水を噴き出した。震度は二俣・光明で 4～5 であった。

※1：中央防災会議資料

※2：静岡県地震防災センターHP から沿川の災害を抽出し現在の市名を追記

表-1.1.4 改修計画等の経緯

年	主な計画概要
明治 17 年 (1884 年)	天竜川下流 第 1 次改修
大正 12 年 (1923 年)	天流川下流 第 2 次改修 天竜川：計画高水流量 11,130 m ³ /s (鹿 島)
昭和 22 年 (1947 年)	昭和 22 年直轄河川改修計画 天竜川：計画高水流量 4,300 m ³ /s (天竜峡)
昭和 30 年 (1955 年)	昭和 30 年直轄河川改修計画 天竜川：基本高水のピーク流量 4,300 m ³ /s (天竜峡) 計画高水流量 4,000 m ³ /s (天竜峡)
昭和 40 年 (1965 年)	工事実施基本計画 天竜川：基本高水のピーク流量 4,300 m ³ /s (天竜峡) 同上 11,130 m ³ /s (鹿 島) 計画高水流量 3,190 m ³ /s (天竜峡) 同上 11,130 m ³ /s (鹿 島)
昭和 48 年 (1973 年)	工事実施基本計画 天竜川：基本高水のピーク流量 5,700 m ³ /s (天竜峡) 同上 19,000 m ³ /s (鹿 島) 計画高水流量 4,500 m ³ /s (天竜峡) 同上 14,000 m ³ /s (鹿 島)
平成 20 年 (2008 年)	河川整備基本方針 天竜川：基本高水のピーク流量 5,700 m ³ /s (天竜峡) 同上 19,000 m ³ /s (鹿 島) 計画高水流量 4,500 m ³ /s (天竜峡) 同上 15,000 m ³ /s (鹿 島)
平成 21 年 (2009 年)	河川整備計画 天竜川：整備計画目標流量 5,000 m ³ /s (天竜峡) 同上 15,000 m ³ /s (鹿 島) 河道配分流量 4,000 m ³ /s (天竜峡) 同上 13,500 m ³ /s (鹿 島)
令和 5 年 (2023 年)	河川整備基本方針 (変更) 天竜川：基本高水のピーク流量 5,900 m ³ /s (天竜峡) 同上 19,900 m ³ /s (鹿 島) 計画高水流量 4,500 m ³ /s (天竜峡) 同上 15,500 m ³ /s (鹿 島)

第3項 利水の沿革

天竜川水系は、流域全体で山地・森林域が広い範囲を占め、豊富な水量を持つ急流河川であり、諏訪湖周辺から遠州平野に至る全流域において水道用水や農業用水、工業用水として利用されるとともに、中部地方内陸部の豊富な森林資源や農産物の水運、さらには急流を活かした水力発電等の様々な用途に利用され、地域の文化や経済に大きく貢献し、影響を与えてきた。

天竜川上流域の水利用としては、1600年代以前に諏訪湖周辺の低地の干拓はほぼ終了しており、1600年代以降に八ヶ岳山麓の新田開発が行われるようになった。伊那谷では農業用水の確保のため、宝暦2年（1752年）に天竜井、天保3年（1832年）に伝兵衛井筋、昭和2年（1928年）に東天竜用水、昭和3年（1928年）には西天竜一貫水路等が完成した。また、昭和22年（1947年）に国営竜西農業水利事業に採択された竜西一貫水路は、県営事業等を経て昭和44年（1969年）に全線が完成した。

天竜川下流域の水利用としては、農業用水として天正18年（1590年）に寺谷用水が完成したことに始まり、明治17年（1884年）に社山用水、昭和19年（1944年）に寺谷用水と社山用水とを合わせた磐田用水が通水し、昭和21年（1946年）には浜名用水が通水した。

第二次世界大戦により農地は一時荒廃したが、戦後の高度経済成長期を迎え、各地で水需要が増大した。利水の需要については、食糧増産のための農業用水確保のほかに、産業の発展に対応した工業用水、水道用水、発電用水の需要も高まり、大規模な水資源開発が必要となった。戦後の国土復興を目的として昭和25年（1950年）に制定された国土総合開発法に基づき、翌26年（1951年）に天竜東三河地域が特定地域に指定され、昭和29年（1954年）に閣議決定された天竜東三河特定地域総合開発計画では、多目的施設の総合利用計画として、上流域では美和ダムと高遠ダム、中下流域では佐久間ダムと秋葉ダムが位置づけられた。

上流域では、洪水調節と水力発電、農業用水補給を目的とした三峰川総合開発事業（第一次）や小渋川総合開発事業の実施により総合開発が本格的に進んだ。また、長野県により、まつかわダム、よこかわダム、かたぎりダム、箕輪ダムが建設された。

下流域では、農業用水、水道用水、工業用水を合わせた国営三方原農業水利事業が昭和46年（1971年）に完成し、豊川用水が昭和43年（1968年）に完成した。また、磐田用水、浜名用水、掛塚用水やその他の支川及び派川（中ノ町、半場、飯芳）等の既得や新規利水を加えた農業用水に水道用水、工業用水を合わせた国営天竜川下流農業水利事業が昭和60年（1985年）に完成した。

現在、これらの用水により、流域内のみならず静岡県西遠地域等及び愛知県東三河地域を含む約60,700haにかんがいする農業用水や水道用水等として、広範囲にわたる人々の生活を潤している。

流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、昭和28年（1953年）に鹿島地点の維持流量を85 m³/sと設定し、昭和48年（1973年）に策定した工事实施基本計画において鹿島地点における正常流量概ね86 m³/sを定めて以降、これを前提とした貯留制限流量や取水制限流量の設定等の水利秩序が形成され、この結果、鹿島地点から河口ま

での扇状地区間においては、瀬切れのない流況が確保されている。平成 20 年（2008 年）に策定した河川整備基本方針では、流水の正常な機能を維持するための必要な流量として、^{みやがせ}宮ヶ瀬 地点においては 6 月から 9 月までを概ね $28\text{m}^3/\text{s}$ 、10 月から 5 月までを概ね $25\text{m}^3/\text{s}$ 、鹿島地点においては通年で概ね $86\text{m}^3/\text{s}$ と定め、令和 5 年（2023 年）に変更した河川整備基本方針においては、^{みやがせ}宮ヶ瀬 地点、鹿島地点ともに、同流量を踏襲している。

第4項 河川環境の沿革

天竜川流域では、これまでも治水や利水と河川環境との調和を図りながら河川整備を進めてきた。

河川空間利用としては、河川利用を促進するため、昭和42年（1967年）12月に浜松市中央区国吉町から中里町にかけて天竜川緑地公園として芝生広場や散策路等の整備が行われたほか、浜松市や磐田市で多くのグラウンドが整備された。上流部では昭和62年（1987年）から桜つつみモデル事業、水辺の楽校（がっこう）プロジェクト等による河川環境整備を行ってきた。また、平成2年（1990年）3月には河川空間等に関する河川環境の適正な管理を行うため、天竜川水系河川環境管理基本計画及び天竜川水系河川空間管理計画を策定した。

また、平成21年（2009年）に策定した河川整備計画により、上流管内（静岡県・長野県境～表2.1.1に示す天竜川上流端）では3か所の水辺の楽校を整備し、下流管内（河口～静岡県・長野県境）では2か所の水辺の楽校やサイクリングロード等の整備を行った。

ダム湖の利用としては、^{ふなざら}船明ダムにおいてボート競技が盛んであり、昭和61年（1986年）5月の市民ボート大会をはじめ、平成3年（1991年）8月に全国高等学校総合体育大会の会場として利用されているほか、数多くの競技大会が開催されている。美和ダムでは平成15年（2003年）11月、小洪ダムでは平成17年（2005年）11月、新豊根ダムでは平成18年（2006年）4月に水源地域ビジョンを策定し、関係機関とともにダムを利用した地域の活性化に取り組んでいる。

自然再生事業は、平成20年（2008年）～平成30年（2018年）まで、自然の営力を活用して維持できる砂礫河原と河原固有の動植物の保全・再生を図ることを目的として実施した。事業実施後のモニタリングの結果に応じて、施工方法を順応的に見直すなど段階的に取り組むことで、自然の営力により概ね砂礫河原が維持され、ツツザキヤマジノギクやイカルチドリなどの河原固有種の生息・生育が継続して確認されている。一方で、近年では樹林化が進行するなど、砂礫河原に依存する動植物の生息・生育・繁殖場が失われるおそれがある。

水質については、天竜川水系の公共用水域に係わる水質保全に関する関係各県、市町村、国など機関相互の連絡調整を図ることを目的として、昭和49年（1974年）1月に天竜川水系水質保全連絡協議会を設立し、水質事故対策等に取り組んでいる。

地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進することを目的として、河川の維持・河川環境の保全等の河川の管理につながる活動を自発的に行っている河川に精通する団体等により、様々な活動が展開されている。流域における代表的な活動として、特定外来生物駆除、河川環境教育啓発、河川清掃等、河川に関係する様々な活動を実施している。

第5項 土砂の管理の沿革

天竜川流域は、中央構造線をはじめとする多くの断層が通り、急峻な地形と破碎・変成作用を受けた脆弱な地質構造により土砂生産が活発なため、古来より幾多の土砂災害を起こし「あばれ天竜」と呼ばれてきた。そのため、流出土砂対策の重要性が認識されている。

流出土砂対策としては、昭和12年（1937年）の小渋川流域に始まり、その後、三峰川流域、片桐松川流域、太田切川流域、中田切川流域、与田切川流域、新宮川流域、山室川流域、藤沢川流域、遠山川流域を加え、天竜川流域の約1/4の面積にあたる約1,332km²の区域で、直轄砂防事業を実施している。砂防堰堤の整備は、洪水時の急激な土砂流出を防止するため不透過型を主に進めてきたが、近年は定常的な土砂供給に配慮し、必要に応じて透過型砂防堰堤を採用している。

一方、急流で水量が豊富な天竜川は大規模な水力発電の適地にも恵まれており、昭和10年（1935年）のやすおか 泰阜ダム（天竜川）をはじめ、昭和11年（1936年）にいわくら 岩倉ダム（岩倉川）、昭和26年（1951年）にひらおか 平岡ダム（天竜川）、昭和31年（1956年）に佐久間ダム（天竜川）が建設された。その後、昭和33年（1958年）には秋葉ダム（天竜川）、昭和44年（1969年）にはみさくぼ 水窪ダム（水窪川）が建設された。また、多目的ダムとして、昭和34年（1959年）に第一次三峰川総合開発事業で美和ダム（三峰川）、昭和44年（1969年）年に小渋川総合開発事業で小渋ダム（小渋川）、昭和48年（1973年）に新豊根ダム（大入川）を建設し、その後も長野県により松川ダム等が建設され、治水・利水の安全を図ってきた。このように、天竜川水系には治水・利水を目的として多数のダムが建設されてきたが、堆砂によるダムの機能低下や土砂移動の連続性の遮断といった問題が発生した。

その対策として、美和ダムでは、平成元年（1989年）に多目的ダムとしては全国初となる恒久的な堆砂対策に着手し、平成17年（2005年）に完成した土砂バイパス施設及び令和3年（2021年）に完成したストックヤード施設により、貯水池の堆砂を抑制するとともに土砂移動の連続性の改善を図っている。

また、小渋ダムにおいても、平成12年（2000年）から堰堤改良事業に着手し、平成28年（2016年）に完成した土砂バイパス等により、貯水池の堆砂を抑制するとともに土砂移動の連続性の改善を図っている。

さらに、平成21年（2009年）より、天竜川中下流部の洪水を防御するため、既設の利水専用ダムである佐久間ダムを有効活用して新たに洪水調節機能を確保する天竜川ダム再編事業の建設事業に着手した。また、この事業では、佐久間ダムにおいて恒久的な堆砂対策を実施することにより土砂移動の連続性を確保し、貯水池の保全を図るとともに海岸侵食の抑制等を目指しており、当面の対策として恒久的な堆砂対策が完成するまでは段階的に置土を増やし土砂還元を実施している。

このように、天竜川水系では様々な土砂管理対策が行われてきたが、土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の観点から、天竜川水系及び遠州灘の国・県等の関係機関や学識者からなる「天竜川流砂系協議会」を平成28年（2016年）2月に設立し、さらに「天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】」

を平成 28 年（2016 年）3 月に、【上流部会】を平成 28 年（2016 年）12 月にそれぞれ設立し、平成 30 年（2018 年）3 月に平岡ダムより下流を対象とした「天竜川流砂系総合土砂管理計画【第一版】」を策定した。

現在は、平岡ダムより上流も含む「天竜川流砂系総合土砂管理計画【第二版】」の策定に向けた検討も行っており、国・県等の関係機関が相互に連携した総合土砂管理に取り組んでいる。

第2節 河川整備の現状と課題

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

天竜川水系では、昭和36年（1961年）6月、同43年（1968年）8月、同58年（1983年）9月、平成18年（2006年）7月等の大規模な洪水により、甚大な被害が発生している。

昭和36年（1961年）6月の梅雨前線豪雨では、一日で325mm（飯田観測所）の雨量を記録し、集中豪雨と脆弱な地質構造などの要因が重なり各地で土砂崩れが発生し、その数は伊那谷全体で1万箇所を超えられている。その土砂の流入により河床が上昇し、天竜川本支川で堤防決壊や氾濫による浸水被害が発生するなど、土砂・洪水氾濫による未曾有の大災害が発生した。

昭和43年（1968年）8月洪水では、中流部で総雨量が600mmを超過し、浜松市天竜区みさくぼ町で鉄砲水が発生して民家が押し流される被害や、浜松市天竜区佐久間町において吊り橋の大輪橋とJR飯田線の大千瀬鉄橋が落橋する被害が発生した。

昭和58年（1983年）9月洪水では、天竜峡地点・鹿島地点ともに観測史上最大の流量を記録するとともに、飯田市をはじめ各地で氾濫し、6,580戸が浸水するなど甚大な被害が発生した。

これら災害の発生防止や軽減のため、上流部では、狭窄部の上流において開口部が有する洪水時の遊水機能と洪水後の排水機能を保持しながら堤防・護岸等の整備を行い、美和ダムや小渋ダム等の整備による洪水調節を行うとともに、諏訪湖周辺における浸水被害の軽減に向けて釜口水門の放流量の増加等の対策を段階的に実施している。中下流部では、人口や資産が集積する下流部の堤防整備とともに、新豊根ダムの整備による洪水調節を行っている。

さらに、平成18年（2006年）7月洪水では、上流部を中心に総雨量が400mmを超過し、計画高水位を上回った諏訪湖周辺を中心に浸水被害が発生した。また、天竜川本川では河床洗掘に伴い堤脚から堤体土砂が吸い出されて堤防が決壊するなど、18箇所被害が発生した。このため、平成18年（2006年）から平成22年（2010年）を期間とする河川激甚災害対策特別緊急事業により、釜口水門の放流量の段階的な増加及び天竜川本川の三峰川合流部より上流区間における河道掘削や築堤、河岸の侵食対策を実施した。

こうした現状に対し、上流部では、洪水時の河岸侵食や河床洗掘等で堤防や護岸への危険性が高いこと、狭窄部上流等における水位上昇や堤防高さ不足による浸水等の危険性が依然として高いことや、狭窄部上流等での洪水時の土砂堆積、橋梁や堰、河道内樹木による洪水流下の阻害、洪水時の河岸侵食や河床洗掘等で堤防や護岸への危険性が高いこと、支川の横川川、三峰川、太田切川、小渋川でも堤防の高さが不足しているほか、三峰川、太田切川では河床洗掘等で堤防や護岸への危険性が高いこと、31の流入河川に対して放流箇所が釜口水門のみの諏訪湖や流入河川の周辺において浸水被害の危険性が高いことなどが課題となっている。また、平岡ダムから鹿島までの中流部では、山間狭窄部にあって堤防整備が遅れており、堤防の高さが不足する区間で浸水等の危険性が高いことが課題となっている。一方、鹿島から河口部までの下流部では、資産が集中している河口部から

20k 地点までの区間で、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積の不足が課題となっている。また、中下流部を通じては、既設の洪水調節施設が新豊根ダムのみとなっており、洪水調節機能が十分に確保されていないことが課題となっている。これらに対しては、将来の気候変動を踏まえた流量に対して、ハードの対策のみならずソフト対策や流域対策などのあらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」を推進していく必要がある。

天竜川水系における堤防は、大臣管理区間の約 66%が高さ、幅ともに必要な諸元を充足しているものの、堤防の高さや幅が不足している区間が約 31%、未整備の区間が約 2%残されている。

洪水等による侵食から堤防や河岸を保護するために、必要な高水敷の幅が確保されていない区間や水衝部における局所洗堀に対しては、高水敷や護岸の整備が必要である。

堤防の浸透に対する安全性の観点から実施した堤防点検では、浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間の延長は、点検実施済区間の約 6 割となっている。

大臣管理区間における許可工作物は、令和 5 年（2023 年）時点で、橋梁 125 橋、堰 20 箇所、樋門 242 箇所等が存在するが、桁下高不足の橋梁 24 橋をはじめ河川管理施設等構造令に適合していないものがある。

また、流域の一部が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震災害の危険性が高いことから、河川管理施設の耐震化が課題となっている。



図-1.2.1 現況流下能力と戦後最大規模相当の洪水流量の関係（上流部）

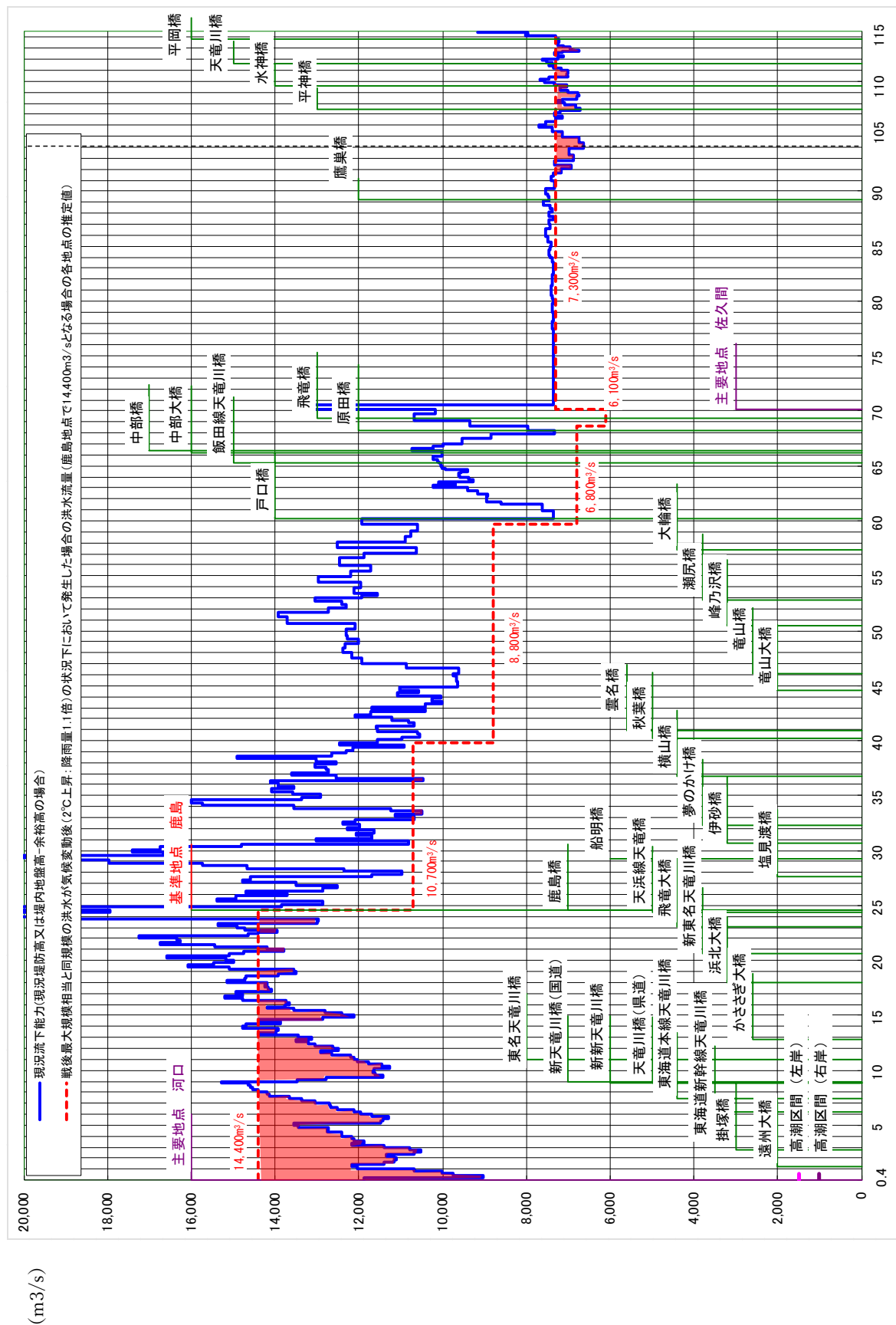


図-1.2.2 現況流下能力と戦後最大規模相当の洪水流量の関係(中下流部)

表-1.2.1 堤防整備状況

河川名	大臣管理 区間延長 (km)	完成堤防		暫定堤防		未施工		不必要区間
		延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	率 (%)	延長 (km)
天竜川	221.8	125.0	66	59.3	31	4.3	2	272.2
合計	221.8	460.8						

令和5年(2023年)3月現在

注) 完成堤防: 高さ、幅ともに必要な諸元を充足している堤防

暫定堤防: 高さまたは幅が必要な諸元に不足がある堤防

不必要区間: 山付きなど堤防整備の必要がない区間

大臣管理区間延長はダムの管理区間延長を除外している。

率(%)は小数第1位を四捨五入した値。

表-1.2.2 護岸整備状況

河川名	低水護岸 (km)	高水護岸 (km)
天竜川	21.6	114.4

令和5年(2023年)3月現在

注1) 単断面河道の護岸は高水護岸として計上した

注2) 上流箇所数には支川(太田切川、三峰川)に設置されているものを含む

表-1.2.3 堤防詳細点検結果

河川名	点検が必要な 区間 A(km)	点検実施 済区間 B(km)	必要区間 に対する割合 B/A	堤防強化が 必要な区間 C(km)	点検実施済区間 に対する割合 C/B
天竜川	129.8	129.8	100%	82.3	63%

令和5年(2023年)3月現在

注) 上流箇所数には支川(太田切川、三峰川)に設置されているものを含む

表-1.2.4 大臣管理区間の橋梁

河川名	橋梁数 A	桁下高不足 の橋梁数 B	橋梁数に対する 割合 B/A
天竜川	125	24	20%

令和5年(2023年)3月現在

注) 支川(太田切川、三峰川)に設置されているものを含む

第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

天竜川水系では、農業用水として流域内のみならず西遠地域等及び東三河地域を含む約 60,700ha のかんがいにより最大約 120m³/s、工業用水としては主に西遠地域及び東三河地域の工業地帯において最大約 63 万 m³/日、水道用水としては飯田市、伊那市、浜松市、磐田市など沿川及び近隣の市町村において最大約 66 万 m³/日が利用されている。農業用水については、旧河川法が制定される以前より社会慣行として成立した水利秩序が権利化した慣行水利権があり、昭和 39 年（1964 年）の新河川法制定以降、慣行水利権の許可水利権化を進めてきている。

発電用水としては佐久間発電所、新豊根発電所など 61 箇所の発電所により総最大出力約 220 万 kw の発電に利用されており、中部地方や関東地方における電力需要に対し、ピーク発電の供給源として重要な役割を果たしている。水路式の発電所における取水地点から放水地点までの減水区間は、天竜川水系全体で約 464km にのぼり、河川としての環境が保持されない状況となっていた。このため、昭和 63 年（1988 年）以降、水利権の更新時に発電事業者の協力を得て河川維持流量を放流することに取り組み、現在では 403km の区間（減水区間の約 86%）において流況が改善されている。

また、近年の社会的要請から、都市河川等の水環境の改善が求められている。

宮ヶ瀬地点の流況は、昭和 31 年（1956 年）から令和 3 年（2021 年）の 66 年間のうち、欠測を除く 51 年間の平均渇水流量が約 29 m³/s と概ね正常流量相当となっているが、1/10 渇水流量（5/51）では約 20 m³/s と正常流量を下回っている。また、近年において顕著な渇水被害は発生していないものの、諏訪湖の釜口水門において西天竜用水等の下流流水の安定化のため設定されている責任放流量 8.4m³/s に対し、諏訪湖へ流入する河川の流況悪化のため、至近 30 年のうち平成 10 年（1998 年）と平成 19 年（2007 年）を除く 8 年で放流量の調整を行っている。なお、平成 6 年（1994 年）の渇水時には三峰川流域の一部において農業用水の取水制限が実施された。

鹿島地点の流況は、昭和 14 年（1939 年）から令和 3 年（2021 年）の 83 年間のうち、欠測を除く 77 年間の平均渇水流量が約 76m³/s、1/10 渇水流量（8/77）は約 50 m³/s と正常流量を下回っている。また、過去 34 年間に於いて 13 年間 22 回もの取水制限が実施されており、平成 17 年の渇水では最大取水制限率が農業用水 33.5%、水道用水 12%、工業用水 25%となるなど、利水安全度が低い状況となっている。

第3項 河川環境の現状と課題

天竜川水系の河川環境は、人と川との関わりの中で生まれた文化や祭事、伝説の伝承とともに、歴史的構造物や伝統工法といった遺産を多く残しながら、多様な動植物、貴重な動植物の生息・生育・繁殖場として、全般的に良好な自然を残している。その反面、近年では、上流部、中流部、下流部、河口部、三峰川において一部樹林化が進行するなど、天竜川らしい砂礫河原の自然環境や景観が消失しつつあり、コアジサシ等の繁殖の場や在来種のツツザキヤマジノギク等、河原植物の生育・繁殖場等の環境が失われてきている。

河川の連続性では、船明ダムに魚道があるが、中流部に魚道のない佐久間ダム等が存在するため、下流部から上流部への魚類の遡上は困難であり、ダムによってできた止水域は上流部から下流部への魚類が川を下るのにも影響を与えている。しかし、下流域・上流域において本川・支川との連続性は概ね確保されている。

諏訪湖は、周囲を八ヶ岳連峰等に囲まれた盆地に位置し、湖岸にはヨシ等の抽水植物、エビモ等の沈水植物が生育・繁殖し、湖には、ワカサギやナガブナ等の魚類が生息・繁殖し、コハクチョウやカモ類が飛来し越冬している。近年、湖岸ではヒシ類の繁殖による湖内の貧酸素水域の拡大が見られ、オオクチバスやブルーギルといった特定外来生物が継続して確認されている。

上流部では、周囲が南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、中央アルプス国定公園等に指定され、豊かな自然環境が保全されている。上流部の河川形状は、狭窄部と氾濫原が交互に現れる地形で、狭窄部にはケヤキやアカマツ等の河畔林があり、瀬・淵が連続している。三峰川合流部から下流では砂礫河原が広がり、長野県固有のツツザキヤマジノギクやカワラニガナなど河原特有の植物が生育し、イカルチドリやコチドリが営巣する。瀬にはザザムシ（ヒゲナガカワトビケラ等の水生昆虫）やウグイ、イワナ、絶滅危惧種のアカザ等が生息・繁殖するとともに、水産魚としてアユが放流されており、淵にはサツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が生息している。また、堤防草地ではコマツナギを食樹とする絶滅危惧種のミヤマシジミが生息・繁殖している。

一方、コクチバスやアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物やハリエンジュ等の外来種が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。こうした現状に対し、過去の砂利採取等で砂州の比高差が拡大するとともに、砂礫河原の減少や樹林化が進行し、樹林化した箇所では洪水時でも樹林が消失しにくい状況となっている。砂礫河原の減少とともに外来種が侵入し、近年では植物の確認種数のうち外来種が2割以上を占め、特に樹林地ではハリエンジュの植生面積が約5割を占めている。このようにツツザキヤマジノギク、シロチドリ等の河原特有の動植物の生息・生育・繁殖環境が減少している。

一方で、生物の生息・生育環境を保全・再生・創出するための自然再生事業により砂礫河原の再生が行われ、事業実施箇所は概ね良好な砂礫河原環境が維持されているが、生物面での観点では外来種の繁茂等の課題がある。

三峰川合流点よりも上流では、概ね連続して瀬・淵が形成されているものの面積が小さく、川幅が狭く変化に乏しい水際環境となっている。また、一部の霞堤においては樋門・樋管の落差等により、本川とその背後地（田畑等）との連続性が確保されていない。治水上から川幅が狭く河道掘削が必要な区間においては、魚類、鳥類や植物の生息・生育・繁

殖環境や流域全体にわたる生態系ネットワークの指標種であるヒゲナガカワトビケラ等を対象に行うザザムシ採取にも利用されている箇所があることから、施工の際には砂礫河原、瀬・淵やワンド・たまりといった多様な環境の保全・創出が必要となっている。

中流部では、天竜奥三河国定公園に指定されている部分があり、特別天然記念物のニホンカモシカや長野県指定天然記念物のブッポウソウが生息する豊かな自然環境となっている。河畔林と水辺が一体となったダム湖湛水域と砂礫主体の溪流環境が交互に現れており、ダム湖湛水域は、ヤマセミやオシドリ等が採餌場や休息場に利用し、河畔林をメジロやモリアオガエルが生息・繁殖場として利用している。また、砂礫主体の溪流環境には、アユ（放流も含む）が瀬に生息し、サツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が淵に生息し、カジカガエルが水辺に生息・繁殖している。

下流部は、広い川幅にかつては複列砂州が形成され、瀬と淵が連続し、支川合流部周辺等には多くのワンド・たまりが分布していた。広い砂礫河原は、絶滅危惧種のコアジサシが営巣地として利用し、瀬・淵はアユ（放流も含む）や絶滅危惧種のウツセミカジカ、カマキリ（アユカケ）等の回遊魚が生息し、ワンド・たまりは絶滅危惧種のスナヤツメ類やミナミメダカが生息・繁殖している。また、堤防草地や低草地が広がる河原等ではコマツナギを食樹とする絶滅危惧種のミヤマシジミが生息・繁殖している。こうした現状に対し、砂州の単列化や固定化、ヤナギ等による樹林化の進行、ワンド周辺の樹林化に伴うワンド内の底泥の堆積の進行、特定外来生物のコクチバスや外来種のシナダレスズメガヤ等の増加が見られる。また、流下能力の向上等から河道掘削が必要な区間において、アユの産卵場や絶滅危惧種のコアジサシの営巣地となっている箇所があることから、早瀬や砂礫河原の保全・創出が必要となっている。

河口部では、安間川の合流点周辺等に湿地やワンド・たまりが見られ、小規模な干潟が点在している。湿地には、タコノアシやカワヂシャ、ヨシ群落・オオヨシキリ・カヤネズミ等が生育・生息・繁殖し、ワンドやたまりには絶滅危惧種のスナヤツメ類やミナミメダカ等が生息・繁殖し、干潟にはトビハゼやコガネチワラスボが生息・繁殖する。こうした現状に対し、流路の固定化等による陸域化が進行し、湿地が減少、一部のワンド周辺は比高の増大により樹林化が進み、ワンド内では底泥の堆積が進んでいる。治水上から河道掘削が必要であるが、ワンドや干潟、湿地等の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出が必要となっている。

空間利用としては、上流部では、ザザムシ採取等の伝統的な漁業や灯ろう流し等の祭事が現在でも続いている。また、カヌー利用が盛んな他、舟下りやラフティング等の川を利用した観光、川遊びや体験の場として天竜川3箇所、小渋川1箇所が「水辺の^{がっこう}楽校」に登録され、環境学習等やミズベリング等の活動が行われている。

中流部では、天竜美林として有名なスギやヒノキが植林され、ダム湖や河川では釣りやボート利用等が行われている。また、天龍峡は名勝に指定される観光地となっている。

下流部では、広い河川敷や水面がスポーツ、花火大会、水辺の楽校やアユ釣りに利用されている。また、高水敷の約8割が運動場・公園・緑地として、堤防天端が道路として利用されている。

水質については、天竜川本川の諏訪湖から三峰川合流点までがB類型、三峰川合流点か

ら早木戸川合流点までがA類型、早木戸川より下流については、平成20年度(2008年度)に鹿島地点より下流の類型指定がA類型からAA類型に見直しされたことにより、全てAA類型となっており、近年BOD75%値は概ね満足している。諏訪湖周辺では、昭和30年代後半からの産業の発展、都市化に伴い、富栄養化が進みアオコが発生し、天竜川に流下したため、天竜川の水質を悪化させていたが、近年は、湖内浚渫事業や諏訪湖流域下水道の整備に加え、水草除去による栄養塩類の直接除去、植生水路の設置による栄養塩類の湖内流入防止や覆砂等の浄化対策が行われ、天竜川上流域の水質は改善しており、近年は横ばい傾向が続いている。中下流域の水質は、流入支川の合流により、比較的良好な状況が続いている。

第4項 土砂の管理の現状と課題

天竜川水系の土砂動態は、土砂生産・流出領域、本川ダム領域、支川ダム領域、谷底平野河道領域、扇状地河道領域、河口領域、河口テラス・海岸領域でそれぞれ特徴を有している。

上流域の土砂生産・流出領域は、地形が急峻なことに加えて地質が脆弱であり、大規模な崩壊地が多いことから、土砂生産が活発であり土砂災害の危険地域が数多く存在しており、砂防事業により対策を進めている。

上流域の本川ダム領域、支川ダム領域においては、令和4年（2022年）時点の堆砂容量に対する堆砂量の比率が美和ダムで約169%、小渋ダムで約115%、松川ダムで約113%となっており、土砂バイパス施設の整備を行い貯水池の堆砂を抑制するとともに土砂移動の連続性を確保している。

上流域の谷底平野河道領域においては、狭窄部における土砂堆積によって河床が上昇し、洪水時の水位上昇の一因となっている。河床高は、過去の砂利採取を主因として全体的には低下傾向であったが、現在は砂利採取を行っていないものの、本川の三峰川合流部より上流では低下傾向にあり、下流ではほぼ安定化している。また、湾曲部等における局所洗掘が著しく、過去の砂利採取や流下土砂量の減少による滯筋の固定化や砂州等の樹林化が生じている。

しかし、平成30年（2018年）からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」での樹木伐開により、一部で樹林化が抑制されている。

中流域の本川ダム領域においては、佐久間ダムの堆砂量が建設後66年で概ね135百万 m^3 と大きく、令和4年（2022年）時点で総貯水容量に対する堆砂量の比率が約41%となっている。

このため、佐久間ダムや秋葉ダム等では、土砂の堆積で河床が上昇することによる浸水被害を防止するため、施設管理者が維持掘削等を行っている。

下流域の扇状地河道領域においては、砂利採取を主因として河床低下の傾向にあったが、現在はほぼ安定化している。また、流下土砂量の減少と高水敷の造成等により砂州の単列化、滯筋の固定化が生じ、固定化された砂州では樹林化が進行していたが、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」での樹木伐開や、近年の大規模出水等の影響により、令和3年（2021年）時点では樹林化面積が減少している。一方、局所洗掘による高水敷の侵食が生じている。

河口領域においては、大規模な砂州が形成されているが、洪水時にはフラッシュされて洪水流下の阻害には至っていない。一方、流下土砂量の減少により河口テラスが縮小している。

河口テラス・海岸領域においては、佐久間ダム等の横断構造物による天竜川からの流下土砂量の減少や海岸構造物による漂砂の遮断等により汀線が後退している。

流域の土砂動態は、上流域では地形が急峻なことに加えて地質の脆弱な地域が広がっており、太田切川等の右支川は花崗岩の風化等により土砂生産量が多く、中央構造線が通る三峰川等の左支川は結晶片岩等の岩石の崩壊により土砂生産量が多い等の特徴を有し、ダム貯水池での土砂堆積の進行、狭窄部上流の堆積等が発生している。その一方で扇状地河

道領域では、砂州の樹林化、河口テラスの縮小、海岸汀線の後退等が発生している。

ダムの堆砂の進行、河道における滞筋の固定化や砂州の樹林化、河口テラスの縮小、海岸汀線の後退等土砂移動と密接に関わる問題に対処するため、天竜川水系及び遠州灘の国・県等の関係機関や学識者からなる「天竜川流砂系協議会」を平成 28 年（2016 年）2 月に設立し、さらに「天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】」を平成 28 年（2016 年）3 月に、【上流部会】を平成 28 年（2016 年）12 月にそれぞれ設立し、土砂移動に関する課題に対し流域の源頭部から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の観点から、国・県等の関係機関が相互に連携し、総合土砂管理に取り組んでいる。

この中で、天竜川流砂系における土砂に関する様々な課題に対し、その対応策として目指すべき目標を実現するための対策（案）を検討・抽出し、佐久間ダム上流に位置する平岡ダムから下流の総合的な土砂管理に主眼を置いた「天竜川流砂系総合土砂管理計画【第一版】」を平成 30 年（2018 年）3 月に策定した。この計画に基づくモニタリング時の取り組みにあたっては、流域における河床材料や河床高等の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂流出、堆積、侵食、移動等の定量的な把握に努め、土砂動態と物理環境、生物環境との関係を把握し、対策の評価を繰り返し行い、関係者と連携して取り組むとともに、その知見も踏まえ、必要に応じて総合土砂管理計画も見直すこととしている。

上流域の支川ダム領域では、貯水池堆砂の進行抑制や洪水調節機能強化、下流への土砂還元のため、美和ダムは平成 17 年（2005 年）に土砂バイパス施設、令和 3 年（2021 年）にストックヤード施設を、小洪ダムでは平成 27 年（2015 年）に土砂バイパス施設を整備した。これらの土砂動態に関連する施設の影響の評価と土砂動態に関連する施設の影響の評価とそれを踏まえた効率的な運用方法を検討し、貯水池堆砂の進行抑制や洪水調節機能の維持等に努める必要がある。

また、砂防設備による土砂流出の抑制、河道掘削等による河道の安定化と河道流下能力の確保、土砂の自然流下を促進するような河道の形成等の対策を行う。さらに、継続的なモニタリングにより、土砂動態の詳細な把握に努め、その結果を分析し、土砂対策に反映して順応的な土砂管理を推進する必要がある。

さらには、河道や河床の攪乱のしやすい状態を確保することにより、礫河床の産卵場の保全・創出や浮き石河床の生息の場の保全・創出など、河川生態系の保全や河道の維持等に向けた適切な土砂移動の確保など、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部署と連携して取り組む必要がある。

なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し気候変動の影響の把握に努め、必要に応じて対策を実施していく必要がある。

第5項 河川の維持管理の現状と課題

天竜川水系における河川の維持管理は、災害の発生の防止又は被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の目的に応じた管理、平常時や洪水時の河川の状態に応じた管理、河川管理施設の種類に応じた管理など広範かつ多岐にわたっており、これらを効果的かつ効率的に行う必要がある。

天竜川水系における大臣管理区間の堤防延長（ダム管理区間を除く）は、令和5年（2023年）3月時点で460.8kmあるが、堤防は、降雨や河川水の浸透、洪水や地震等の自然現象、車両通行等の人為的行為の影響を受け、ひび割れ等の変状が発生する。これらを放置すると変状が拡大し、洪水時には漏水等が助長され大規模な損傷となり、堤防の決壊につながるおそれがある。同様に護岸についても、洪水や地震等により劣化や変状が生じ、所定の機能を発揮できないおそれがある。このため、堤防除草等を行い、河川巡視や点検により、堤防の異常・損傷箇所の早期発見に努めるとともに、必要に応じて補修等を実施する必要がある。

河道の維持管理に関しては、出水による河岸の洗掘、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、樹林化の進行等に対し適切な維持管理を実施する必要がある。

また、特定外来生物のオオキンケイギクによる堤防法面の裸地化等、自然環境の変化による新たな課題へも対応していく必要がある。出水期の前後には徒歩による詳細な点検を行うほか、出水時、地震後においても速やかに河川巡視や点検を行い、被害状況等の早期把握に努めている。今後も訓練等の充実を含め、より一層迅速かつ的確に行う必要がある。

堤防上の兼用道路は約60kmあるが、渋滞の発生等により洪水等緊急時の交通遮断が困難なため、河川巡視や水防活動への支障が懸念されている。また、占用道路約83kmを含め堤防等へのゴミの不法投棄の要因にもなっている。

堤防以外の主な河川管理施設は、令和5年（2023年）3月時点で樋門60箇所、陸閘5箇所、床止め4箇所等があり、効率的な維持管理が必要である。また、堤防と同様に、河川巡視や点検を日常的に行い、異常・損傷箇所の早期発見に努めるとともに、必要に応じて補修を行っている。

河道に関しては、洪水時の土砂堆積による洪水流下の阻害や、河岸の侵食による護岸や根固工の被害が発生した場合等に、適宜維持補修を行っている。また、近年は外来種のハリエンジュ等による樹林化が進行しており、洪水の流下等に支障がないよう必要に応じて伐開等を行っている。

天竜川水系では、令和5年（2023年）3月時点で雨量観測所44箇所、水位観測所20箇所、河川監視用カメラ77箇所等の各種河川管理機器を設置し、観測・監視を行っている。これらにより得られる情報は、治水・利水計画の立案や低水管理、ダム・堰・樋門等の河川管理施設の操作、洪水予測、水防活動等のために重要であり、定期的な点検や補修、更新等を適切に行うとともに、管理の高度化による効率的な運用を行う必要がある。

洪水による被害の軽減のため、防災拠点等に盛土材や大型コンクリートブロック、大型土のう袋や工具等の水防資機材を備蓄している。また、防災拠点は、平常時には水防等訓練や地域交流等の場として利用されている。

橋や樋門・樋管等の許可工作物には、桁下高不足や径間長不足等による河積の阻害や橋脚の根入れ不足等、河川管理施設等構造令等の現行の技術的な基準に適合していないものや老朽化が進行しているもの等がある。このような施設は洪水時の安全性を損なうおそれがあることから、施設管理者による管理状況の報告等により管理状況を把握し、必要に応じて指導を行い、対策を求める必要がある。

さらに、洪水時に流木等が橋梁や樋門等に堆積し、洪水の流下や施設の機能に支障とならないよう、定期的な巡視・点検を行い、必要に応じて維持修繕・応急対策等を行っている。

河川には、本川上流、支川等から流出してくるゴミのほか、一部の河川利用者によるゴミの放置、家電製品や自動車等の不法投棄が行われているため、河川巡視等による管理体制の充実を図るとともに不法投棄の防止に向けた取り組みが必要である。

不法係留船や不法係留施設は、洪水時に流失することによる河川管理施設等の損傷の原因や河川工事における支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となっているため、不法係留船や不法係留施設に対する対策を関係機関と連携して推進する必要がある。

天竜川水系には、洪水調節を行う施設として、国が管理する美和ダム、小渋ダム、新豊根ダムと長野県が管理する横川^{よこかわ}ダム、箕輪^{みのわ}ダム、片桐^{かたぎり}ダム、松川ダムがある。建設後に長期間を経過したダムの堤体、放流設備や観測機器等は適切な維持や更新が必要である。ダム貯水池へ洪水により流入・漂着する大量の流木やゴミについては、ゲートの破損、ダム下流河川の洪水流下の阻害、樋門の操作への支障、河川利用上の支障等の原因になることから、適宜除去している。また、洪水調節を行う施設に限らず、堆砂量が計画を上回るダムが多数存在しており、堆砂の進行によるダムの機能の低下を防ぐとともに土砂移動の連続性を確保するため、恒久的な堆砂対策が必要である。さらに、上流域においては、土砂流出の防備機能等の保全を図るため、上下流が連携した山林の適正な管理の取り組みが求められている。

危機管理対策として、洪水により災害が発生する恐れがある場合、河川の巡視や水防活動が迅速かつ的確に行えるように市町村や水防団等に対し、基準となる水位観測所の水位に応じて水防警報を発令している。また、水防法および気象業務法に基づき、天竜川本川を対象として長野地方气象台、静岡地方气象台と共同で洪水予報を発表している。平成19年（2007年）からは、避難勧告等の発表、情報伝達及び避難に要する時間を考慮した避難判断水位も発表基準に加え、はん濫警戒情報を発表している。洪水や内水等による被害の防止及び軽減を図るため、天竜川洪水予報連絡会や水防連絡会等により関係機関と連携し、迅速な情報伝達に向けた訓練を行うとともに、重要水防箇所の合同巡視、水防資機材の配備状況の把握等を行っている。令和5年（2023年）4月時点で、天竜川水系の大臣管理区間における水防管理団体は19団体存在し、約8,500人の水防団員が活動しているが、近年では水防団員の確保等が課題となっており、水防団の強化育成が必要である。

河川・ダムの雨量・水位情報等は、洪水等の非常時において、迅速かつ的確に関係機関と共有する必要がある。そのため、流域住民がわかりやすく判断できるように情報提供内容を検討し、地方公共団体による洪水ハザードマップ作成を支援するなど平常時から洪水

危機管理に対する意識の形成を図る必要がある。

天竜川水系では、例年水質事故が発生しており、河川で生息・繁殖する魚類等の生態系のみならず、水道用水や工業用水、農業用水の取水にも影響を与えている。水質事故が発生した場合、処理には相応の日数を要するため、天竜川水系水質保全連絡協議会による情報連絡体制の充実、水質事故対策マニュアルに基づく下流への拡散防止対策を実施している。また、水質事故に備え、資機材の備蓄を計画的に行うとともに、汚濁源情報の把握や情報連絡体制の充実に努める必要がある。

河川流況やダムの貯水量等の情報は、関係者に提供するとともに、主な利水者からは、取水量等の情報を集めるなど低水管理を行っている。渇水時における関係利水者間の水利利用の調整を円滑に行い、合理的な水利用の推進を図るため、天竜川水利調整協議会等を組織し、適宜開催されている。

河川の美化については、住民参画による清掃美化活動「天竜川水系環境ピクニック」「天竜川クリーン作戦」「ラブリバー天竜の日」、良好な河川空間の監視・啓発を行う「河川愛護モニター制度」、住民との協働による「川の通信簿」等の地域と連携した取り組みを進めている。

第6項 近年の豪雨災害等を踏まえた現状と課題

国土交通省では、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めている。

平成28年（2016年）8月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河川の氾濫被害で要配慮者利用施設の入居者が逃げ遅れにより犠牲になられたことを受け、平成29年（2017年）5月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとともに、同年6月には概ね5年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させている。

このような中、平成30年（2018年）7月豪雨や台風第21号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなった。

これらの課題に対応し、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、大規模氾濫減災協議会の場を活かし、行政以外にも含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要がある。

天竜川水系では、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨を受け、平成27年（2015年）12月に策定された「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、平成28年（2016年）8月に天竜川上流域及び天竜川中下流域の大規模氾濫時の減災対策協議会を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国・県・市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。

また、平成30年（2018年）7月豪雨や令和元年（2019年）東日本台風等では、長時間にわたる大雨による水害や土砂災害、社会経済活動に影響を及ぼす被害が西日本、東日本で広域的に発生した。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、地球温暖化の進行に伴い、大雨は多くの地域で強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことが示されている。

近年、線状降水帯の発達等により、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨、平成28年（2016年）北海道豪雨、平成29年（2017年）7月九州北部豪雨、平成30年（2018

年) 7 月豪雨、令和元年(2019 年) 東日本台風、令和 2 年(2020 年) 7 月豪雨等、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が毎年のように発生しており、例えば、平成 30 年(2018 年) 7 月豪雨では、気象庁が「地球温暖化による気温の長期的な上昇傾向とともに大気中の水蒸気量も長期的に増加傾向であることが寄与していたと考えられる」と個別災害について初めて地球温暖化の影響に言及する等、地球温暖化に伴う気候変動が既に顕在化している現状にある。

このような状況を踏まえ、天竜川水系では、河川管理者及びダム管理者等により、令和 2 年(2020 年) 5 月に天竜川水系(天竜川上流)治水協定及び天竜川水系(天竜川下流)治水協定が締結され、流域内にある 15 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生の防止に取り組んでいる。

令和 3 年(2021 年) 4 月には、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」での有識者での議論を踏まえ、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」が改訂された。この中では、気候変動に伴う将来の降雨変化倍率、「気候変動の影響を踏まえた治水計画」についての具体的な検討手法が示された。

こうした中、令和 2 年(2020 年) 7 月には、社会資本整備審議会により『気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～』答申がとりまとめられ、この中で、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係機関が協働して流域全体で行う、「流域治水」へ転換し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示された。

また、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力的に推進するため、流域治水の計画・体制の強化等について規定する「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」)が整備され、令和 3 年(2021 年) 11 月 1 日に全面施行された他、「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」では、自らに降りかかる水災害への取り組みから、さらに視野を広げて、流域全体の水災害への取り組みへと自らの行動を深化させていくことで、流域治水の取り組みを推進するため、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画がとりまとめられた。

さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策を抜本的に強化するため、天竜川(上流)流域治水協議会及び天竜川(下流)流域治水協議会(令和 3 年(2021 年) 8 月に菊川流域治水協議会と統合し「遠州流域治水協議会」を設置)において令和 3 年(2021 年) 3 月に「天竜川(上流)水系流域治水プロジェクト」及び「天竜川(下流)水系流域治水プロジェクト」を、令和 6 年(2024 年) 3 月に「天竜川(上流)水系流域治水プロジェクト 2.0」及び「天竜川(下流)水系流域治水プロジェクト 2.0」を策定・公表し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上等を組み合わせ流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。

治水面では、平成 19 年(2007 年) 5 月 30 日の日本学術会議の答申「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」において、地球温暖化に起因する海面の上昇や

氾濫原及び海拔ゼロメートル地帯への居住地の拡大により、高潮や高波及び津波の災害の危険性が増大すると指摘されており、現行の治水計画レベルでの予防対策の充実強化はもちろんのこと、それを超える自然外力による堤防の決壊も想定し、ハード・ソフト両面での対策を準備しておかなければならない。この場合、適正な土地利用の誘導等の減災対策はもちろんのこと、復旧・復興までを視野に入れ、災害を克服できる仕組みや対応を講じていくことが重要である。

また、利水面では、年間降水量の変動幅の拡大傾向が続いている。こうした状況のもと、社会経済活動に深刻な打撃を与えるような取水制限を回避するため、渇水対策を講じなければならない。一方、適切な水利用を進めるために、水利用実態の把握と水循環系の科学的検討を深め、健全化を進めることが求められている。

加えて、地球温暖化に伴う動植物の生息・生育・繁殖環境の変化も天竜川水系と関係するため、関係機関と連携しつつ、その変化のモニタリングと河川へ与える影響の学術的知見を積み重ねていくことが求められている。

さらに、天竜川水系は流域の概ね全体が東海地震に係る防災対策強化地域に指定され、下流域においては東南海・南海地震に係る防災対策推進地域にも指定されており、地震と洪水とが重なって発生する場合の想定と、その対策も求められている。

わが国を代表するものづくりの地域である南信・東三河・遠州地方を支える天竜川水系では、生命・財産の安全はもとより、物流ネットワークの保全をはじめ、環境共生型を目指している社会経済活動の最低限の持続性を確保していかなければならないという課題を背負っている。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

天竜川水系は、上流域の地形・地質特性から土砂生産が活発で、天竜川を流下した土砂の供給により、遠州平野の扇状地をはじめ、御前崎から伊良湖岬に至る海岸線を形成してきた。一方、流域や沿川では土砂や洪水により幾度もの災害を被ってきた。また、天竜川の豊富な水量を活用し、かんがい用水等をはじめ、近代に入り急流を利用した発電や都市用水にも利用され、南信・東三河・遠州地域の発展の基礎となってきた。さらに、天竜川流域が有する広大な水と緑の空間は、多くの自然公園に指定されるなど恵まれた自然環境と景観を形成し、良好で多様な生態系を育むとともに、地域住民に憩いと安らぎを与える場となっている。

以上を踏まえ、これからの天竜川の河川整備にあたっては、治水・利水・河川環境・土砂の管理について目標を定める。

治水の目標設定にあたっては、天竜川水系河川整備基本方針で定めた長期的な目標に向け、段階的に安全度を向上する計画目標を設定するとともに、わが国屈指の急流・土砂流出河川であることから、その計画規模や整備水準を超える豪雨・渇水に見舞われても、被害を最小化できる信頼性の高い危機管理対策を講じていく設定とする。

また、あらゆる関係者と連携し、流域全体で実施する治水対策「流域治水」によるハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進し、水災害リスクの軽減を図る設定とする。

利水の目標設定にあたっては、天竜川水系河川整備基本方針で定めた長期的な目標を踏まえた設定とする。

河川環境の目標設定にあたっては、天竜川らしい河川環境の特性を踏まえた設定とする。

土砂の管理の目標設定にあたっては、天竜川水系河川整備基本方針で定めた長期的な目標に向け、土砂生産域から海岸までを一貫して捉えるとともに各区域の特性を踏まえ、段階的に流砂系の健全化を図る設定とする。

第1節 整備計画対象区間

本計画の対象区間は、大臣管理区間、並びに本計画の目標達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。

表-2.1.1 大臣管理区間 (1/2)

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
天竜川	長野県上伊那郡辰野町大字平出字平田千六百九十七番の二地先の町道橋	河口	205.6
横川川	長野県上伊那郡辰野町大字辰野字下河原千七百十六番の一地先の鉄道橋下流端	天竜川への合流点	0.2
三峰川 (美和ダムを含む)	左岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字中尾百三十六番のイ号の一地先 右岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字黒河内字黒川端二千八百七十三番の二地先	天竜川への合流点	18.7

表-2.1.1 大臣管理区間 (2/2)

河川名	上流端	下流端	区間 延長 (km)
三峰川	左岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字浦浦国有林第三十五林班ぬ小班地先 右岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字浦浦国有林第二十二林班ろ小班地先	左岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字浦七七番地先 右岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字杉島二二六九番の四地先	11.0
塩沢	左岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字杉島一三七五番の七二地先 右岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字杉島二四四七番の一地先	三峰川への合流点	
丸山谷	左岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字浦一九三八番の一六一地先 右岸 長野県上伊那郡長谷村（現伊那市）大字浦一九三七番の三地先	三峰川への合流点	
太田切川	長野県上伊那郡宮田村字石原五千百九十七番のイ号四地先の、太田切橋	天竜川への合流点	2.1
小渋川 (小渋ダムを含む)	左岸 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原字北条山白沢山西落合四千二百九十五番の一地先 右岸 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原字落合四千二百六番のイ号地先	天竜川への合流点	15.3
四徳川 (小渋ダム)	左岸 長野県上伊那郡中川村大字大草字六郷七千四百五十九番の一地先 右岸 長野県上伊那郡中川村大字大草字ホッキ七千五百番の二地先	小渋川への合流点	
滝沢川 (小渋ダム)	長野県下伊那郡大鹿村大字大河原字井ノ上四千二百八十三番の六地先の砂防堰堤下流端	小渋川への合流点	
大入川 (新豊根ダム)	左岸 愛知県北設楽郡豊根村大字下黒川字下々二十四番地の二地先 右岸 愛知県北設楽郡豊根村大字下黒川字蕨ノ平十二番の五地先	左岸 愛知県北設楽郡豊根村大字古真立字月代一番の三地先 右岸 愛知県北設楽郡豊根村大字古真立字後山一番の四地先	11.3
古真立川 (新豊根ダム)	左岸 愛知県北設楽郡豊根村大字古真立字八森三番の二地先 右岸 愛知県北設楽郡豊根村大字古真立字僧光寺九番の十八地先	大入川への合流点	
小田川 (新豊根ダム)	左岸 愛知県北設楽郡豊根村大字古真立字浅草入六番の四地先 右岸 愛知県北設楽郡豊根村大字古真立字浅草山二十八番の三地先	大入川への合流点	
合 計			264.2

第2節 整備計画対象期間

河川整備計画は、天竜川水系河川整備基本方針に基づいて当面の河川整備の目標と実施内容を定めるものであり、その対象期間は、次節における整備目標に対して河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね30年とする。

なお、河川整備計画は現時点の流域における社会経済、自然環境、河道等の状況を前提として策定したものであり、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 河川整備計画の目標

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

計画規模を上回る洪水や全国各地で発生している甚大な洪水被害に鑑み、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築をさらに進め、気候変動の影響や社会状況の変化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、流域一体となって洪水等による災害の発生防止又は軽減を図る。

河川整備計画においては、土砂流出の多い急流河川である天竜川の特性を踏まえるとともに、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況など天竜川水系の治水対策として計画対象期間内に達成すべき整備水準、天竜川水系河川整備基本方針で定めた長期的な目標に向けた段階的な整備等を総合的に勘案し、戦後最大規模相当となる昭和58年（1983年）9月洪水と同規模の洪水が気候変動後（2℃上昇時）の状況において発生しても、釜口水門放流量の段階的な増量分を含め洪水を安全に流下させることを目標とする。

天竜峡地点における目標流量5,700m³/sのうち、既存施設での洪水調節1,000m³/sを含め1,200m³/sの洪水調節を行い、河道への配分を4,500m³/sとする。

鹿島地点における目標流量16,400 m³/sのうち、既存施設での洪水調節1,500m³/sを含め2,000m³/sの洪水調節を行い、河道への配分を14,400m³/sとする。

また、計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上に施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、大規模崩壊や土石流等に伴う土砂流出が発生した場合、大規模地震の直後に洪水・高潮に見舞われた場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。そのため、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する水害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関、自治体を実施する、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの支援を図る。また日常からの防災意識の向上や情報連絡体制等、災害時に備え地域が一体となった危機管理体制の充実を図ることにより、災害発生時の被害軽減に努める。これにより、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努める。

表-2.3.1 河川整備計画において目標とする流量と河道整備流量

河川名	地点名	目標流量	洪水調節 施設による 洪水調節量	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量)	備 考
天竜川	天竜峡	5,700 m ³ /s	1,200 m ³ /s	4,500 m ³ /s	戦後最大規模相当の洪水 対応
	鹿島	16,400 m ³ /s	2,000 m ³ /s	14,400 m ³ /s	

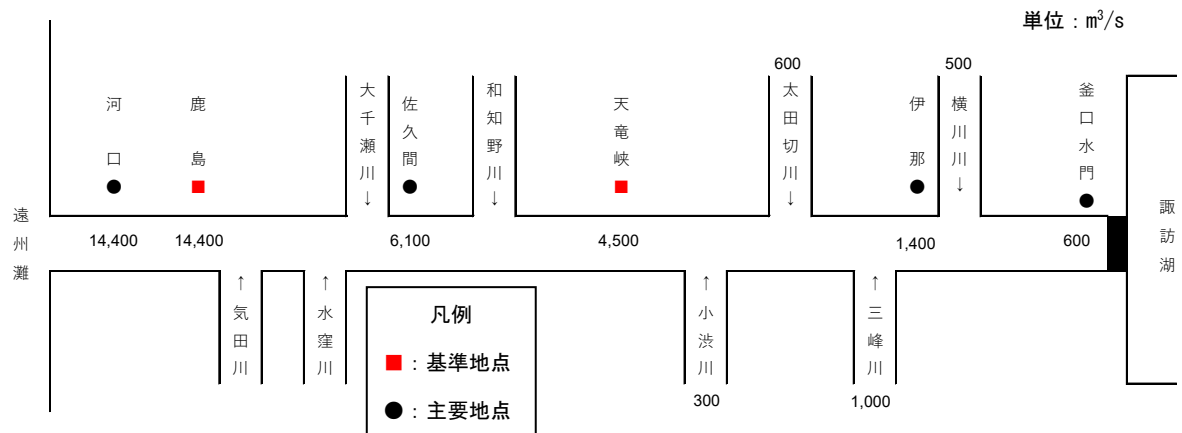


図-2.3.1 整備計画流量図

表-2.3.2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P. ※ ¹ (m)	川幅 (m)
天竜川	伊那	193.4	637.67	70
	天竜峡	139.0	375.31	70
	佐久間	70.0	147.92	100
	鹿島	25.0	42.99	200
	河口	0.4	2.50※ ²	1,200

※1 T.P.：東京湾中等潮位

※2 計画潮位 2.50m：伊勢湾台風時の鳥羽の最大偏差 1.87m＋御前崎の朔望平均満潮位 0.67m

表-2.3.3 計画高潮堤防高一覧

	0.0k～1.0k
計画潮位 T.P. ※ ¹ (m)	2.50 ※ ²
計画遡上波高※ ³ (m)	3.69
計画堤防高 T.P. ※ ¹ (m)	6.20

※1 T.P.：東京湾中等潮位

※2 計画潮位 2.50m：伊勢湾台風時の鳥羽の最大偏差 1.87m＋御前崎の朔望平均満潮位 0.67m

※3 計画遡上波高：実験式より算出

第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の適正な利用については、近年の降雨状況や水利用実態を考慮し、関係機関と連携して既存施設の発電運用を継続するとともに、水利用の合理化を推進することにより、河川水の適正な利用に努める。

流水の正常な機能の維持については、景観や動植物の生息・生育環境などの河川本来の水環境の保全・再生に向け、水利用の合理化等を推進することにより、天竜川水系河川整備基本方針に定めた正常流量の一部を回復するように努める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全については、流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の創出を図る。また、天竜川流域の豊かな自然環境を背景とした、良好な景観の維持・形成に努める。

なお、河川環境をできる限り向上させるという方針に従って、区域ごとの河川環境の状態や目安となる状態を明確に示し、改善の優先度や改善内容を具体化することによって、河川環境全体の底上げを図ることを基本とする。

人と川との豊かなふれあいの増進については、関係機関と連携し、生活の基盤や歴史、文化、風土等を形成してきた天竜川流域の恵みを活かしながら、水辺に「にぎわい」を創り出し地域交流・連携を進める。

水質の維持・改善の推進については、諏訪湖の水質保全の取り組みをはじめ、関係機関と連携し、良好な水質の維持と更なる改善に努める。

第4項 総合的な土砂の管理に関する目標

総合的な土砂の管理については、流域の源頭部から海岸までの一貫した土砂の運動領域を「流砂系」という概念で捉え、自然の理を活かし、抑崩止岩^{※1}、流砂造浜^{※2}、順応管理^{※3}を行う。

土砂流出が極めて活発な土砂生産域においては、土砂災害に備えるために、砂防堰堤、床固工群等の砂防設備により、崩落を抑制するとともに巨岩の流下を防止しつつ、適切な土砂の流下を確保する。（※1 下線部の文字を繋ぐと「抑崩止岩」となる。）

河道においては、土砂の堆積による河床上昇や側方侵食に備えるため、土砂の流下を促進する河道の形成によって土砂を流下させるとともに、巨石を活用した防御施設の設置及び維持管理河床や維持管理河岸の設定による河道管理により、氾濫の被害を軽減する。海岸においては、ダムや河道において土砂を流下させることにより、河口からの流出土砂量を増加・回復させ、海浜を造成する。（※2 下線部の文字を繋ぐと「流砂造浜」となる。）

流砂系全体を通しては、継続的なモニタリングによって土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の詳細な把握に努め、その結果を分析して維持管理も含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂の管理を推進する。（※3 下線部の文字を繋ぐと「順応管理」となる。）

上流域では、過去から土砂災害を被ってきた地域社会特性、土砂移動の連続性確保等の観点から、小渋ダム、美和ダム等においては土砂パイパス施設等により、土砂を流下させる。

中下流域では、海岸汀線の後退の抑止、土砂移動の連続性確保等の観点から、佐久間ダムにおいて排砂機能を確保し、土砂を流下させる。

第3章 河川の整備の実施に関する事項

河川の整備に際しては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」及び「総合的な土砂の管理」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するなど俯瞰的な視点で推進する。

さらに、緊急性に配慮しながら、河川の整備に投じる費用と得られる効果・影響を考慮して計画的に整備を進めるとともに、調査・計画・設計施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリングや評価を行い、必要に応じて計画・設計施工・維持管理にフィードバックする。

加えて、必要に応じ学識者の意見等を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りながら整備を行う。

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、社会情勢を踏まえて流域や河道のモニタリングを実施しながら、河川整備計画の目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるため、水位低下対策や堤防強化を行う。

その際、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図る。

上流部では伊那・伊北地区等の樹木伐開や河道掘削、中下流部では船明ダム下流の樹木伐開や河口付近の河道掘削等を行うとともに、洪水調節機能の強化により水位低下を図る。また、堤防整備や護岸整備、浸透対策等による堤防の強化を行う。

河川改修に当たっては、河岸の植生や土砂移動の視点を踏まえ、生物の生息・生育・繁殖の場を保全・創出するなど、治水と環境の両立を図る。また、外来種の増加により河川環境が劣化傾向にある区間は河川改修と併せて外来種対策を行う。なお、水位低下対策として河道掘削や樹木伐開を行うに際しては、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、必要に応じて代替措置等を講じる。また、関係機関との調整を図り、風水害を防備する良好な山林づくりへの協力を努める。

危機管理対策としては、河川防災ステーション等の防災関連施設の整備や狭窄部上流の土砂堆積による水位上昇への対策等を実施するとともに、関係機関と連携して被害の軽減等に向けた対応の充実を図る。

1 水位低下対策

(1) 河道掘削・樹木伐開

河道整備流量を安全に流下させるために必要な河積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の阻害となる河道内樹木の伐開を行う。

上流部では、伊那・伊北地区において河道掘削や樹木伐開を行う。三峰川合流部より下流においては宮田地区等の河道掘削や樹木伐開を行う。なお、河道掘削を行う際は緩傾斜で切り下げ、ツツザキヤマジノギク、イカルチドリ等が生息・繁殖する砂礫河原の創出を図る。また、河道掘削時には元の形状を変えない掘削形状及び横断・縦断方向に変化をつけることで絶滅危惧種のアカザ、ヒガナガカワトビケラ等が生息・繁殖し、アユ（放流）、サツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が生息する瀬・淵や、スナヤツメ類等が生息・繁殖するワンド・たまりを保全・創出し、なだらかな水際部の造成、寄石の設置により、水際に変化を持たせ多様な水際環境の保全・創出を図る。

中下流部では、秋葉ダム下流において、河道掘削や樹木伐開を行う。なお、鹿島地点より下流部では、水面での掘削を避けてアユ（放流も含む）が生息する瀬・淵の保全を図るとともに、一部の中州等では河道掘削にあわせて副流路を形成させ新たなアユの産卵場の創出を図る。また、自然の営力で維持できる地盤高までの切り下げにより砂礫河原を保全・創出を図る。また、河口部では、掘削形状の工夫により、トビハゼ、コガネチワラスボ等が生息・繁殖する干潟、オオヨシキリが生息・繁殖する湿地の保全・創出を図る。さらに、下流部から河口部において、掘削形状の工夫により、ミナミメダカ等が生息・繁殖するワンド・たまりの保全・創出を図るとともに、周辺の樹林化により底泥の堆積が進んだ箇所では、冠水頻度を増加させるための周辺の掘削によりワンド・たまりの創出を図る。

表-3. 1. 1 水位低下対策（河道掘削）に係る施行の場所

河川名	施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸 右岸	磐田市駒場～磐田市豊岡 浜松市中央区松島町 ～浜松市中央区大塚町	0.4k 付近～5.4k 付近
	左岸 右岸	磐田市森本～磐田市東名 浜松市中央区国吉町 ～浜松市中央区常光町	8.0k 付近～11.4k 付近
	左岸 右岸	磐田市富里～磐田市勾坂中 浜松市中央区豊西町	12.6k 付近～13.2k 付近
	左岸 右岸	磐田市勾坂上～磐田市寺谷 浜松市中央区豊町 ～浜松市浜名区竜南	14.4k 付近～15.2k 付近
	右岸	浜松市浜名区竜南 ～浜松市浜名区高藺	15.8k 付近～16.2k 付近
	左岸 右岸	磐田市松之木島 浜松市浜名区八幡	17.2k 付近～17.6k 付近
	左岸	磐田市三家	18.4k 付近～19.2k 付近
	左岸	磐田市上野部	22.2k 付近～22.4k 付近
	右岸	浜松市浜名区上島	23.4k 付近
	左岸	浜松市天竜区二俣町鹿島	25.0k 付近
	左岸	浜松市天竜区相津	33.0k 付近
	左岸 右岸	浜松市天竜区相津 浜松市天竜区月	34.50k 付近～34.75k 付近
	左岸 右岸	浜松市天竜区谷山 浜松市天竜区月	35.75k 付近
	左岸 右岸	浜松市天竜区谷山 浜松市天竜区月	36.50k 付近
	左岸 右岸	浜松市天竜区天龍村神原 浜松市天竜区天龍村平岡	110.4k 付近～110.6k 付近
	左岸 右岸	浜松市天竜区天龍村長島 浜松市天竜区天龍村平岡	112.2k 付近～112.4k 付近
	左岸 右岸	浜松市天竜区天龍村長島 浜松市天竜区天龍村平岡	112.8k 付近～113.0k 付近
	右岸	飯田市長野原～飯田市毛賀	143.4k 付近～144.0k 付近
	左右岸	下伊那郡松川町生田 下伊那郡松川町元大島	160.8k 付近～161.4k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡中川村大草 上伊那郡飯島町本郷	169.6k 付近～169.8k 付近
	左岸 右岸	駒ヶ根市東伊那 駒ヶ根市下平～上伊那郡宮田村大久保区	182.4k 付近～183.2k 付近
	左岸 右岸	伊那市狐島 ～上伊那郡南箕輪村北殿 伊那市荒井 ～上伊那郡南箕輪村北殿	193.5k 付近～199.8k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡箕輪町三日町 ～上伊那郡辰野町平出 上伊那郡箕輪町中箕輪 ～上伊那郡辰野町辰野	203.4k 付近～212.8k 付近
太田切川	左岸 右岸	上伊那郡宮田村大久保区 駒ヶ根市下平	0.2k 付近
横川川	左岸 右岸	上伊那郡辰野町辰野 上伊那郡辰野町伊那富	0.0k 付近～0.2k 付近

流下断面
の増大に
よる流下
能力向上

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.2 水位低下対策（樹木伐開）に係る施行の場所（1/2）

河川名	施行の場所			機能の概要
天竜川	左岸	磐田市掛塚蟹町～磐田市掛塚	1.8k 付近～2.0k 付近	障害物除去による流下能力向上
	右岸	浜松市中央区三新町	2.0k 付近～2.2k 付近	
	左岸	磐田市掛塚～磐田市中町	2.6k 付近～2.8k 付近	
	左岸 右岸	磐田市豊岡～磐田市高木 浜松市中央区老間町 ～浜松市中央区大塚町	5.0k 付近～5.8k 付近	
	左岸	磐田市東名	12.0k 付近	
	右岸	浜松市中央区豊西町	12.2k 付近～12.4k 付近	
	左岸	磐田市勾坂上～磐田市寺谷	14.6k 付近～14.8k 付近	
	右岸	浜松市中央区豊町 ～浜松市浜名区竜南	14.2k 付近～15.4k 付近	
	右岸	浜松市浜名区中瀬	20.6k 付近～21.2k 付近	
	左岸	磐田市上野部	21.8k 付近～22.0k 付近	
	左岸	浜松市天竜区二俣町阿蔵 ～浜松市天竜区二俣町二俣	23.6k 付近～24.2k 付近	
	右岸	浜松市浜名区上島	23.8k 付近	
	右岸	浜松市天竜区二俣町鹿島 ～浜松市天竜区渡ヶ島	25.0k 付近～25.5k 付近	

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.2 水位低下対策（樹木伐開）に係る施行の場所（2/2）

河川名	施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸 右岸	飯田市下久堅知久平 飯田市松尾清水	144.8k 付近～145.0k 付近
	左岸 右岸	下伊那郡松川町生田 下伊那郡松川町元大島	160.8k 付近～161.4k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡中川村葛島 下伊那郡松川町上片桐 ～上伊那郡中川村片桐	162.6k 付近～163.0k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡中川村大草 上伊那郡中川村片桐 ～上伊那郡飯島町本郷	169.2k 付近～169.8k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡中川村大草 上伊那郡飯島町本郷	170.8k 付近～171.0k 付近
	左岸 右岸	駒ヶ根市中沢 上伊那郡飯島町田切 ～駒ヶ根市赤穂	176.0k 付近～176.6k 付近
	左岸 右岸	駒ヶ根市東伊那 駒ヶ根市下平 ～上伊那郡宮田村大久保区	182.0k 付近～183.2k 付近
	左岸 右岸	伊那市東春近 上伊那郡宮田村中越区	185.8k 付近～186.0k 付近
	左岸 右岸	伊那市東春近 伊那市西春近	186.6k 付近～187.4k 付近
	左岸 右岸	伊那市中央 伊那市山寺	194.6k 付近～195.0k 付近
	左岸 右岸	伊那市福島志茂 上伊那郡南箕輪村田畑	197.4k 付近
	左岸 右岸	伊那市福島 ～上伊那郡南箕輪村北殿 上伊那郡南箕輪村北殿	198.0k 付近～199.8k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡箕輪町大字長岡 上伊那郡箕輪町大字松島 ～上伊那郡箕輪町大字東箕輪	203.5k 付近～204.6k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡箕輪町大字東箕輪 上伊那郡箕輪町大字中箕輪 ～上伊那郡箕輪町大字東箕輪	205.2k 付近～205.4k 付近
	左右岸	上伊那郡箕輪町大字中箕輪	205.9k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡箕輪町大字東箕輪 上伊那郡箕輪町沢 ～上伊那郡箕輪町大字東箕輪	206.2k～206.6 付近
	左岸 右岸	上伊那郡辰野町大字樋口 上伊那郡辰野町大字神戸 ～上伊那郡辰野町大字伊那富	210.2k 付近～210.4k 付近
	左岸 右岸	上伊那郡辰野町大字伊那富 ～上伊那郡辰野町 上伊那郡辰野町大字宮木	211.0k 付近～211.4k 付近
太田切川	左岸 右岸	上伊那郡宮田村大久保区 駒ヶ根市下平	0.2k 付近～0.6k 付近

障害物除去による
流下能力向上

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(2) 工作物の改築等

著しく治水上の支障となる橋梁や堰については、治水効果や上下流のバランスを総合的に勘案しつつ、施設管理者と連携・調整して優先的に改築を行う。

また、河道掘削に伴い改築等が必要となる橋梁、樋門については、施設管理者と連携・調整して補強・改築を行う。

表-3.1.3 水位低下対策（堰・橋梁の改築等）に係る施行の場所

河川名		管理者	施行の場所		整備内容	機能の概要
天竜川	左右岸	長野県知事	左岸(飯田市下久堅南原) 右岸(飯田市駄科)	143.8k 付近	南原橋の改築	河道掘削に伴う改築等
	左右岸	伊那市長	左岸(伊那市狐島) 右岸(伊那市荒井)	193.4k 付近	中央橋の補強	
	左右岸	長野県知事	左岸(伊那市中央) 右岸(伊那市坂下)	193.8k 付近	伊那大橋の補強	
	左右岸	伊那市長	左岸(伊那市野底) 右岸(上伊那郡南箕輪村田畑)	196.8k 付近	明神橋の補強	
	左右岸	大阪井代表者	左岸(上伊那郡箕輪町東箕輪) 右岸(上伊那郡箕輪町中箕輪)	205.2k 付近	大阪井堰の撤去	
	左右岸	中井筋管理組合組合長	左岸(上伊那郡箕輪町東箕輪) 右岸(上伊那郡箕輪町中箕輪)	206.4k 付近	中井用水堰の撤去	
	左右岸	上河原井水利組合代表者	左岸(上伊那郡箕輪町東箕輪) 右岸(上伊那郡辰野町伊那富)	208.0k 付近	上河原井堰の撤去	
	左右岸	羽場下井代表者	左岸(上伊那郡辰野町樋口) 右岸(上伊那郡辰野町伊那富)	209.4k 付近	羽場下井堰の撤去	
	左右岸	辰野町長	左岸(上伊那郡辰野町平出) 右岸(上伊那郡辰野町伊那富)	212.4k 付近	城前橋の補強	
	左右岸	辰野町長	左岸(上伊那郡辰野町平出) 右岸(上伊那郡辰野町辰野)	212.8k 付近	昭和橋の補強	
横川川	左右岸	天竜川上流河川事務所	左岸(上伊那郡辰野町辰野) 右岸(上伊那郡辰野町伊那富)	0.0k 付近	床止の改築	
	左右岸	東海旅客鉄道	左岸(上伊那郡辰野町辰野) 右岸(上伊那郡辰野町伊那富)	0.2k 付近	横川橋梁の改築	

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(3) 洪水調節機能の強化

洪水調節機能の強化については、既設ダムを最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等について調査・検討を行い、必要な対策を実施する。

また、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。

なお、洪水調節機能を維持するため、施設の堆砂状況を踏まえ、関係機関と協議・連携の上、必要な対策を実施する。

① 上流部における治水機能増強検討調査

既設美和ダムや小渋ダム等を最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等について調査・検討を行い、必要な対策を実施する。

また、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。

② 天竜川ダム再編事業

天竜川中流部の静岡県浜松市 天竜区 佐久間町 佐久間 地先（左岸）、愛知県 北設楽郡 豊根村 古真立 地先（右岸）にある既設の利水専用ダム（佐久間ダム：昭和31年（1956年）完成、電源開発（株））を有効活用し、新たに洪水調節機能を確保する天竜川ダム再編事業を実施する。また、ダム貯水池への堆砂を抑制する恒久堆砂対策施設を整備し、洪水調節機能の維持を図る。

表-3.1.4 天竜川ダム再編事業の概要

(千 m³)

佐久間ダム	天竜川ダム再編事業前	天竜川ダム再編事業後
総貯水容量	326,848	343,000
有効貯水容量	205,444	221,596
洪水調節容量	-	54,000
利水容量	205,444	洪水期：167,596 非洪水期：205,444
死水堆砂容量	121,404	121,404

注）今後の詳細な検討により変更することがある。

2 堤防強化

河道整備流量を安全に流下させるため、洪水の通常的作用に対する堤防の安全性の強化、洪水時の急流対策、扇頂部対策、地震対策を実施する。

(1) 洪水の通常的作用に対する安全性の強化

家屋等への被害が生じる無堤箇所及び堤防断面が不足する箇所において堤防を整備する。整備に際しては、上下流や本支川のバランス、堤防の左右岸バランス、背後地の状況、本支川の連続性を考慮し、安全度の低下する区間が生じないように段階的に進める。

なお、歴史的な治水の知恵として継承されている、開口部が有する洪水時の遊水機能と洪水後の排水機能は基本的に保持することとし、土地利用の誘導、河川情報の提供を関係機関と連携・調整して推進する。ただし、背後地の状況変化等により新たに対策の必要性が高まった地区については、関係機関と連携・調整して必要な対策を実施する。

洪水等による侵食から堤防や河岸を防護するため、下流部においては必要な高水敷幅が確保されていない区間や水衝部における局所洗掘等が発生している箇所について、高水敷や護岸を整備する。

堤防の浸透に対する安全性の確保については、堤防の浸透に対する詳細点検の結果を踏まえて浸透対策を実施する。対策の実施に際しては、決壊による被害ポテンシャル等を総合的に評価するなど優先度を検討しながら進める。

表-3.1.5 堤防強化（堤防整備）に係る施行の場所（1/2）

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸	浜松市天竜区谷山	36.6k 付近～37.0k 付近	完成堤防による整備
		浜松市天竜区龍山町戸倉	46.2k 付近	
		浜松市天竜区佐久間町佐久間	65.0k 付近～65.2k 付近	
		浜松市天竜区佐久間町中部	66.7k 付近～68.4k 付近	
		下伊那郡天龍村平岡	113.9k 付近～114.2k 付近	
		飯田市下久堅知久平	145.2k 付近～145.6k 付近	
		飯田市下久堅下虎岩	145.8k 付近～146.0k 付近	
		下伊那郡喬木村	150.8k 付近～151.3k 付近	
		下伊那郡豊丘村神稲	151.8k 付近～152.6k 付近	
			153.0k 付近～153.7k 付近	
			153.9k 付近～154.1k 付近	
		下伊那郡豊丘村河野	154.8k 付近～155.2k 付近	
			157.2k 付近～157.4k 付近	
		下伊那郡松川町生田	158.5k 付近～159.2k 付近	
		上伊那郡中川村葛島 ～上伊那郡中川村大草	161.6k 付近～165.2k 付近	
		上伊那郡中川村大草	169.0k 付近～169.5k 付近	
		上伊那郡飯島町日曾利	172.2k 付近～173.2k 付近	
		駒ヶ根市東伊那～伊那市東春近	185.7k 付近～191.0k 付近	
		伊那市下新田	191.4k 付近～191.5k 付近	
		伊那市下新田～伊那市狐島	191.9k 付近～192.3k 付近	
		伊那市中央～伊那市野底	194.4k 付近～196.9k 付近	
		伊那市福島	197.3k 付近～198.8k 付近	
		上伊那郡箕輪町三日町	201.0k 付近～202.0k 付近	
		上伊那郡箕輪町中箕輪 ～上伊那郡箕輪町東箕輪	203.6k 付近～204.0k 付近	

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.5 堤防強化（堤防整備）に係る施行の場所（2/2）

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	右岸	浜松市天竜区月	34.0k 付近	完成堤防による整備
		浜松市天竜区横山町	37.2k 付近	
		浜松市天竜区横山町	44.2k 付近～44.8k 付近	
		浜松市天竜区佐久間町半場	65.6k 付近	
		浜松市天竜区佐久間町半場	66.0k 付近～66.6k 付近	
		下伊那郡天龍村長島	113.3k 付近～113.7k 付近	
		飯田市上郷別府	147.8k 付近～148.0k 付近	
		下伊那郡高森町下市田	153.4k 付近～153.8k 付近	
		下伊那郡高森町山吹	156.3k 付近～157.0k 付近	
			157.5k 付近～157.6k 付近	
		下伊那郡松川町元大島	160.4k 付近～161.2k 付近	
		上伊那郡中川村片桐	166.7k 付近～167.6k 付近	
		上伊那郡飯島町田切 ～駒ヶ根市赤穂上赤須	175.2k 付近～176.3k 付近	
		駒ヶ根市東伊那 ～上伊那郡宮田村	184.0k 付近～184.3k 付近	
		上伊那郡宮田村中越 ～伊那市西春近	185.5k 付近～187.8k 付近	
		伊那市西春近	188.2k 付近～189.3k 付近	
		伊那市山寺～伊那市御園	194.3k 付近～195.5k 付近	
		伊那市福島志茂	197.6k 付近～197.7k 付近	
		上伊那郡南箕輪村北殿	198.4k 付近～198.7k 付近	
		上伊那郡南箕輪村北殿 ～上伊那郡箕輪町中箕輪	198.9k 付近～202.1k 付近	
		上伊那郡箕輪町中箕輪	203.6k 付近～203.9k 付近	
		上伊那郡箕輪町中箕輪	205.6k 付近～205.9k 付近	
		上伊那郡辰野町伊那富	211.2k 付近～212.1k 付近	
		上伊那郡辰野町辰野	212.8k 付近	
小渋川	右岸	上伊那郡中川村葛島	0.0k 付近～0.4k 付近	完成堤防による整備
太田切川	左岸	上伊那郡宮田村	0.8k 付近～2.0k 付近	
	右岸	駒ヶ根市下平	0.0k 付近～0.2k 付近	
		駒ヶ根市下平～駒ヶ根市赤穂	0.6k 付近～2.0k 付近	
三峰川	左岸	伊那市高遠町西高遠 ～伊那市高遠町小原	9.5k 付近～9.8k 付近	
横川川	左岸	上伊那郡辰野町辰野	0.0k 付近～0.2k 付近	

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.6 堤防強化（高水敷整備）に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	右岸	浜松市中央区三新町	0.8k 付近～1.8k 付近	高水敷による堤脚の安定

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.7 堤防強化（護岸整備）に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸	磐田市掛塚～磐田市掛塚砂町	2.2k 付近～3.0k 付近	高水護岸による堤防防護
		磐田市池田	10.4k 付近	
		磐田市勾坂中	13.4k 付近～13.6k 付近	
		磐田市上野部	21.6k 付近	
	右岸	浜松市中央区三新町	1.6k 付近	高水護岸による堤防防護
		浜松市中央区老間町	4.2k 付近	
			5.0k 付近	
		浜松市中央区大塚町	5.4k 付近	
		浜松市中央区白鳥町	10.8k 付近～11.0k 付近	

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.8 堤防強化（浸透対策）に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸	伊那市東春近	187.2k 付近～187.8k 付近	浸透破壊防止
	右岸	飯田市松尾清水～飯田市松尾寺所	144.6k 付近～146.6k 付近	
		飯田市松尾新井	147.4k 付近～147.7k 付近	
		下伊那郡高森町山吹	156.4k 付近～156.6k 付近	

注）現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(2) 洪水時の急流対策

急流河川である天竜川は、その地形・地質特性から洪水時には土砂を大量に含む速い流れとなり、河岸侵食や河床洗掘が生じやすい。このため、湾曲区間の外岸部や濬筋が護岸前面に固定化した箇所において、河床洗掘等により堤防が破壊されないよう、練石張護岸等の整備、さらには巨石の活用など堅固な護岸構造とする。

河床洗掘に対しては、経年的な最深洗掘深に対して護岸の根入れが不足する箇所や、根固工が入っていない箇所のうち、水衝部を優先して護岸根継ぎ、根固工、水制等を整備する。また、洪水中の洗掘状況が未だ解明されていないことから、今後も実態解明のための調査・検討を進める。

表-3. 1. 9 洪水時の急流対策に係る施行の場所 (1/2)

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸	磐田市十郎島	3.4k 付近	護岸等による堤防防護
		磐田市森本	7.2k 付近～7.4k 付近	
		磐田市勾坂中	13.6k 付近	
		飯田市龍江	139.6k 付近～142.0k 付近	
		飯田市下久堅知久平 ～飯田市下久堅下虎岩	144.8k 付近～146.2k 付近	
		下伊那郡喬木村伊久間	148.0k 付近～148.5k 付近	
		下伊那郡喬木村伊久間 ～下伊那郡喬木村小川	149.4k 付近	
		下伊那郡喬木村阿島	150.5k 付近～150.8k 付近	
		下伊那郡豊丘村大字神稲	151.4k 付近～152.6k 付近	
		下伊那郡豊丘村大字神稲	153.6k 付近～154.1k 付近	
		下伊那郡豊丘村大字河野	157.4k 付近	
		下伊那郡豊丘村大字河野 ～下伊那郡松川町生田	158.4k 付近～159.0k 付近	
		下伊那郡松川町生田	160.2k 付近～160.7k 付近	
		上伊那郡中川村葛島	161.6k 付近～161.8k 付近	
		駒ヶ根市東伊那	181.2k 付近～181.4k 付近	
		駒ヶ根市東伊那 ～伊那市東春近	185.6k 付近～186.0k 付近	
		伊那市東春近	188.8k 付近～189.8k 付近	
		伊那市下新田 ～伊那市狐島	192.1k 付近～192.5k 付近	
		上伊那郡箕輪町大字三日町	200.8k 付近～201.2k 付近	
		上伊那郡辰野町大字赤羽 ～上伊那郡辰野町平出	211.8k 付近～212.8k 付近	

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3. 1. 9 洪水時の急流対策に係る施行の場所 (2/2)

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	右岸	飯田市川路～飯田市時又	139.6k 付近～141.8k 付近	護岸等による堤防防護
		飯田市松尾清水～飯田市松尾明	144.6k 付近～145.7k 付近	
		飯田市松尾明～飯田市松尾新井	146.0k 付近～147.1k 付近	
		飯田市上郷別府	147.8k 付近～148.0k 付近	
		飯田市座光寺	151.0k 付近	
		下伊那郡高森町下市田 ～下伊那郡高森町吉田	151.7k 付近～154.2k 付近	
		下伊那郡高森町吉田 ～下伊那郡高森町山吹	155.0k 付近～155.2k 付近	
		下伊那郡高森町山吹	156.4k 付近～156.8k 付近	
		下伊那郡高森町山吹	157.4k 付近～157.6k 付近	
		下伊那郡松川町元大島	160.8k 付近～161.2k 付近	
		上伊那郡中川村 ～上伊那郡中川村片桐	167.0k 付近～167.4k 付近	
		上伊那郡飯島町 ～駒ヶ根市中沢吉瀬	175.0k 付近～176.3k 付近	
		駒ヶ根市下平	181.6k 付近～182.4k 付近	
		伊那市西春近	188.0k 付近～188.6k 付近	
			189.3k 付近～190.6k 付近	
		伊那市西町	191.8k 付近～191.9k 付近	
太田切川	左岸	上伊那郡宮田村	0.0k 付近～0.7k 付近	護岸等による堤防防護
		上伊那郡宮田村	1.4k 付近～2.0k 付近	
	右岸	駒ヶ根市下平	0.0k 付近～0.2k 付近	
		駒ヶ根市下平～駒ヶ根市赤穂	0.6k 付近～2.0k 付近	
三峰川	左岸	伊那市富県	3.0k 付近～3.2k 付近	
		伊那市高遠町上山田	7.8k 付近～8.0k 付近	
		伊那市高遠町小原	9.8k 付近～10.0k 付近	
	右岸	伊那市下新田	0.0k 付近～0.4k 付近	
		伊那市上新田	1.0k 付近～1.2k 付近	
		伊那市美篤	3.8k 付近～4.1k 付近	
		伊那市美篤	5.1k 付近～5.6k 付近	
横川川	左岸	上伊那郡辰野町大字辰野	0.0k 付近～0.2k 付近	
	右岸	上伊那郡辰野町大字伊那富	0.0k 付近～0.2k 付近	

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(3) 扇頂部対策

天竜川下流部の鹿島地点から下流は、天竜川を流下した土砂の堆積により形成された扇状地である。その扇状地の上端となる扇頂部では水衝部となっている箇所があり、洪水時の侵食・洗掘が生じやすく、堤防決壊の危険性がある。ひとたび決壊すれば、資産が集中する浜松市、磐田市等下流域に甚大な被害を及ぼす。

これに対処するために、堅固な護岸や根固工、水制等を整備し、高水敷を造成して堤防強化を行う。

表-3.1.10 扇頂部対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸	磐田市上野部	21.8k 付近～22.8k 付近	浸透破壊防止
				高水護岸による堤防防護
	右岸	浜松市浜名区中瀬 ～浜松市天竜区二俣町鹿島	19.8k 付近～24.8k 付近	浸透破壊防止

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(4) 地震対策

天竜川は流域の一部が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震動に伴う基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じ、浸水による被害が発生する恐れがある。このため、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対し調査検討を行い、浸水による二次災害の恐れがある箇所については、耐震対策を推進する。

3 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、大規模崩壊や土石流等に伴う土砂流出が発生した場合、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するため、また、諏訪湖周辺等での被害の軽減に向け、既存施設の有効活用を推進するとともに、ハード・ソフト一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、迅速な復旧・復興までを想定した危機管理対策を実施する。

(1) 防災関係施設の整備

① 河川防災ステーション等の整備

計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合、整備途上で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、大規模地震の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するとともに、復旧・復興にかかる時間を極力短くするため、災害復旧資材の備蓄、情報の収集・伝達、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等（地域連携機能を加えた MIZBE ステーション含む）を整備する。

また、水防倉庫を関係機関と連携して整備するとともに、水防資機材の常備、水防活動に利用するための備蓄土砂として第二種側帯を整備する。

表-3.1.11 危機管理対策（河川防災ステーション等の整備）に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
天竜川	左岸	磐田市老貫地	19.6k 付近	河川防災ステーション
		伊那市伊那部	191.4k 付近	
		上伊那郡辰野町大字樋口	209.3k 付近	
	右岸	浜松市中央区鶴見町	7.0k 付近	河川防災ステーション
		下伊那郡高森町山吹	157.2k 付近	山吹地区 MIZBE ステーション (令和5年(2023年)3月31日 登録)
		上伊那郡飯島町田切	175.6k 付近	河川防災拠点
		駒ヶ根市下平	181.6k 付近	河川防災ステーション

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の関係機関との調整等により、必要に応じて変更することがある。

② 広域防災ネットワークの構築

下流域では、浜松市を中心とした市街地が広がり、堤防が決壊した場合には甚大な被害が発生する。また、上流域では、沿川に人口・資産が集積している区域が存在し、このような地域では堤防が決壊した場合には相当の被害が予想される。堤防が決壊した場合、被災箇所を早期に締め切ることが被害軽減の必須条件となることから、資機材の運搬路を確保して迅速な復旧活動を行うため、既往洪水の実績等も踏まえ、必要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能強化を図るとともに、高規格幹線道路等とのネットワーク化を行い、関係機関と連携・調整しながら広域防災ネットワークの構築に取り組む。

(2) 被害を最小化するための取り組み

災害関係の情報伝達体制の充実を図るとともに、洪水ハザードマップの作成支援、洪水ハザードマップを活用した地域住民参加の防災訓練等の防災啓発活動により、住民の防災意識の向上を図る。また、二線堤や洪水時の遊水機能と洪水後の排水機能を有する狭窄部上流の開口部の機能の維持と活用による被害軽減等について、関係機関と連携・調整を図り実施する。

(3) 狭窄部上流の水位上昇対策

天竜川には狭窄部が多く存在し、狭窄部上流では洪水時の土砂堆積によって水位上昇が生じる可能性がある。このため、歴史的な治水の知恵で狭窄部の上流に継承されている開口部の機能を保持することとする。この際、背後地の開発が進むことで水害リスクを増大させないような土地利用の誘導や河川情報の提供を関係機関と連携・調整して推進するとともに、堤防強化等の必要な対策を実施する。

(4) 諏訪湖周辺等における被害の軽減に向けた対策

周辺に資産が集中している諏訪湖では、31の流入河川に対して放流箇所は釜口水門のみとなっており、過去から段階的に放流量を増加させているものの、洪水時には諏訪湖の周辺や流入河川の沿川で浸水被害が繰り返し発生している。こうした被害の軽減に向け、雨量・洪水予測技術の向上により下流本川の洪水状況とのバランスを図りながら釜口水門を弾力的に運用するための調査・検討を進め、関係機関と連携して可能な対策を推進する。

第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1 河川水の適正な利用

河川水の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権の更新時に使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化、再利用の可能性を踏まえて見直しを適正に行うとともに、慣行水利権については、水利用実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業の実施の機会を捉えるなど積極的に許可水利権化を推進する。

2 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持するため、許可水利権の更新時における適正な見直しや慣行水利権の積極的な許可水利権化とともに、水利秩序に配慮しつつ関係機関と調整・協議のうえ総取水量表示等の水管理を行い、水利用の合理化を推進することで正常流量の一部を回復するように努める。

また、さらに必要となる水量の補給については、各種方策の調査・検討を行う。

大規模な取水が行われる中下流域では、鹿島地点における正常流量の一部回復に向け、水利用の合理化について関係者との調整を図る。

3 渇水時の対応

渇水による被害を最小限に抑えるため、発電ダムからの流量補給や利水者相互間の水融通の円滑化、節水対策等の渇水対策について、関係機関と連携して推進する。

4 発電減水区間対策

上流部の^{みなかた}南向堰堤下流では、天竜川水系河川整備基本方針で設定した正常流量に基づき、平常時の流量増加に関して関係者と調整を図る。佐久間ダム下流、新豊根ダム下流、^{け た}気田堰堤下流等では、減水区間の解消に向けて関係者との調整を図る。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

天竜川水系は豊かな自然環境を有し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する一方、高水敷や水辺、水面等の河川空間では、散策や環境学習、伝統行事等の多様な利用が行われていることから、天竜川水系河川環境管理基本計画（空間管理計画）における自然利用ゾーンや整備ゾーン等の空間区分を踏まえ、地域住民や関係機関等と連携し、必要に応じてゾーニングの追加・見直しやゾーニングの中に特定機能を課した空間設定を行うなどバランスの取れた自然環境の保全と河川空間の適正な保全や利用を図る。

また、河川環境の整備と保全、良好な景観の維持・形成に際しては、歴史的な天竜川の情景を踏まえた整備等に努める。

さらに、河川環境が常に変化していくことを踏まえ、河川水辺の国勢調査に加え、子ども達の体験活動や地域住民と協働での河川愛護活動等を通じて状況把握に努める。

1 河川環境の整備と保全

(1) 良好な自然環境の保全・創出

河川環境の整備と保全については、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の創出に努めるため、多自然川づくりや自然再生の取り組みを一体的に行う。

多自然川づくりの取り組みでは、現状の河床形態や動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するため、瀬・淵やワンド等を周辺の河岸植生帯等と一体的に保全するなど、良好な河川環境の保全に努める。

また、自然再生の取り組みでは、流域の視点を踏まえ砂礫河原やワンド・たまりの減少、樹林化の進行や外来種の侵入など河川環境の状況に応じ、地域住民や関係機関と連携しながら良好な河川環境の創出に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖地の保全・創出

動植物の生息・生育・繁殖地については、上流部の河原植物ツツザキヤマジノギクやカワラニガナ、下流部の絶滅危惧種のコアジサシといった貴重種等の生息・生育・繁殖環境（瀬・淵、ワンドやたまり、河岸、砂礫河原、河畔林、湿地、干潟等）について、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリングを行いながら、河川改修や維持管理、自然再生事業等により、生物多様性の向上と地域活性化とを両立した良好な自然環境の保全・創出を図る。

諏訪湖においては、湖岸で過剰に繁茂している水草の除去、植生水路の設置等による湖内水質環境を改善し、ワカサギやナガブナ等の生息・繁殖等に適した湖内環境の保全・創出が図られるよう管理者と協力する。

上流部では、ツツザキヤマジノギク、イカルチドリ等が生息・繁殖する砂礫河原の創出を図る。また、絶滅危惧種のアカザ、ヒガナガカワトビケラ等が生息・繁殖し、アユ（放流）、サツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が生息する瀬・淵や、スナヤツメ類等が生息・繁殖するワンド・たまりの保全・創出を図る。霞堤においては、樋門・樋管の落差の解消や水路の改良等により本川とその背後地（田畑等）との連続性の確保を図る。

中流部では、サツキマス（同種で生活史が異なるアマゴを含む）が生息しやカジカガエルが生息・繁殖する溪流環境、ムササビ・ヤマセミ・オンドリ等が生息する河畔林や湖畔林の保全を図る。また、関係機関や地元漁協との連携により、船明ダム上下流や本川と支川との連続性の確保を図る。

下流部では、アユ（放流も含む）が生息する瀬・淵の保全を図るとともに、アユの産卵場の創出を図る。トビハゼ、コガネチワラスボ等が生息・繁殖する干潟、オオヨシキリが生息・繁殖する湿地の保全・創出を図る。さらに、下流部から河口部において、ミナミメダカ等が生息・繁殖するワンド・たまりの保全・創出を図る。

また、生物多様性の向上と地域活性化の両立を図るため、上流部ではヒゲナガカワトビケラ等（ザザムシ）の生息・繁殖場である瀬の保全・創出を図るとともに、下流部ではアユの産卵場の保全・創出を図る。なお、必要に応じて、自然再生計画を新たに策定する。

外来種の駆除については、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民との協働のもとで特定外来生物であるアレチウリや、オオフサモ、外来種のハリエンジュの駆除を実施し、一定の成果も上がってきている。今後もこうした協働のもとで定期的な駆除に取り組むとともに、その他の外来種についても河川水辺の国勢調査等で定期的なモニタリングを行い、必要に応じて「諏訪湖創生ビジョン推進会議」等での関係者間の迅速な情報共有や監視、防除を行うことで侵入や拡大の抑止を図る。

また、ダムや堰により魚類の上下流への往来が阻害されていることについて、関係者と改善に向けた調整に努める。

2 良好な景観の維持・形成

(1) 特徴的な景観の維持・形成

特徴的な景観の維持・形成については、上流域では中央・南アルプスを背景とした砂礫河原の風景、名勝天龍峡をはじめとした狭窄部、中流域では天竜奥三河国定公園に指定されている豊かな自然環境、ダム天端からの眺望や湖面に映る天竜美林、下流域では河口や海岸へとつながる砂礫主体の白い河原や支川合流部付近のワンド状の静水域や湿地といった景観の維持・形成に努める。

天竜小洪水系県立公園に指定され、天竜舟下りやラフティングに利用されている鷺流峡の河道掘削は、景観に及ぼす影響が少なくないと考えられるため、模型実験等による掘削形状等の詳細な検討のうえ、関係機関等と十分に調整して行う。

また、景観法に基づき景観行政団体が策定する景観計画との整合を図る。

(2) 水辺景観の維持・形成

水辺景観の維持・形成については、良好な親水空間として、水際の形状の変化やヨシ原等、水辺景観の維持・形成に努める。

表-3.1.12 河川環境の整備と保全に係る施行の場所

河川名	種類	施行の場所			機能の概要
天竜川	湿地の保全創出 ワンド・たまりの創出	右岸	3.0k 付近～4.2k 付近	浜松市	盤下げにより湿地、ワンド・たまり、景観を創出
天竜川	砂礫河原の創出	左右岸	146.0k 付近～147.6k 付近	飯田市	盤下げにより、砂礫河原を創出
		右岸	158.2k 付近～160.0k 付近	松川町	
		右岸	164.0k 付近～164.4k 付近	中川村	
		右岸	174.2k 付近～176.0k 付近	駒ヶ根市 飯島町	
三峰川		左右岸	6.0k 付近～8.0k 付近	伊那市	
天竜川	瀬、淵の創出 水際環境の創出	左右岸	201.2k 付近～203.0k 付近	箕輪町	河道掘削の工夫により瀬、淵、水際環境を創出

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

3 人と川との豊かなふれあいの増進

人と川との豊かなふれあいの増進については、関係機関等と連携し、天竜川水系を特徴づける歴史的、自然的、文化的な河川景観と地域の観光資源とが一体となった良好な水辺景観の保全・整備を図る。また、流域全体にわたる生態系ネットワークによる地域交流を推進し、地域との協働で行う河道内樹木の伐開や外来種の駆除といった河川愛護活動と合わせて河川と地域の密接な関係を再構築していく。

水辺のふれあい拠点は、関係自治体等と連携し、地域及び河川の特性を活かした交流拠点とし、伝統行事やミズベリング等のイベント、スポーツ等に利用できる拠点整備、水面利用の活性化を図るためのカヌー・ラフティングの発着施設の整備、魚釣りや子ども達の体験活動のための安全に水辺に近づける河岸等の整備、遊歩道・サイクリング道等の河川空間整備を行う。

なお、河川空間の利活用のニーズの高まりにより、地域の取り組みと一体となって河川空間と町空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組みが行われる場合は、河川管理者が推進主体と連携してかわまちづくり計画を策定し、その計画に即して、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行うことになるが、本整備は、まちづくりと連携して行う事業であるという特殊性を踏まえ、今後の状況の変化により本計画において示していない場所において施行することがある。

表-3. 1. 13 人と川との豊かなふれあいの増進に係る施行の場所

河川名	種類	施行の場所			機能の概要	
天竜川	天竜川周遊プラン	左岸	3. 2k 付近～23. 5k 付近	磐田市掛塚～上野部	サイクリングロード	関係機関と連携して策定し整備を実施
		右岸	14. 2k 付近～24. 9k 付近	浜松市中央区豊町～天竜区二俣町鹿島		
	河川空間整備	左岸	23. 6k 付近	浜松市天竜区二俣町二俣	河川空間整備	浜松市と連携して整備を実施
		右岸	28. 6k 付近	浜松市天竜区米沢		
		左岸	116. 6k 付近	下伊那郡天龍村平岡	河川空間整備	天龍村と連携して整備を実施
		左岸	133. 2k 付近	下伊那郡泰阜村唐笠	河川空間整備	泰阜村と連携して整備を実施
		左岸	141. 0k 付近	飯田市龍江	河川空間整備	川路・龍江・竜丘地区の周辺整備と連携して整備を実施
		左岸	152. 0k 付近	下伊那郡豊丘村大字神稲	河川空間整備	豊丘村と連携して整備を実施
		右岸	159. 4k 付近	下伊那郡松川町元大島	河川空間整備	松川町と連携して整備を実施
		左岸	201. 0k 付近～203. 6k 付近	上伊那郡箕輪町大字三日町	河川空間整備	箕輪町と連携して整備を実施
		右岸	201. 0k 付近～206. 0k 付近	上伊那郡箕輪町大字中箕輪		
		左岸	206. 0k 付近～208. 2k 付近	上伊那郡箕輪町大字東箕輪		
		右岸	175. 6k 付近	上伊那郡飯島町田切	河川空間整備	防災拠点計画と連携して整備を実施
		右岸	185. 2k 付近	上伊那郡宮田村中越	河川空間整備	宮田村と連携して整備を実施
三峰川	河川空間整備	左岸	7. 5k 付近	伊那市高遠町下山田	河川空間整備	伊那市と連携して整備を実施

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の関係機関との調整等により、必要に応じて変更することがある。

4 水質の維持・改善の推進

水質の維持・改善の推進については、河川や諏訪湖の利用状況、沿川地域の水利用状況、河川環境の現状を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質の保全と改善に努める。また、支川上流やダムからの濁水長期化に対しても関係機関等と連携し、天竜川の良い水質の維持と更なる改善に努める。

第4項 総合的な土砂の管理に関する事項

1 流砂系の健全化

天竜川流砂系では、平成30年（2018年）3月に天竜川下流域を対象とした「天竜川流砂系総合土砂管理計画【第一版】」を策定し、流砂系内の各関係機関が課題を共有し、土砂動態を改善する取組みを進めている。また、上流域も対象に含めた「天竜川流砂系総合土砂管理計画【第二版】」の策定に向けた検討を実施している。

土砂の管理は治水・利水・河川環境の全般に関わる課題であり、土砂生産・流出領域から海岸領域までの流砂系の健全化に向け、関係機関等と連携を図って総合的な土砂の管理を推進する。

また、継続的なモニタリングによって、土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握に努め、その結果を分析して維持管理も含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂の管理を推進する。モニタリングの実施に際しては、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図る。

現状での総合土砂管理の取組のモニタリング結果等も踏まえ、適宜、総合土砂管理計画の見直し等も図り、天竜川流砂系における総合土砂管理の推進を図る。

(1) 土砂生産・流出領域での取り組み

天竜川水系では昭和8年（1933年）以降、長野県を主体として砂防事業が実施され、直轄砂防事業は昭和12年（1937年）の小渋川流域における事業着手に始まり、その後、昭和26年（1951年）に三峰川流域、昭和34年（1959年）に片桐松川流域を加え、未曾有の大災害を引き起こした昭和36年（1961年）災害を契機に、翌37年（1962年）に太田切川流域、中田切川流域、与田切川流域、新宮川流域、山室川流域、藤沢川流域、さらに昭和52年（1977年）に遠山川流域を加えてきた。

砂防堰堤の整備は、洪水時の急激な土砂流出を防止するため不透過型を主に進めてきたが、近年は流域の状況を把握した上で、必要に応じて透過型砂防堰堤を採用している。

今後も洪水時の急激な河道への土砂流出を防止するため、砂防事業を継続的に実施する。実施に際しては、透過型砂防堰堤の整備等で定常的な土砂供給に配慮する。また、関係機関との調整を図り、土砂崩壊等を防備する良好な山林づくりへの協力に努める。

(2) 本川ダム領域・支川ダム領域での取り組み

土砂生産・流出領域から海岸領域までの総合的な土砂の管理の観点から、ダムにおいては、貯水池への堆砂の進行による機能低下に備え、維持掘削や適切な堆砂容量の設定により計画的に容量を確保するとともに、流水掃砂や堆砂対策施設等により土砂を流下させる。また、ダムの堆砂対策施設による流下土砂量の増加を踏まえ、下流の利水ダムに必要な措置の検討を引き続き実施する。

表-3. 1. 14 総合的な土砂の管理に係る施設整備の場所

河川名	種 類	施行の場所	機能の概要
三峰川	美和ダム堆砂対策 〔土砂バイパス施設 湖内堆砂対策施設〕	美和ダム	洪水時における 流入土砂の排砂
小渋川	小渋ダム堆砂対策 (土砂バイパス施設)	小渋ダム	
天竜川	佐久間ダム堆砂対策 (土砂運搬施設・土砂集積施設)	佐久間ダム	

① 美和ダム堆砂対策

美和ダムの土砂バイパストンネルと湖内堆砂対策施設を運用し、貯水池への流入土砂及び堆砂を抑制するとともに、ダム地点における土砂移動の連続性を確保する。また、継続的に堆砂の進行状況等について調査・検討を行い、必要に応じて洪水調節機能の回復等に資する対策を講じる。

② 小渋ダム堆砂対策

小渋ダムの土砂バイパストンネルを適切に運用し、中長期的なダム貯水池機能維持のための土砂バイパストンネルにおける分派機能の向上対策、トンネル施設延命化のための貯砂堰における大粒径土砂捕捉対策を行いつつ、貯水池への流入土砂及び堆砂を抑制するとともに、ダム地点における土砂移動の連続性を確保する。また、継続的に堆砂の進行状況等について調査・検討を行い、必要に応じて洪水調節機能の回復等に資する対策を講じる。

③ 佐久間ダム堆砂対策（天竜川ダム再編事業）

佐久間ダムの堆砂対策については、ダム下流へ堆積土砂を運搬する施設の整備を行い、約 28 万 m³/年の堆積土砂をダム下流河川へ還元することで、ダム地点における土砂移動の連続性を確保し、遠州灘沿岸の海岸侵食の抑制等を目指す。

(3) 谷底平野河道領域・扇状地河道領域での取り組み

上流部の谷底平野河道領域では、土砂を大量に含む速い流れによる侵食や河床洗掘に対して適切な深さと規模の護岸や根固工の設置等、侵食・洗掘対策を実施する。土砂の連続性の確保や砂州の切り下げ等により適度な攪乱を促し、みお筋の固定化や砂州の樹林化の進行を抑制する。土砂の堆積等で流下能力が不足する区間については、良好な河川環境の保全創出を行いながら、河道掘削や砂州の樹木伐開を実施する。また、三峰川合流部より下流では、土砂堆積による水位上昇が生じやすい狭窄部上流において開口部を設けており、土地利用の誘導や河川情報の提供を関係機関と連携して行うとともに、堤防強化等の必要な対策を実施する。さらに、土砂の堆積しやすい支川合流点付近や狭窄部上流を対象に、土砂堆積による洪水流下の阻害の影響を低減させる管理河床高の検討や、ダムの堆砂対策施設による流下土砂量の増加を踏まえ、安定した河床を維持するために必要な砂利採取等の措置の検討を行う。

下流部の扇状地河道領域では、河道内樹木の繁茂により、上流から流下した土砂の捕捉や砂州の固定化といった問題が生じているため、河川環境への影響を考慮したうえで樹木伐開を行い、河道における土砂の流送力を確保する。また、河道改修により発生した土砂については、関係機関との調整を図り、海岸領域の養浜に活用する。

(4) 海岸領域での取り組み

平成 15 年（2003 年）7 月に静岡県と愛知県により策定された遠州灘沿岸海岸保全基本計画（平成 27 年（2015 年）12 月に一部変更）との整合を図り、掘削土砂を養浜材に活用するなど海岸管理者との連携に努める。

(5) 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握

土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化を把握するため、継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果を分析評価して、計画見直しや維持管理も含めた土砂対策に反映し、順応的な土砂の管理を推進する。

① 河床変動と河道内樹木のモニタリング

河道において、経年的な河床変動や樹林化の進行状況の把握に努めるとともに、砂防堰堤の整備、ダムの堆砂対策施設整備、河道改修後の土砂移動の変化についても、出水前後の河床変動と河道内樹木の生育状況のモニタリングにより把握する。

② 堆砂対策施設関連のモニタリング

美和ダム、小渋ダム、松川ダム、佐久間ダムの堆砂対策施設及び下流河道に流下する土砂量と粒度分布及び下流河川環境のモニタリングを引き続き実施する。

③ 土砂動態の解明に向けた検討

土砂の流出、堆積、侵食、移動等に関するデータをモニタリングし、土砂収支モデルを作成して、土砂動態のメカニズムを明らかにする。

④ 土砂の流下による河川環境の変化の把握

流砂系全体において、土砂の流下による、河川環境の変化の把握、生物の応答メカニズムの把握・解明のために、継続的なモニタリングを引き続き実施する。

第5項 流域治水の推進に関する事項

近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。この取り組みをさらに一歩進め、気候変動による影響や社会の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

天竜川水系では、国、県、市町村等から構成される「天竜川（上流）流域治水協議会」、「遠州流域治水協議会」を令和2年度（2020年度）に設置し、令和3年（2021年）3月には「天竜川（上流）水系流域治水プロジェクト」、「天竜川（下流）水系流域治水プロジェクト」を、令和6年（2024年）3月には気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「天竜川（上流）水系流域治水プロジェクト2.0」及び「天竜川（下流）水系流域治水プロジェクト2.0」をとりまとめ、関係機関が一体となって流域治水の取り組みを進めている。

本計画では、速やかに河川整備計画目標の達成を目指すとともに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するために技術的支援を行う。また、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用する。

流域治水の取り組みにおいては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考えを推進し、流域全体にわたる生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していく。

1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

(1) 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施

河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施について、河川管理者が実施する整備を上下流および本支川の治水安全度のバランスを図りつつ段階的かつ着実に実施し、河川整備計画の目標に対しての洪水氾濫による災害の防止または軽減を図る。

また、計画を超える洪水が発生した場合においても、被害をできるだけ軽減できるように、必要に応じた対策を実施する。

(2) 砂防堰堤整備による土砂災害対策

天竜川上流域では地形が急峻なことに加え、地質が脆弱で大規模な崩壊地が多いため、土砂生産が活発であり、砂防堰堤等の整備により、河川への土砂流出を抑え、河床上昇による浸水被害の発生を防ぐ。

(3) 既存ダムの洪水調節機能の強化

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年（2019年）12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、河川管理者および関係利水者で「天竜川水系（上流）治水協定」「天竜川水系（天竜川下流）治水協定」を令和2年（2019年）5月に締結し、事前放流の取り組みを開始した。

各施設管理者との相互理解・協力のもと、関係機関が連携し、効果的な事前放流の実施や洪水調節機能の強化を図る。

(4) 田んぼダムの取組の推進

水田に一時的に雨水をためることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する「田んぼダム」の実証実験が進められている。

天竜川流域における「田んぼダム」の取組の推進に向け、定量的な効果量の把握など技術的な支援を実施する。

2 被害対象を減少させるための対策

(1) 住まい方の工夫に関する取組

流域市町村がまちづくりや住まい方の誘導による水害に強い地域づくりを進める際、水害リスク情報の共有・提供など技術的な支援を行う。

水害リスク情報としては、計画規模や想定最大規模以外にも中高頻度の外力規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定といった時間軸にも着目した整理等を行う。

(2) 霞堤等の開口部が有する遊水機能と排水機能の保持

歴史的な治水の知恵として継承されている霞堤等の開口部が有する洪水時の遊水機能と排水機能を保持する。

3 被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

(1) マイ・タイムライン等の作成の支援・普及

住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていく。

また、各機関での防災行動のタイムラインを流域内で統合した「流域タイムライン」を作成し、運用開始を目指す。

(2) 防災教育等の推進

更なる「流域治水」の推進のため、天竜川総合学習館「かわらんべ（飯田市と国（河川管理者）による共同運営）」での子供等への防災学習や、総合水防演習やシンポジウムの開催、ポスター等の配布等により防災に関する広報・普及活動を行い、水災害防災に関する意識の啓発を図る。

(3) 水害の記憶の伝承

地域の防災力向上のため、過去の災害を事例とした防災教育や天竜川流域の災害・環境・歴史・文化など、様々な知見や経験を収集した「語りつぐ天竜川」の発刊、災害伝承に関する場所・史実・伝説や災害の種類・要因などが記載されている「災害伝承カード」の活用等により天竜川の歴史・文化の伝承を図る。

(4) 水害版企業 BCP の作成支援

洪水時の事業継続に必要な企業 BCP の策定を推進するため、商工会議所等と連携し、企業 BCP の作成支援を実施する。

(5) インフラデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）等における新技術の活用による情報伝達手段の強化

洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、浸水センサーの設置や三次元管内図による浸水想定区域図の作成、内外水統合の水害リスクマップの作成等を行い、防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するとともに、直接住民に情報発信するための情報基盤の整備を行う。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理にあたっては、天竜川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画」を定め、当該計画に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、必要に応じて河川維持管理計画を変更して対応する。

災害の発生の防止又は被害の軽減のために、河川管理施設等を監視・点検し、その機能を維持するとともに、万が一災害が発生しても被害を最小化するよう危機管理対策を実施する。河川の適正な利用のために、河川水の利用、河川区域内の土地利用等の調整を行い、秩序を維持する。また、流水の正常な機能の維持のために、水量、水質の現状を把握し、関係機関と連携し必要な対策等を実施するとともに、河川環境の保全のために、水環境や自然環境の変化に配慮する。これらが相互に関連することを踏まえ、地域住民や関係機関等と連携を図りながら、適切な維持管理を行う。

河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ整備を図り、長寿命化計画に基づき計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。

なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、コスト縮減に努める

また、維持管理の実施にあたっては、学識経験者等の助言を得られる体制を整え、助言を受けながら進めるとともに、三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査などの一連業務の高度化・効率化、占有許可等のオンライン化などによる行政サービスの向上を図り、持続可能なインフラ整備・管理につながるDXなどの新たな取り組みの推進に努める。

第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1 堤防の維持管理

(1) 堤防の維持管理

堤防の機能を適切に維持していくために、堤防除草を行い、平常時や出水時の河川巡視や点検及び定期的な縦横断測量調査等を実施することにより、堤防や護岸の沈下、損傷状況や施設の老朽化の状況等を適切に把握し、必要な対策を実施する。特に、重要水防箇所等については、出水時の河川巡視等も含め、監視の強化に努める。また、河川巡視や水防団等が行う水防活動の支援を円滑に行えるように、管理用通路等の適正な維持管理を行う。支川流入部や峡谷部など巡視路が不連続となる箇所については、管理橋や巡視路等の整備、水面からの巡視に努める。

二線堤（下流区間で約 8.4km）は本堤から水が溢れたり、堤防が決壊した場合等の氾濫被害拡大の抑制等を図るものであり、現況の機能が維持されるよう、維持管理し、異常を発見した場合には適切に補修等を行う。

管内で震度 4 以上の地震が発生した場合には、堤防や護岸等の河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために河川巡視を行う。また、南海トラフ地震の防災対策推進地域防災対策強化地域では、南海トラフ地震臨時報発表時等の対応段階に則して事前点検を実施する。

出水・地震等による漏水や河岸の侵食、堤体の亀裂等により、堤防の機能に支障が生じた場合には、速やかな復旧を実施する。また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対し、耐震点検・対策を実施する。災害復旧の実施にあたっては、「美しい山河を守る災害復旧基本方針（平成 30 年 6 月）」を活用し、多自然川づくりの視点を踏まえて取り組む。

河川の状態把握については、気候変動の影響の把握に努め、DX 技術を活用し効率的に実施する。

表-3.2.1 維持管理（堤防の維持管理）に係る施行の場所

河川名	維持管理の延長 (km)
天竜川	429.2
小渋川	5.8
太田切川	4.1
三峰川	21.4
横川川	0.3
合計	460.8

令和 5 年(2023 年)3 月現在
注) 堤防不要区間を含む

(2) 堤防除草

堤防除草は、堤防の変状の早期発見及び堤体の保全、ゴミの不法投棄対策のため行う。また、堤防法面に繁茂して張芝を枯死させる特定外来生物のオオキンケイギクの駆除を計画的に行う。堤防除草で発生する刈草の処理は、コストの縮減を図りながら有効に利用し、河川環境への負荷の軽減に努める。

2 樋門等の維持管理

(1) 樋門等の維持管理

樋門等の河川管理施設の機能を適切に維持していくためには、洪水、津波、高潮等の際、必要な機能が発揮されるよう、適切に河川巡視、定期的な点検を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて、補修・更新を行い長寿命化を図る。長寿命化により施設の機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施する。

施設の操作については、操作規則等に基づき、洪水や高潮等の際には、適切かつ円滑な操作を行う。樋門等の操作員の高齢化や担い手不足により、樋門等の操作員の確保が困難になる等、河川管理施設の的確な操作等に支障をきたすおそれが生じてきている。このため、施設の統合や集中管理による操作の遠隔化・自動化等により省力化、高度化を図り、より確実な河川管理施設の操作及び操作員等の安全確保を図るとともに、施設の機能や操作について、訓練等を実施する。

管内で震度4以上の地震が発生した場合には、樋門等の河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために河川巡視を行う。また、南海トラフ地震の防災対策推進地域では、南海トラフ地震臨時情報等の対応段階に則して事前点検を実施する。

出水・地震等により、樋門等の河川管理施設が損傷した場合には、速やかな復旧を実施する。また、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対し、耐震点検・対策を実施する。また、施設の操作遠隔化等により維持管理の効率化を図る。

表-3.2.2 維持管理（主な管理施設）に係る施行の場所

種別	河川名		維持管理の場所		維持管理内容
樋門	天竜川	左岸	磐田市東名	11.9k 付近	池田樋管
			浜松市天竜区二俣町鹿島	24.7k 付近	鹿島樋管
			浜松市天竜区二俣町大園	28.2k 付近	大園樋管
			伊那市伊那部	191.6k 付近	下新田ひ管
				192.4k 付近	新田ひ管
				193.2k 付近	狐島ひ管
			上伊那郡箕輪町大字三日町	202.8k 付近	中込沢樋門
			上伊那郡辰野町大字樋口	208.2k 付近	同善渕排水ひ管
				208.6k 付近	渋沢排水ひ管
				208.8k 付近	樋口排水ひ管
		右岸	浜松市中央区白鳥町	11.1k 付近	豊田樋門
			浜松市中央区豊町	14.2k 付近	豊西樋管
			浜松市浜名区新堀	16.3k 付近	八幡樋管
			浜松市浜名区中瀬	21.6k 付近	上島樋門
			浜松市天竜区渡ヶ島	26.0k 付近	禿石樋管
				27.4k 付近	渡ヶ島樋管
			浜松市天竜区横山町	36.9k 付近	横山樋管
			浜松市天竜区龍山町大嶺	44.5k 付近	鮎釣樋管
			飯田市松尾清水	145.0k 付近	祝井沢川ひ門
			上伊那郡宮田村大久保	183.0k 付近	宮田排水ひ管
			伊那市西春近	187.8k 付近	猪の沢排水樋門
			伊那市伊那	191.8k 付近	小黑ひ管
				193.2k 付近	荒井ひ管
			上伊那郡箕輪町大字中箕輪	202.0k 付近	坂井排水ひ管
			上伊那郡辰野町大字伊那富	207.8k 付近	巾下排水ひ管
				208.8k 付近	羽場排水ひ管
				211.8k 付近	宮木排水ひ管
	樋門	他	33 箇所	計	60 箇所
陸閘	天竜川	左岸	磐田市勾坂中	13.2k 付近	勾坂陸閘
			浜松市天竜区二俣町鹿島	24.7k 付近	鹿島第一陸閘
				25.0k 付近	鹿島第二陸閘
				25.0k 付近	鹿島第三陸閘
		右岸	浜松市浜名区中瀬	21.3k 付近	中瀬陸閘
	陸閘			計	5 箇所
床止め	天竜川		上伊那郡箕輪町大字三日町	203.4k 付近	箕輪床止め工
	横川川		上伊那郡辰野町大字伊那富	0.0k 付近	横川床止め
	小渋川		下伊那郡松川町生田	1.0k 付近	生田第1床固
			上伊那郡中川村葛島	3.0k 付近	生田第2床固
	床止め			計	4 箇所

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

(2) 老朽化等への対応

劣化診断の結果、老朽化等による問題が生じた河川管理施設は、予防保全型メンテナンスサイクルを構築し、コストの縮減を踏まえながら信頼性の向上や長寿命化を図るための補修・更新を行う。

3 河道の維持管理

(1) 河床・河岸の維持管理

河床・河岸の維持管理は、河川巡視や定期的な縦横断測量等により形状の変化を把握するとともに、洪水等により河道内に堆積した土砂についてはモニタリングを継続的に実施し、洪水の安全な流下等に支障となる場合には、瀬や淵、動植物の生息・生育・繁殖、水際部の多様性等の河川環境の保全・創出に配慮し、河道掘削等の必要な対策を実施する。河道内の堆積土砂の排除は、砂利採取等の活用を検討するとともに、海岸侵食の抑制に寄与できる手法を検討して行う。

(2) 樹木の維持管理

河道内の樹木の維持管理は、河川巡視等により河道を監視し、洪水流下の阻害や河川管理施設への悪影響、河川巡視等の支障の解消のため、必要に応じ伐開等を行い、樹木の再繁茂対策を講じる。なお、伐開の際には周辺環境における位置づけ等に配慮するとともに、河道内の植生の管理は、砂礫河原の再生や外来種の防除といった河川環境整備の目標と整合を図る。また、公募により団体等の募集を行い、参加した団体による樹木伐採の実施など、コストの縮減を踏まえながら有効に利用し、河川環境への負荷の軽減に努める。

表-3.2.3 維持管理（樹木伐開）に係る施行の場所

河川名		施行の場所	
天竜川	左岸	磐田市豊岡	5.2k 付近～5.6k 付近
		磐田市中島～磐田市森本	6.8k 付近～7.4k 付近
		磐田市富里～磐田市勾坂中	12.0k 付近～13.2k 付近
		磐田市松之木島	16.2k 付近～18.4k 付近
		磐田市老貫地	19.6k 付近～20.6k 付近
		磐田市上野部	21.4k 付近～22.8k 付近
		浜松市天竜区佐久間町中部	66.2k 付近～66.6k 付近
		飯田山下久堅下虎岩	145.8k 付近～146.2k 付近
		駒ヶ根市下平	180.0k 付近～180.6k 付近
		伊那市東春近	186.0k 付近～186.4k 付近
		伊那市東春近	186.5k 付近～186.9k 付近
		伊那市東春近	190.4k 付近～191.2k 付近
	右岸	浜松市中央区東町 ～浜松市中央区老間町	3.8k 付近～4.4k 付近
		浜松市中央区大塚町	5.2k 付近～5.4k 付近
		浜松市中央区新貝町	6.4k 付近～6.6k 付近
		浜松市中央区鶴見町 ～浜松市中央区国吉町	7.0k 付近～8.0k 付近
		浜松市浜名区新堀	16.2k 付近～16.8k 付近
		飯田市松尾新井	147.2k 付近～147.6k 付近
		飯田市上郷別府	147.8k 付近～148.2k 付近
		下伊那郡高森町吉田	154.2k 付近～154.4k 付近
		駒ヶ根市下平	182.0k 付近～182.2k 付近
		伊那市西春近	187.0k 付近～187.8k 付近

注) 現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

4 河川維持管理機器等の維持管理

(1) 光ケーブル・河川監視用カメラ等の維持管理

光ケーブル・河川監視用カメラ等の機器の維持管理は、洪水時における浸水の危険性に関する情報や水位・流量等の河川情報を迅速に収集し、住民避難や水防活動等への対応に活用するため整備を推進するとともに、観測や通信が常に適正な状態で行えるよう保守点検を行う。また、データの迅速な収集・蓄積・活用を図るとともに、情報の一元化等の効率化により管理の高度化に努める。

(2) 危機管理施設の維持管理

防災拠点等の危機管理施設の維持管理は、洪水や地震等の災害時に必要となるブロックや土砂等の水防資機材や災害復旧資材について、備蓄の場所や量を適切に確保する。また、平常時は貴重なオープンスペースとなることから、市町や地域と連携して適正な利用を推進する。

5 許可工作物の適正な維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可条件に基づく適切な管理・改築等が実施されるように指導や協議を行う。また、河川巡視において、洪水、津波、高潮等の原因により、変状が確認された場合、速やかに施設管理者に連絡し、補修、整備等を指導する。

6 流下物の処理

洪水流下の阻害となる流木やゴミ等の流下物の処理は、できる限り適切に除去を行う。なお、流木の処理は、コストの縮減を踏まえながら有効に利用し、河川環境への負荷の軽減に努める。また、河川美化のため、河川愛護月間（7月）等を通じた河川美化活動とともに、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行うとともに、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民、関係機関と連携して良好な河川空間の維持管理を推進する。また、河川巡視による監視や、天竜川における不法投棄状況を掲載した「天竜川ごみマップ」等の作成・公表により、不法投棄に関する情報提供を行うことで、河川美化意識の普及啓発を図り、ゴミ、土砂等の不法投棄の未然防止に努める。

さらに、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報等の適切な対策を講じる。

7 ダム本体・観測機器等の維持管理

天竜川水系には、洪水調節等を行う施設として、国が管理する美和ダム、小渋ダム、新豊根ダムが整備されている。また、佐久間ダムについては、天竜川ダム再編事業により兼用工作物として国が管理する予定である。

これらの国が管理するダムについては、今後とも社会的な要請に応えるため、洪水時や渇水時等に機能を最大限発揮させるとともに、長期にわたって適正に運用するため、ダム運用の高度化を図りつつ、日常的な点検整備、計画的な維持修繕を行う。また、ダム等の安全性を確認するために堤体の巡視、観測を適切に行うとともに、ダム本体、ゲート、機械・電気設備、雨量・水位観測機器等の維持補修を適宜行う。

昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるようダム洪水調節機能協議会において、「治水協定」を締結してきたところであり、引き続き、「事前放流」の取組を推進していく。

地震発生の際、ダム堤体部に設置した地震計で地震動の最大加速度 25gal 以上を観測した場合、又はダム地点周辺の気象台で気象庁震度階 4 以上が発表された場合には、堤体や貯水池等の状況把握、異常の早期発見のために巡視・点検等を行うとともに、情報の収集、連絡、体制を構築し、迅速かつ確実な応急対策を行い、損傷が生じた場合には、速やかな復旧を実施する。また、南海トラフ地震の防災対策推進地域では、南海トラフ地震臨時情報等の対応段階に則して事前点検を実施する。

8 ダム貯水池の維持管理

ダム貯水池斜面の崩壊箇所、安全柵・進入防止柵等の安全施設の点検のため、ダム貯水池の巡視を行うとともに、湖面の安全確保と水質や生態系の保全等に配慮し、適正な湖面利用が行われるよう管理する。

ダム貯水池への流木・ゴミ等の流下物は、ゲートの破損や操作の支障、ダム下流河川の洪水流下の阻害、樋門の排水機能等への支障、河川利用や河川環境への支障となるため、できる限り適切に除去を行う。流木の処理にあたっては、コストの縮減や環境への配慮に努めるとともに、流木の発生源となる山林や河道の保全対策について検討を続ける。

また、ダム貯水池及び下流河川の水質を定期的に監視し、「天竜川水系水質保全連絡協議会」を通じ、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取組を引き続き行っていくとともに、水質事故発生時においては、情報の収集、連絡、分析体制を構築し、迅速かつ確実な応急対策を行っていく。

さらに、堆砂の進行による貯水池機能の低下を防ぐため、必要に応じ堆積土砂の除去等の堆砂対策を実施するとともに、美和ダム、佐久間ダムの堆砂対策施設の維持補修を行う。なお、小渋ダムにおいては、堆砂対策施設の維持補修を行うほか、今後、中長期的なダム貯水池機能維持のための土砂バイパストンネルにおける分派機能の向上対策、トンネル施設延命化のための貯砂堰における大粒径土砂捕捉対策を行い、対策後は機能の維持に努める。

異常天然現象によって土砂が貯水池へ流入し、洪水調節容量及び事前放流に係る容量内

に土砂が堆積した場合は、速やかに堆積土砂の除去ができるように努める。

9 危機管理対策

危機管理対策は、洪水や高潮、地震等による被害の防止又は軽減を図るため、関係自治体等と連携して迅速な情報伝達や水防活動の支援等を行う。

(1) 洪水時等の管理

天竜川は昭和 37 年（1962 年）に洪水予報河川に指定されており、長野地方气象台、静岡県地方气象台と共同で洪水予報の迅速な発表を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報伝達を行い、洪水被害の軽減を図る。また、水防警報の迅速な発令により、円滑な水防活動の支援や洪水被害の未然防止を図る。情報の伝達等に際しては、観測機器の精度の向上や情報伝達訓練等により、水防団等への迅速かつ正確な伝達体制を整備するとともに、防災関係機関や報道機関との連携により、住民等への迅速かつわかりやすい提供に努める。

(2) 水防等に関する連携・支援

水防団等による水防活動の円滑化のため、水防警報の発令を適切に行うとともに、水防活動への理解と関心を高めて洪水等に備えるため、水防団や地方公共団体等と連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図る。

洪水時の適切な対応のため、地方公共団体の洪水ハザードマップの作成・修正、地域住民の活用を促進するための取り組み等に対して支援・協力を行うとともに、住民の防災意識の向上や災害に対する備えのため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動や洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行う。また、平成 17 年（2005 年）の水防法改正により創設された水防協力団体制度の普及に努める。

地震等による広域的な被害や内水被害が発生した際には、被害形態の変化を随時把握するとともに、排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により積極的な支援を行う。

(3) 河川情報システムの整備

河川情報システムは、河川監視用カメラの画像や雨量・水位等の情報を常に適正な状態で収集するよう保守点検を行うとともに、重要度が高い箇所にカメラや光ケーブル、通信設備等の整備を行う。また、洪水等の非常時において、関係機関と迅速かつ的確な情報共有を図るネットワークとして機能するよう IT 技術を活用した情報の高度化を図るとともに、インターネット等を経由して情報を提供する。

(4) 水質事故対策

有害物質等が河川へ流入すると河川環境や下流の取水に著しい障害が発生する。こうした水質事故に対処するため、平常時の河川巡視や地域住民からの情報収集等により水質事故に係わる汚濁源情報の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、訓練等での水質事故対策技術の向上や情報連絡体制の充実を図る。また、水質事故対策の資機材の備蓄を行うとともに、関係機関等の備蓄状況も把握し、速やかな対策の実施が図られるように努める。

水質事故発生時には、天竜川水系水質保全連絡協議会を構成する関係機関等と連携し、水質事故対策マニュアルに基づき、事故状況、被害状況及び原因等の迅速な伝達と的確な対策行い、被害の拡大防止を図る。

第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

1 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1) 適正な流水管理や水利用

適正な流水管理や水利用の現状と課題を踏まえ、河川環境の保全や適切で効率的な取水が行われるように、日頃から関係機関及び水利使用者と情報交換に努める。

(2) 渇水時の対応

渇水時の対応を適切に行うため、関係機関及び水利使用者等と連携し、情報提供や情報連絡の体制を整備するとともに、渇水による被害を最小限に抑えるため、発電ダムからの流量補給、利水者相互間の水融通の円滑化、節水対策等を推進する。

第3項 河川環境の維持に関する事項

1 河川の清潔の維持

(1) 不法投棄物等の処理

洪水時に流出するゴミや流木、不法投棄されたゴミ等は、地域住民等の参加する河川の美化・清掃活動を支援し、河川美化の意識向上を図るとともに、関係機関や地域住民と連携して速やかに撤去処分し、河川環境への負荷を軽減する。また、河川監視用カメラ等の設置、河川巡視の強化等により監視体制を強化し、流域全体での不法投棄マップの作成や看板の設置等により、不法投棄に対する地域住民への啓発活動を行うとともに、必要に応じて車両の進入を防止するなど不法投棄の解消のため適切な措置を講じる。

(2) 水質の維持

河川の水質については、水質調査による定期的な監視とともに、河川巡視等での排水等を含む日々の監視により、状況を的確に把握する。

これら水質の情報については、関係機関や地域住民等に幅広く提供する。

また、水質の改善を図るため、関係機関や地域住民と連携し、流域が一体となって汚濁負荷削減に向けた取り組みを推進する。

2 地域と連携した取り組み

(1) 河川愛護団体等との連携

天竜川の沿川に暮らす地域住民が天竜川に誇りや親しみを持てるよう、天竜川流域の文化や歴史の永続的な伝承に配慮し、河川整備の目的や実施の状況等について、わかりやすく適切な情報の提供や説明に努めるとともに、より良い河川環境を実現していくため、河川愛護団体、NPO、市民団体、地域住民とのパートナーシップを確立し、協働による河川清掃活動、河道内樹木の伐開や外来種の駆除活動等への自主的な参画により、地域と一体となった河川管理の推進を図る。また、このような活動を通じて、地域住民等の参加と連携による天竜川の河川利用と、これを基軸とした活力ある地域づくりを推進する。

(2) 水源地域ビジョン等の実施

ダム設置地域の周辺自治体、関係住民団体と協力して水源地域ビジョン^{※1}、地域に開かれたダム^{※2}で計画された周辺地域活性化方策を積極的に実施する。

表-3.2.4 水源地域ビジョン策定ダム及び地域に開かれたダムの指定ダム

項目	ダム名
水源地域ビジョン ^{※1} 策定ダム	美和ダム、小渋ダム、新豊根ダム
地域に開かれたダム ^{※2} の指定ダム	美和ダム

※1 ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画であり、水源地域ビジョンにはダム及びダム周辺の豊かな自然及び水源地域の伝統的な文化活動等を利用した水源地域の自立的、持続的な活性化の方策とともに、ダム事業者・管理者及び関係行政機関が行う支援方策等を定める。

※2 地域の自然的、社会的条件等を勘案し、ダム本体、ダム湖及び周辺区域の整備等に関する事業を計画的かつ一体的に推進することにより、当該地域の自然環境、レクリエーションその他の機能を高め、ダム本体、ダム湖及び周辺区域の利活用を促進し、地域の活性化を図ることとされたダム。

(3) 河川利用・水面利用の適正化

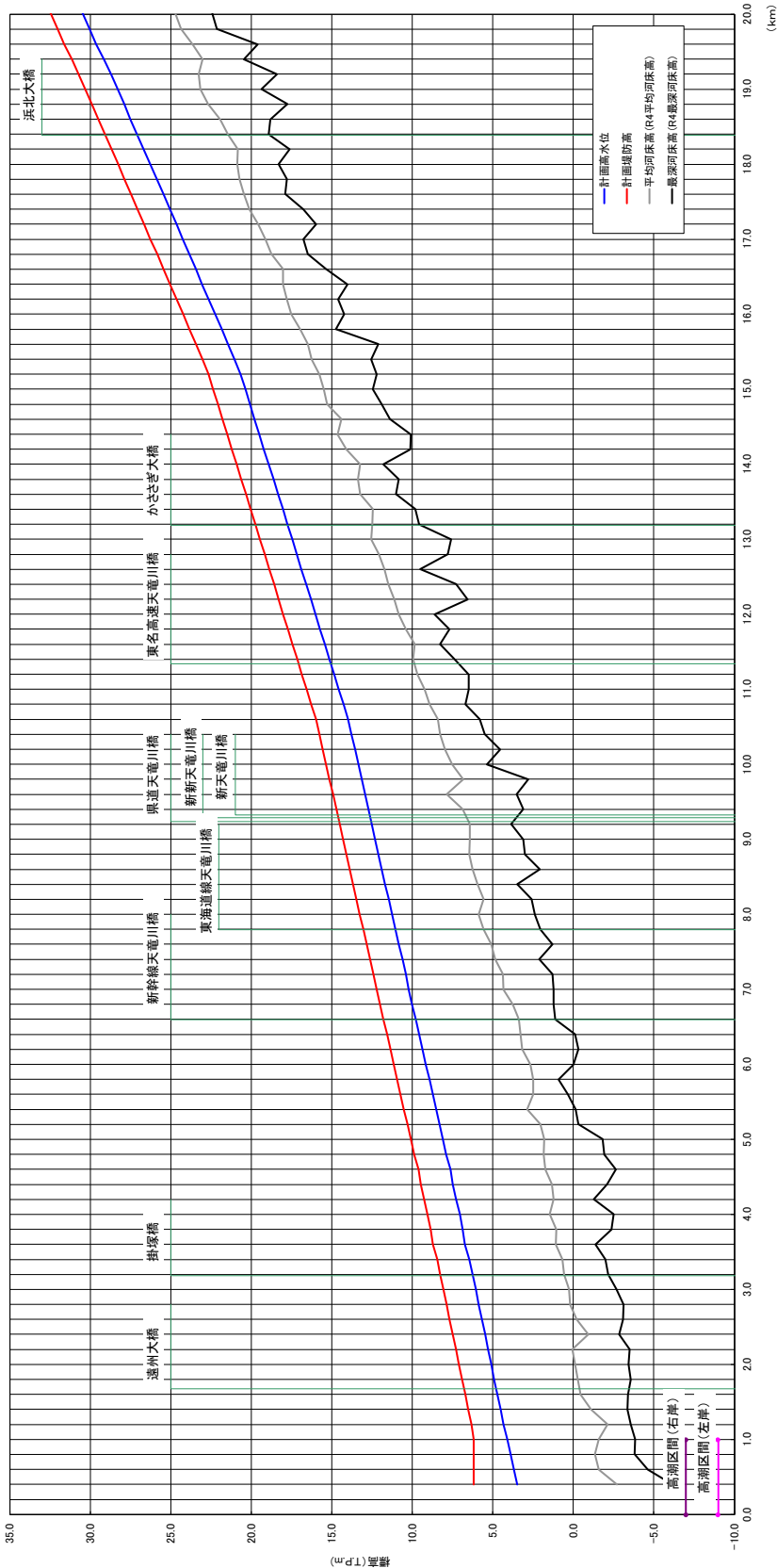
安全な河川利用のため、危険箇所の把握、解消及び注意喚起等に努めるとともに、天竜川下流部水難事故防止協議会等により関係機関と連携した対策を実施する。

不法耕作地、不法な高水敷の占用については、関係機関と連携して撤去及び原状回復の指示による違反行為の是正・適正化に取り組む。

天竜川には、不法占用を含め多数の船舶が係留されているが、これらについては、関係機関との連携を深め、不法係留船対策を進める。

計 画 諸 元 縦 断 図

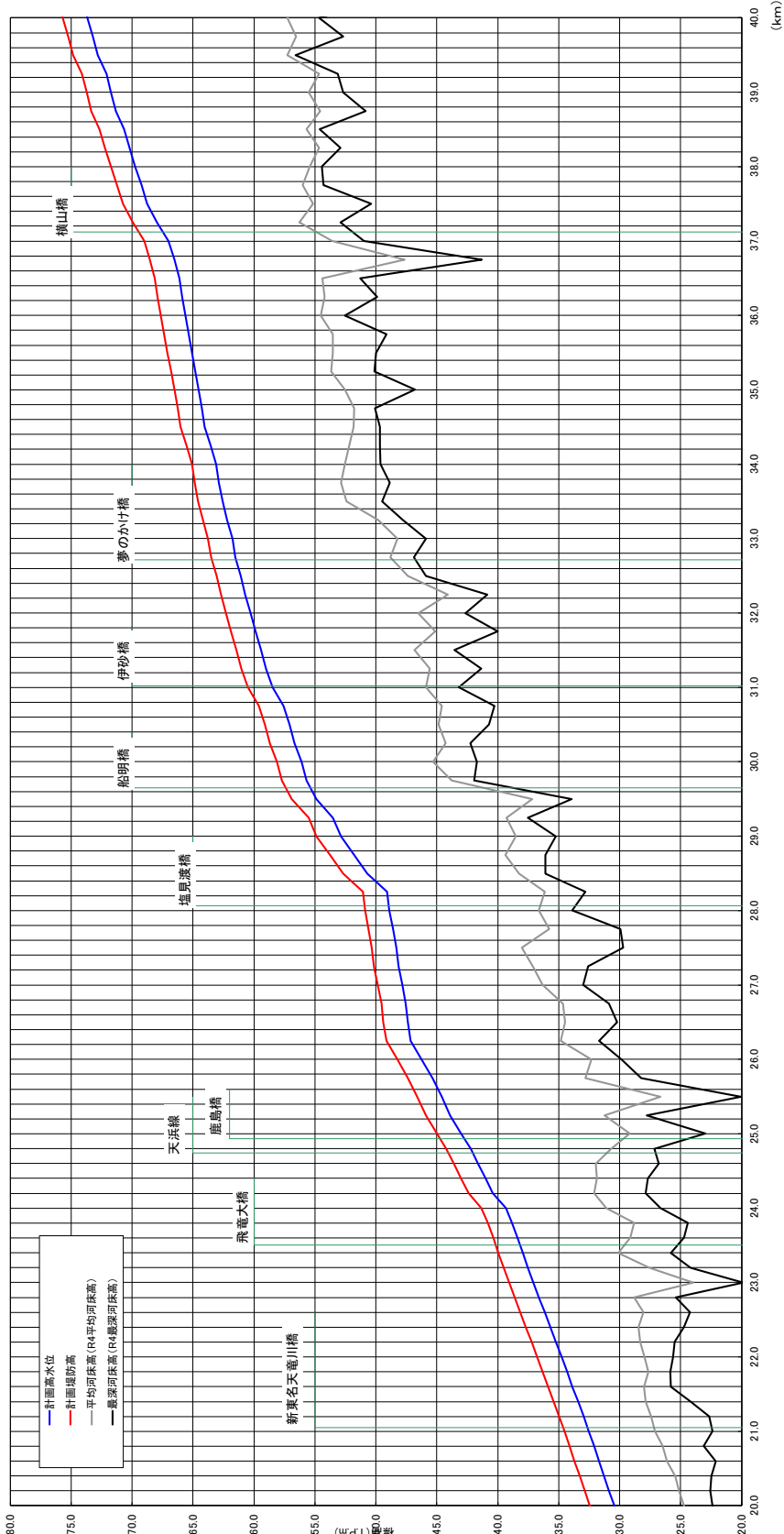
計画諸元表 天竜川 (0.0k~20.0k)



距離標	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	7.00	8.00	9.00	10.00	11.00	12.00	13.00	14.00	15.00	16.00	17.00	18.00	19.00
累加距離	861	1,814	2,806	3,459	4,502	5,513	6,333	7,146	8,158	9,001	9,618	10,018	11,886	12,709	13,719	14,718	15,722	16,695	17,508
計画高水位	4.11	5.10	6.05	7.05	8.10	9.15	10.21	11.26	12.31	13.34	13.99	14.57	16.02	16.02	17.45	18.91	20.66	24.26	26.26
計画勾配	6.20	7.10	8.05	9.05	10.10	11.15	12.21	13.26	14.31	15.34	15.99	16.57	18.02	19.45	20.91	22.36	24.23	26.26	28.26
平均河床高	-1.57	-3.42	-2.69	-2.49	-1.82	2.66	4.35	5.87	6.41	7.51	8.40	9.23	10.86	12.56	13.25	15.77	17.51	20.86	23.18
最深河床高	-3.83	-3.42	-2.69	-2.49	-1.81	0.00	1.24	2.40	3.12	5.35	5.80	6.50	8.61	7.88	11.80	12.44	14.23	18.30	19.36

※ 平均・最深河床高はR4の値
※ 計画堤防高は計画水位に余裕高を加えて表示している

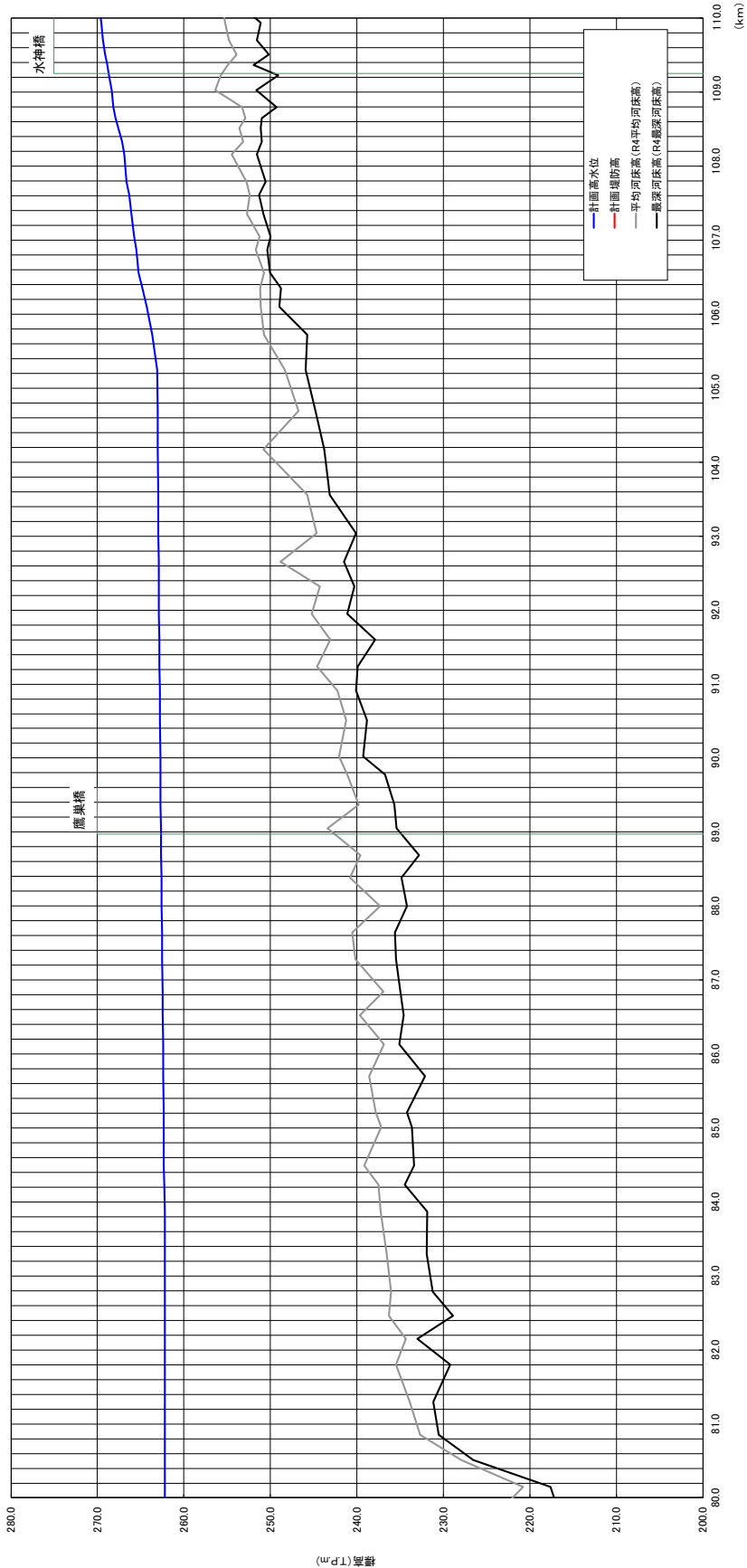
計画諸元表 天竜川 (20.0k~40.0k)



距離標	20.00	21.00	22.00	23.00	24.00	25.00	26.00	27.00	28.00	29.00	29.75	30.00	31.00	32.00	33.00	34.00	35.00	36.00	37.00	38.00	39.00
追加距離	18.563	19.609	20.561	21.641	22.565	23.261	24.329	25.307	26.519	27.376	27.910	28.048	29.204	30.168	30.771	31.724	32.279	33.654	34.808	35.746	36.642
計画橋高水位	30.45	32.53	34.75	37.08	39.34	42.99	46.29	47.82	49.07	52.87	55.70	56.11	58.47	60.29	61.76	63.10	64.04	65.62	66.99	69.75	71.72
計画堤防高	32.45	34.53	36.75	39.08	41.34	44.99	48.23	49.82	51.07	54.87	57.70	58.11	60.47	62.29	63.76	65.10	66.04	67.62	68.99	71.75	73.72
計画河床高	24.72	27.12	27.98	23.94	31.09	29.15	34.82	36.31	36.13	38.53	43.76	45.33	45.89	46.53	48.21	52.55	51.83	54.54	53.55	55.42	52.66
計画河床高	22.40	22.40	25.60	19.85	26.64	22.99	29.85	33.00	33.90	35.23	41.93	41.73	43.18	42.65	45.89	49.61	49.69	52.54	50.96	54.45	52.66
計画勾配	1/477					1/307		1/1,010		1/232				1/554				1/558			

※ 平均・最深河床高はR4の値
※ 計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

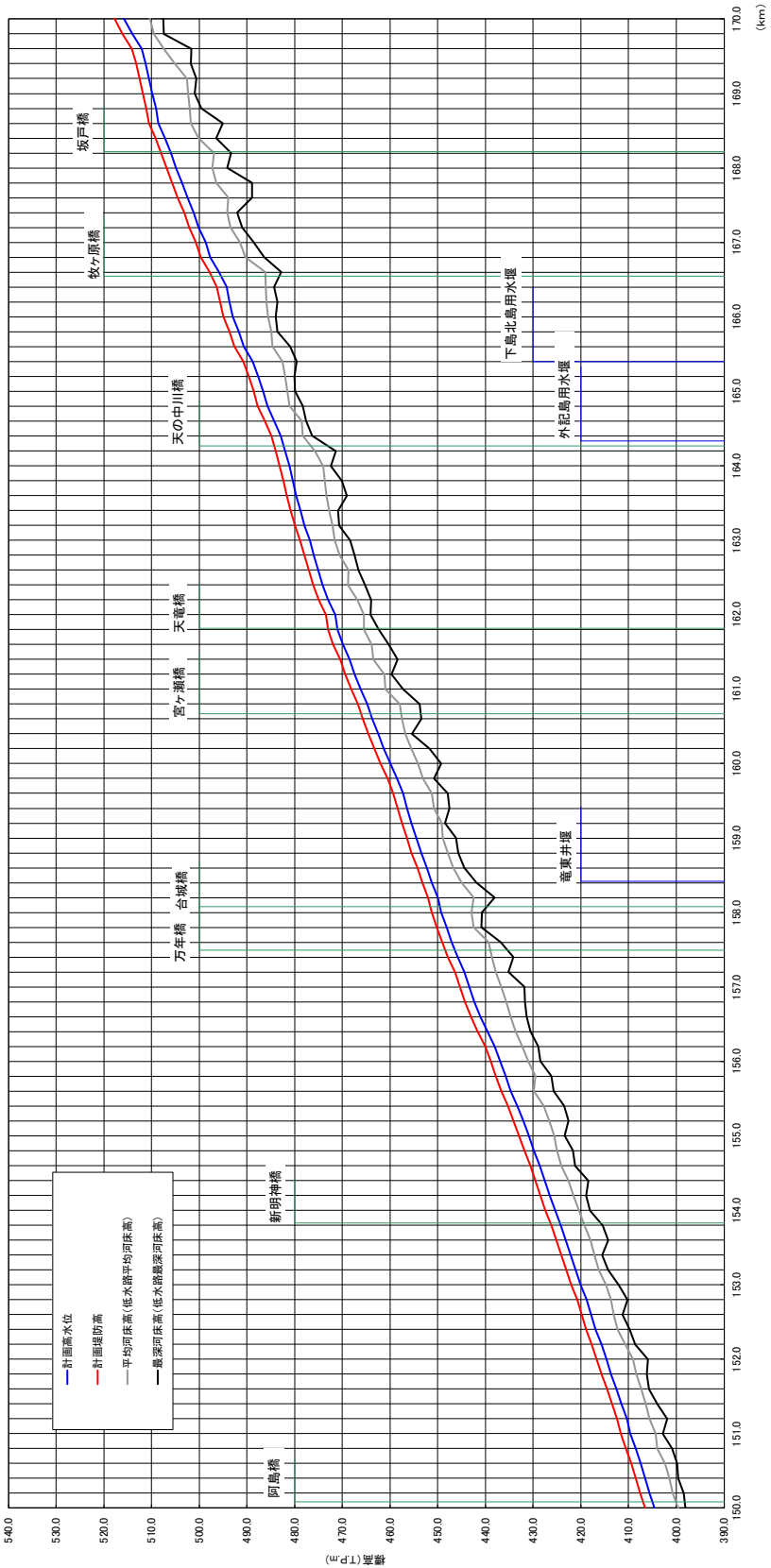
計画諸元表 天竜川 (80.0k~110.0k)



距離標	80.00	81.00	81.30	82.00	82.46	83.00	83.30	84.00	85.00	85.01	86.00	87.00	87.28	88.00	89.00	89.05	90.00	90.91	91.00	92.00	93.00	93.04	104.00	104.17	105.00	105.25	106.00	107.00	107.05	107.05	108.00	108.80	109.00	109.03
累加距離		73.612	74.410	75.071	75.984	262.34	262.20	262.20	262.51	76.888	79.583	80.569	82.426	84.266	86.000	87.583	89.000	90.569	91.000	92.000	93.000	94.426	96.270	98.170	99.244	100.244	101.000	102.051	103.051	104.000	105.000	106.000	107.000	
計画水位	262.20	262.20	262.20	262.20	262.20	262.34	262.20	262.20	262.51	262.51	262.66	262.79	262.96	262.96	262.96	262.66	262.66	262.79	262.96	262.96	262.96	262.96	263.10	263.10	264.27	264.27	264.27	266.31	266.31	268.65	268.65	268.85	268.85	
勾配	LEVEL																																	
堤防画																																		
平均河床高	233.91	231.18	228.90	231.92	236.56	237.20	240.16	240.16	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	
最深河床高	228.90	228.90	228.90	231.92	236.56	237.20	240.16	240.16	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38	243.38
計画																																		
堤防画																																		
平均河床高																																		
最深河床高																																		

※ 計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している
※ 平均・最深河床高はR4の値

計画諸元表 天竜川 (150.0k~170.0k)



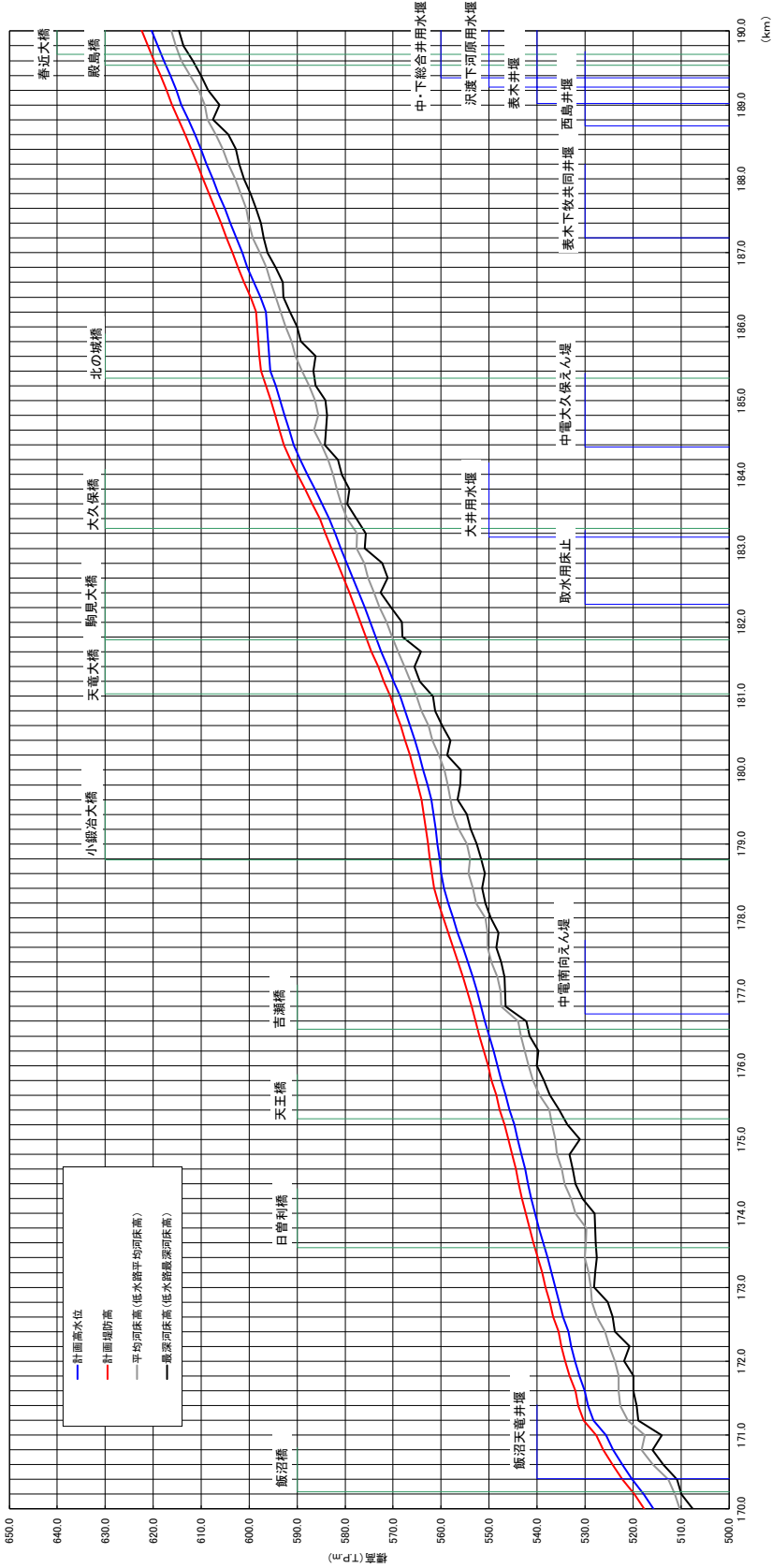
距離	150.09	151.00	152.00	21.309	22.328	23.352	24.338	25.318	26.364	27.404	28.411	29.419	30.378	31.314	32.531	33.508	33.910	34.536	35.602	36.565	37.610	38.231	39.255	169.60	
堤防高	404.99	409.61	414.65	416.65	420.02	423.37	428.60	430.94	434.34	440.08	444.25	448.55	454.19	460.90	470.83	481.12	482.54	486.61	488.72	492.95	498.67	506.08	509.79	512.06	169.60
平均河床高	398.06	402.89	405.93	409.12	414.74	418.04	423.40	425.61	428.70	433.81	436.93	442.06	445.11	450.31	456.96	464.19	468.34	471.49	474.62	479.51	483.29	487.73	491.51	494.06	169.60
計画高水位	404.54	404.99	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	169.60
勾配	1/190	1/163	1/154	1/144	1/134	1/128	1/123	1/118	1/114	1/110	1/107	1/104	1/101	1/98	1/95	1/92	1/89	1/86	1/83	1/80	1/77	1/74	1/71	1/68	1/65
計画堤防高	404.54	404.99	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	169.60
計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している	404.54	404.99	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	404.54	169.60

※計画堤防高は構造的余裕を示しており、龍堤（開口部）が存在するところについてはこれに基づかず、今後の検討、調整により個別で定めるものとする。

※平均・最悪河床高は似時点の値

※計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

計画諸元表 天竜川（170.0k～190.0k）

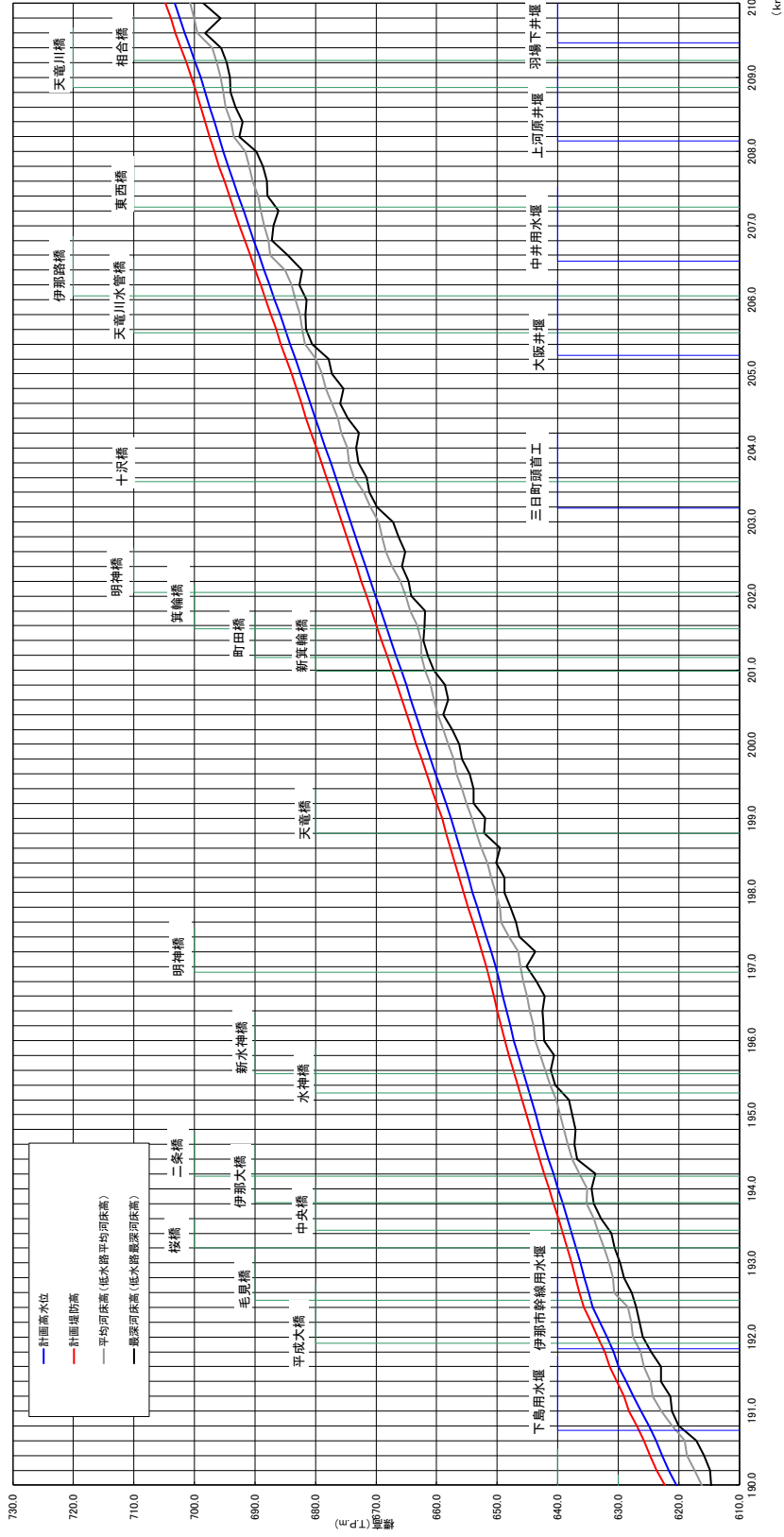


距離 橋	計画 河床高	平均 河床高	計画 堤防高	計画 高水位	計画諸元表															計画 高水位			
					170.0	171.0	172.0	173.0	174.0	175.0	176.0	177.0	178.0	179.0	180.0	181.0	182.0	183.0	184.0	185.0	186.0	187.0	188.0
距離	170.00	171.00	172.00	173.00	174.00	175.00	176.00	177.00	178.00	179.00	180.00	181.00	182.00	183.00	184.00	185.00	186.00	187.00	188.00	189.00	190.00	191.00	192.00
河床高	507.53	514.02	518.92	521.03	521.54	521.93	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03
堤防高	517.70	527.66	530.26	532.81	533.82	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14	534.14
高水位	515.70	525.66	528.26	530.81	531.82	532.83	533.84	534.85	535.86	536.87	537.88	538.89	539.90	540.91	541.92	542.93	543.94	544.95	545.96	546.97	547.98	548.99	549.00
平均	510.28	517.54	521.03	524.52	528.01	531.50	535.00	538.50	542.00	545.50	549.00	552.50	556.00	559.50	563.00	566.50	570.00	573.50	577.00	580.50	584.00	587.50	591.00
計画	507.53	514.02	518.92	521.03	521.54	521.93	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03	522.03

※計画堤防高は標高的な高さを示しており、露堤（開口部）が存在するところについてはこれに基づかず、各段の検討、調整により個別で定めるものとする。

※計画堤防高は計画水位に余裕高を加えて表示している

計画諸元表 天竜川 (190.0k~210.0k)

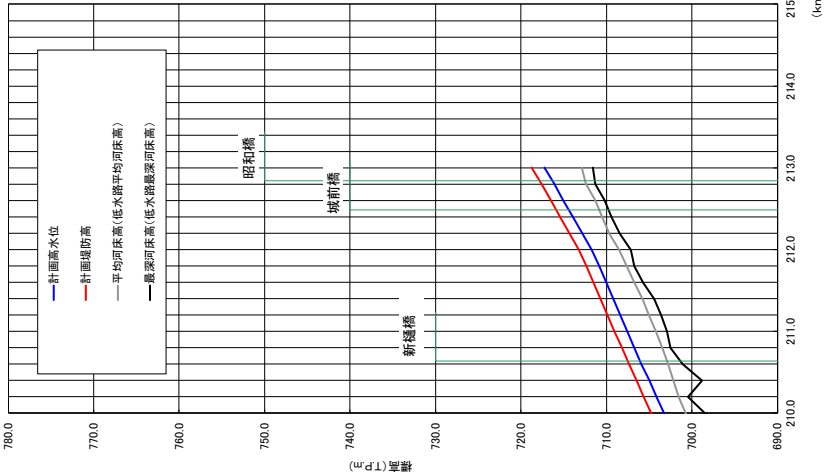
[illegible]

※計画堤防高は標準的な高さを示しており、霞堤（開口部）が存在するところについてはこれに基づかず、今後の検討、調整により個別で定めるものとする。

※平均・最深河床高はR4時点の値

※計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

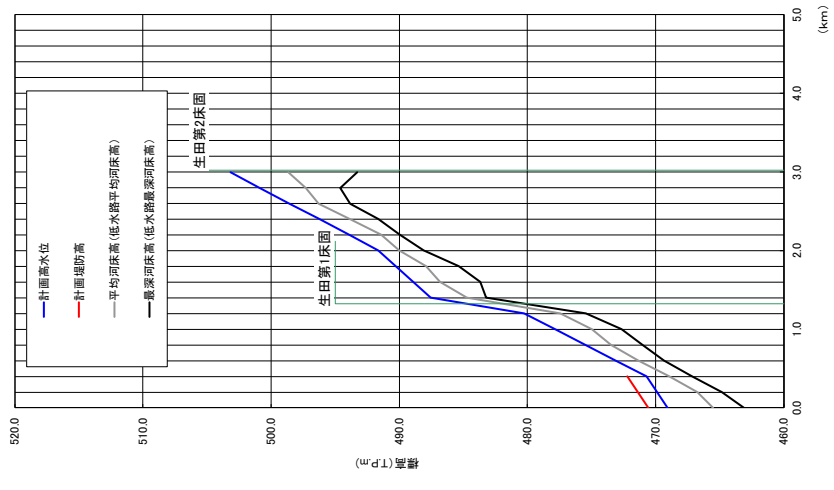
計画諸元表 天竜川 (210.0k～213.0k)



距離	210.00	210.64	211.00	212.00	212.49	212.84	213.00
距離	79.753	80.780	81.791	82.810	83.829	84.848	85.867
計画	703.25	706.03	707.52	711.73	714.39	716.35	717.25
高水位	703.25	706.03	707.52	711.73	714.39	716.35	717.25
勾配	1/240	1/185	1/185	1/185	1/185	1/185	1/185
堤防高	704.75	709.02	713.23	718.75	724.27	729.79	735.31
河床高	700.72	704.23	708.53	712.89	717.15	721.41	725.67
平均	700.72	704.23	708.53	712.89	717.15	721.41	725.67
最深	698.47	702.94	707.15	711.57	715.99	720.41	724.83

※ 平均・最深河床高は84時点の値
計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

計画諸元表 小渋川 (0.0k~3.0k)

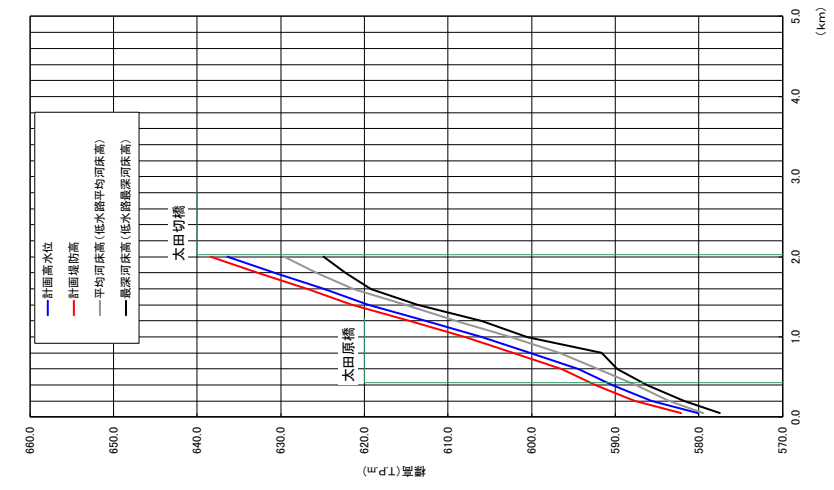


距離	0.00	0.40	1.00	1.20	1.40	2.00	3.00	
累加距離	0	400	1,000	1,200	1,400	2,000	3,000	
計画高水位	469.07	470.72	470.86	480.24	487.54	491.62	503.17	
計画水位勾配	1/242	○	1/84	○	○	1/147	○	1/87
計画堤防高	470.57	472.22	474.97	477.45	484.71	489.98	498.64	
平均河床高	465.52	468.90	472.64	475.42	483.20	488.07	493.26	
最深河床高	463.10	467.17	472.64	475.42	483.20	488.07	493.26	

※ 平均・最深河床高はR4時点の値

※ 計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

計画諸元表 太田切川 (0.0k~2.0k)

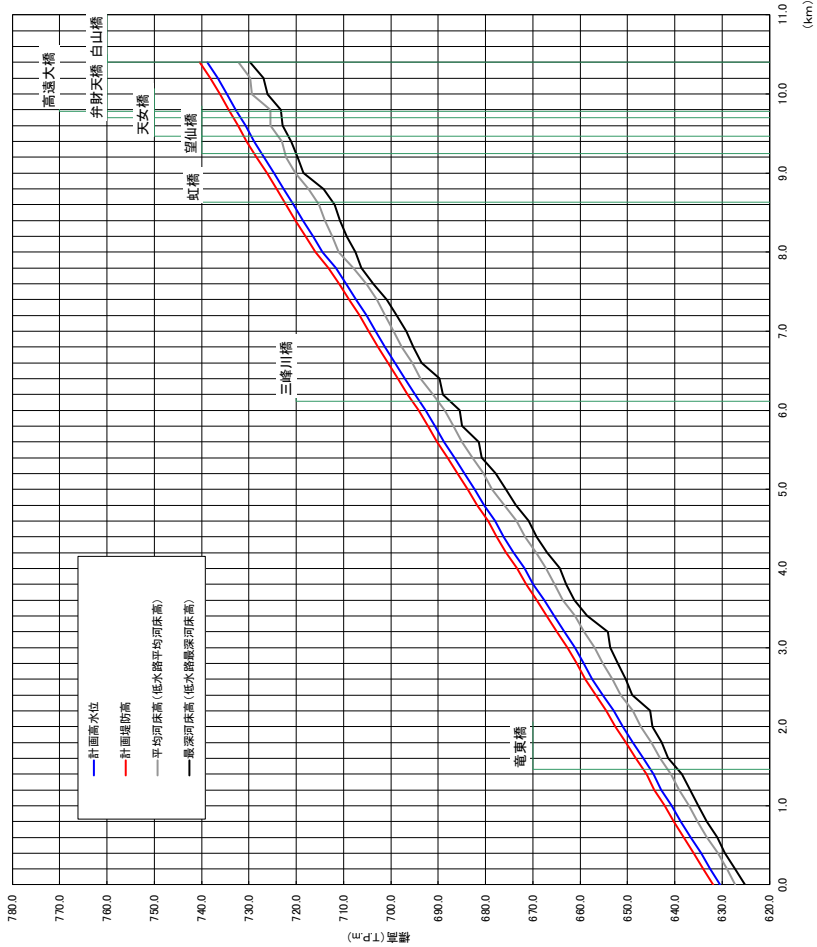


距離	0.05	1.00	1.40	2.00	
累加距離	0	979	1,411	2,000	
計画高水位	580.15	605.92	619.51	636.40	
計画水位勾配	○	1/45	○	1/40	○
計画堤防高	582.15	607.92	621.51	638.40	
平均河床高	579.49	602.45	615.10	629.57	
最深河床高	577.47	600.50	613.68	624.88	

※ 平均・最深河床高はR4時点の値

※ 計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

計画諸元表 三峰川 (0.0k～10.4k)



距離	0.00	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	7.00	8.00	9.00	10.00	10.40
累加距離	0	1.003	2.003	2.988	4.021	5.039	6.050	7.069	8.163	9.161	10.116	10.527
計画高水位	630.36	640.69	651.00	661.14	671.78	682.27	692.69	703.19	714.46	724.74	734.58	738.81
計画河床高	627.23	637.05	647.20	656.90	667.24	678.60	688.62	699.36	711.05	720.21	729.34	732.18
平均河床高	629.18	637.05	644.69	653.61	664.33	675.65	685.48	696.68	707.43	718.45	726.12	729.70
計画堤防高	631.86	642.19	652.50	662.64	673.28	683.77	694.19	704.69	715.96	726.24	736.08	740.31
堤防高勾配	○											○

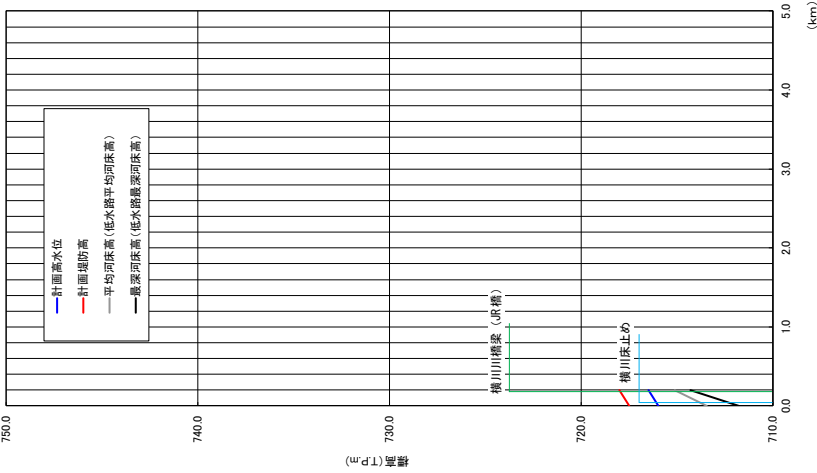
※計画堤防高は線形的な高さを示しており、龍堤（開口部）が存在するところについてはこれに

※ 平均・最深河床高は4特定点の値

※ 計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している

※ 今後の検討、調整により個別で定めるものとする。

計画諸元表 横川川 (0.0k～0.2k)



距離	0.00	0.20
累加距離	0	0.200
計画高水位	715.97	716.49
計画河床高	713.42	715.10
平均河床高	711.76	714.29
計画堤防高	717.99	717.47
堤防高勾配	583/	

※ 平均・最深河床高は4特定点の値

※ 計画堤防高は計画高水位に余裕高を加えて表示している